

官報

平成二十二年五月二十七日

○第七十四回 衆議院會議録 第三十二号

平成二十二年五月二十七日(木曜日)

議事日程 第二十一号

平成二十二年五月二十七日

午後一時開議

- 第一 放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第四 航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第五 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
- 第六 口蹄疫対策特別措置法案(農林水産委員長提出)

○本日の會議に付した案件

- 厚生労働委員長辞任の件
厚生労働委員長の選挙
総務委員長近藤昭一君解任決議案(浜田靖一君外六名提出)
- 日程第一 放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 日程第四 航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 日程第五 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
- 日程第六 口蹄疫対策特別措置法案(農林水産委員長提出)
- 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後五時三十九分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

厚生労働委員長辞任の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

厚生労働委員長藤村修君から、委員長を辞任いたしたいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決まりました。

厚生労働委員長の選挙

○議長(横路孝弘君) つきましては、これより厚生労働委員長の選挙を行います。

○高山智司君 厚生労働委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、厚生労働委員長に鉢呂吉雄君を指名いたします。

〔拍手〕

○高山智司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

浜田靖一君外六名提出、総務委員長近藤昭一君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

総務委員長近藤昭一君解任決議案(浜田靖一君外六名提出)

○議長(横路孝弘君) 総務委員長近藤昭一君解任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。秋葉賢也君。

総務委員長近藤昭一君解任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔秋葉賢也君登壇〕

○秋葉賢也君 自由民主党の秋葉賢也です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました総務委員長近藤昭一君解任決議案について、提案の理由を御説明いたします。(拍手)

まず、案文を朗読いたします。

本院は、総務委員長近藤昭一君を解任する。

右決議する。

以下、その理由を説明いたします。

申すまでもなく、総務委員長は、国会法に定める院の役員であり、行政機構、公務員制度、地方自治など、国の基本的な仕組みにかかわる問題などを所管する委員会の長であります。公正かつ公平な立場で円満な委員会運営に努めるという大変重大な任務を負っていることは、だれも異を唱えないはずであります。

しかしながら、近藤昭一君は、総務委員長に就任して以降、私ども自民党を初めとする野党の主張に十分耳を傾けることなく、委員会運営において、政府や与党の一方的な振る舞いを許してきたのであります。中立的な立場を放棄し、政府・与党の権力にくみしている近藤昭一君を総務委員長として認めることは、これ以上できないのであります。

総務委員長近藤昭一君の解任を求める第一の理由は、第百七十三回臨時国会での委員長就任あいさつの発言内容と実際の運営が全く一致しておらず、就任以降、与野党合意のない中で、委員長職権を濫用した委員会のセツトや強行的な開会を幾度となく続けているということであり、また、順を追って御説明申し上げます。

まず、昨年十一月十九日の理事懇談会において、翌二十日の初回委員会を職権で決めました。近藤昭一君は、政権交代後初めて開かれる総務委員会を与野党の合意を待たずに一方的に決めるという信じられない暴挙とともにその職務をスタートさせたのであります。

さらに驚くべきは、その委員会の議題であります。従来の常識では、初回委員会というのは、委員

長の就任あいさつ、理事互選などのいわゆる手続、そして大臣あいさつ等にとどめるのが通例であります。しかし、近藤昭一君は、これらに加え、人事院勧告説明、給与法の提案理由説明、質疑、採決、さらには、それまでの理事懇談会で与党から全く言及のなかった郵政株式売却停止法の提案理由説明、質疑、採決までもを議題としたのであります。これらの議題がいかに非常識なものであるかは、委員会のスケジュール表が、一枚におさまらずに、二枚を縮小して配られていたことから端的にわかります。

そして、十一月二十日には、自民党、公明党が欠席する中、就任後初となる委員会の開会をちゅうちよすることなく強行し、委員長就任あいさつ、理事互選、大臣あいさつ、人事院勧告説明、給与法提案理由説明、質疑を行ってしまいました。

その際の委員長のあいさつは、皮肉としか言いようがありません。野党最大会派の自民党と第二会派の公明党の理事、委員の姿が見えない中、委員各位の御指導、御協力を賜り、公正な委員会運営を図ってまいりたいと高らかに宣言したのであります。一体、だれの、どういった行為で我々が委員会の欠席という手段をとらなくてはならなかったのか。公正な立場にある委員長としての自覚が全く欠如している、ゆゆしき発言ではありませんか。

全く情けない実態。これが、国権の最高機関たる国会の一翼を担う衆議院、その常任委員会の一つである総務委員会の一こまなのであります。このような上辺だけの発言が許されてよいのでしょうか。今や言行不一致は鳩山政権の常套手段

となつていますが、国民の政治への信頼失墜を招くこのような行為が許されるわけがありません。さすがに不正過ぎると御自身が気づいたのでしよう。初めて与野党全会派がそろった委員会となった十一月二十六日、近藤昭一君は、ここ数日間の委員会運営が円滑でなかったことについてはまことに遺憾である、今後は委員長として円満な委員会の運営に努めたいと発言し、それまでの一連の委員会運営に不手際があったことを認めて、陳謝いたしました。

私は、この率直な言葉には、近藤昭一君の高い見識と豊富な経験、誠実な性格があらわれているとの認識を改めて確認し、言葉どおり、公正で円満な委員会運営が行われるよう、心から御期待を申し上げます。

しかし、その発言からわずか四日後、十一月三十日の理事懇談会において、またもや与野党の一致を見ないまま、翌十二月一日の委員会を職権で強行にセツトしたのであります。そして、十二月一日、我が党が欠席する中、委員会の開会を強行し、郵政株式売却凍結法の提案理由説明、質疑、採決を行った上、議院運営委員会に本会議への緊急上程を申し入れました。

二度にわたって公正な委員会の運営を宣言した委員長あいさつの内容とは全くの裏腹であるこれらの運営が、同法案の成立を急ぐ政府・与野党の強い意向に沿ったものであることは間違いない。当時の新聞を見ると、衆参の民主党国対委員長に対し、会期末までに仕上げるのがあなたたちの務めだ、しっかり頼むと、小沢幹事長が天の声を発した様子が報道されております。

近藤昭一君、委員長あいさつは単なるセレモ

ニーではありません。あなたがたつた五日前に行ったばかりの反省と陳謝の弁は、一体何だったのですか。私たちが抱いた期待をいとも簡単に裏切るこうした行為を、どう釈明するのですか。常任委員長が公正で中立な立場を放棄して、どうして国民の信頼を得ることができなのでしょう。近藤昭一君の一方的な運営は、ことしに入ってからも続きます。

二月二十三日の理事懇談会において、翌二十四日の委員会を、与野党の合意なく、職権で強行にセツトいたしました。そして、二十四日には、我が党が欠席する中、委員会の開会を強行し、地方税法、地方交付税法の質疑を行ったのであります。

さらに、五月十日、理事懇談会において、翌十一日の委員会を、これまた与野党合意のないまま、職権で強行にセツトいたしました。のみならず、質疑の時間配分まで、野党筆頭理事に何の相談もなく、一方的に決めようとする与野党側の主張を全面的に受け入れ、決定したのであります。

十一日には、我が党は委員会に出席して、委員長及び与野党の強引な運営に強く抗議しましたが、近藤昭一君は、休憩もせず、野党側に何の配慮も行わずに、予定どおり、一般質疑、放送法と高度テレビ利用促進法の提案理由説明を行ったのであります。

そして、近藤昭一君は、続く五月二十三日の理事懇談会で、翌二十四日の委員会を職権で強行にセツトいたしました。その二十四日、野党が激しく抗議する中、委員会の開会を強行し、放送法と高度テレビ利用促進法の質疑を進め、民主党理事による質疑打ち切りの動議をちゅうちよなく受け

入れ、強行採決へ突き進んだのであります。

民主党筆頭理事の福田昭夫君は二十三日の理事懇談会で採決、緊急上程を提案しましたが、実はそのとき、放送法に関する与野党の実務者による真摯な修正協議がまだ始まったばかりでありました。そして、採決が行われたのは、その提案の翌日であります。いかに近藤昭一君が与野党の意向を受けた運営に徹しているか、御理解いただけるものと思います。

近藤昭一君の暴走はとどまるところを知りません。

強行採決を行ったその日のうちに、翌二十六日正午の理事懇談会を職権でセツト。二十六日に野党四党がそろって自分の解任決議案を提出するとの動きを察知するや、正午の理事懇談会を待たず、解任決議案提出二分前の午前十一時二十三分に、職権で二十七、二十八日両日の委員会をセツトしたのであります。

何をそんなに急いでいるのですか。まさか、まさか郵政改革法の審議を強行に進めるためではないでしょうね。

前回の郵政民営化法案の審議のときには、国民の広範な議論を喚起しながら、実に五十日間、質疑二十回、計百二十時間、参考人質疑四回、地方公聴会三カ所という、慎重かつ十分な審議を行いました。今回も、郵政改革と銘打っている以上、もちろん前回に準じた、いや、前回以上に審議を尽くしていただけるものと信じて疑いません。

しかし、現状は、二十七、二十八日両日の委員会セツトに関しては、もはや、修正協議だけではなく、筆頭閣協議も理事懇談会すらも行わず、

委員会の定例日すらも無視するという、顔に似合わない極悪非道ぶりを発揮したのであります。近藤昭一君の名は、戦後日本の憲政史において、劣悪きわまりない常任委員長として記録と記憶に残ることになるであらうでしょう。

以上申し上げてきたとおり、総務委員長近藤昭一君の運営手法は、与野党による合意形成を全く重視せず、与野党側のみ全面的に配慮した運営に終始一貫しております。近藤昭一君には、委員長としての最も優先されるべき公平性が全く欠落しており、これ以上その職にとどまっていたたくわけにはまいりません。

総務委員長近藤昭一君の解任を求める第二の理由は、放送法の法案審議において、我が党の資料要求を理不尽に拒否する与野党に加担するとともに、修正協議を打ち切り、審議不十分のまま、採決、本会議緊急上程を行ったことであります。

今回提出された放送法改正案は、制定以来六十年ぶりという全面的な大改正であります。

それにもかかわらず、これまでの通信・放送の総合的な法体系に関する議論の俎上に一度ものせられたことのないまま、また、昨年来より民主党政権においても具体的な議論の形跡もなく、総務大臣の強い意向により突然追加された項目が含まれております。その内容というのも、報道に対する権力の恣意的な介入にもなり得る条項でありまして、国民の自由と権利を守るためにも慎重に審議をするべきものであります。

参考人質疑では、五人の参考人全員から懸念が示されたのを初め、総務省の今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォー

ラムにおける構成員からも、リセットして出直すべきだとの声が上がっております。慎重審議を求める声は、野党だけではなく、国民の声でもあるのです。

法案審議では、自民党、公明党がそれぞれ提出した修正案に基づき、与野党間で修正協議が行われてきましたが、二十五日、与野党は、野党との円満な形で決着させる機会を突如打ち切った上、民主、社民共同で、修正協議を踏まえた修正案とやらを一方的に提出してまいりました。近藤昭一君は、野党の、与野党修正案に対する質疑を改めて行いたいとの当然の主張を無視する形で、この突然出された与野党提出案を委員会の議題として加えたのであります。

それならばこの場で与野党修正案に質疑したいと公明党、共産党の申し出に対しては、今度は、修正協議の結果出された修正案であり、質問は政府にしてほしいと、議題に加えておきながら質問をさせないという、およそ委員会運営の常識では全く考えられない野党議員からの質問権剝奪行為に及んだのであります。

まずは、十分な修正協議を行った上で合意を目指すのがあるべき姿ではありませんか。さらに、与野党が修正案を出したのであれば、与野党の修正案を踏まえた上で、再度十分な質疑時間を確保し検討するというのが議会制民主主義の原則的ルールではありませんか。

そもそも私たちは、今回の放送法改正が六十年ぶりの大改正ということで、二十時間の審議時間を要求したのであります。しかし、実際には、政府に対する質疑は約十時間と、半分で打ち

切られる始末であります。近年繰り返された放送法の改正とは比べ物にならない大改正なのであります。国民の権利に直結する内容を持つ改正案なのです。それにもかかわらず、強硬に質疑を許さないというのは、これこそ権力の濫用にほかなりません。

修正協議による合意形成に応じないのは、今回の放送法改正案、ただけではありませんでした。

我が党は、先月、公明党、みんなの党と共同提案という形で独立行政法人制度の対案を提出いたしました。独立行政法人制度の効率化、透明化を図るためには、政府案と比べて、私も野党三党が提出した対案の方が実効的なのは、だれの目にも明らかでありました。天下りの根絶をうたい、事業仕分けをセンセーショナルに行つて無駄の撲滅をアピールされている政府ならば、当然、何らかの形で我々の提案を受け入れていただけるものと期待し、政府案の修正協議を要請いたしました。

しかし、修正協議にすら一切応じることなく、政府提出の独立行政法人通則法は、将来ビジョンも示されることなく、あいまいなままに、不完全で中途半端な内容のまま委員会を通過したのは周知のとおりであります。

良識ある議員の皆さん、国民の皆さんは、何かおかしいとお気づきになるはずですよ。

近藤昭一君の委員会運営の手法は、真にこの国のことを思つて協議をするのではなく、政府・与野党の一方的な権力の誇示であり、実に形式的な、上辺だけのアピールに終始しているのが実態です。採決を急ぎたい与野党の思惑により、与野党各

会派による真摯な修正協議がまさに形だけのものとなり、ひいては議会運営の形骸化を招いている始末です。与野党の合意形成にほとんど努力をせず、与党に加担する近藤昭一君は、民主党独裁政治を総務委員会の場でもありありと示したものであり、その責任は極めて重いのであります。

また、五月十三日の総務委員会において、我が党の小里泰弘君が、政治家と放送事業者との癒着の疑惑を追及いたしました。小沢一郎民主党幹事長と幹事長の地元のテレビ局である岩手めんこいテレビとの関係であります。

岩手めんこいテレビ局が開設される際、大株主として、実際に株を購入していない人たちの名前が載っているのではないかと、その人たちは小沢幹事長とのつながりがある人たちではないのかとの疑惑が報道されております。

言うまでもなく、公共性の高い放送事業者には、国民から疑惑を持たれないように努力をしなければならぬ、仮に疑惑を持たれた場合には、みずから積極的に説明し、疑惑を晴らしていく姿勢が必要です。そのためにも、十分な質疑時間の中で、癒着が生まれないような制度を検討することも総務委員会の重要な役割であることは言うまでもありません。

我が党は、疑惑解明のため、岩手めんこいテレビの開設時から現在までの営業報告書、株主総会に提出された決算書の提出、民主党小沢幹事長、フジテレビの日枝会長の参考人招致を求めています。与党はこれらの要求にほとんど応じておりません。

とりわけ、岩手めんこいテレビの資料の提出要

求については、過去五年以前の分の提出を政府・与党が拒否しました。政府・与党が拒否したので

原口大臣が、当時、野党の筆頭理事だったときには、私どもが、与党として、要求のあった資料の請求には誠意を持って応じてまいりましたのは、まさに百八十度の対応の違いであります。

まず、総務省は、行政手続法に基づく行政指導によって同社側に資料提出を依頼するか、理事会での協議を待ちたいとの趣旨を主張し、与党も、国会として資料を求めるのは権力の濫用に当たると主張したのであります。しかし、一度公表された営業報告書の提出を求めることのどこが権力の濫用なのでありましょうか。

政府と与党が一体となって、その権力を維持することに躍起になっており、国民の利益といったことは二の次、三の次にされているではありませんか。口蹄疫の被害拡大をほったらかしにして海外出張を強行する大臣の方が、よほど権力の濫用、私物化だと思ふのは私だけでしょうか。少なくとも、強行採決を繰り返す近藤昭一君の方がよほど権力を濫用しているのは間違いないと思います。

我が党は、平成八年の同社の営業報告書の一部と思われる資料を独自に入手し、一部黒塗りにした上で、資料として委員に配付をいたしました。審議に先立ち、岩手めんこいテレビに事業報告書の一部かどうか確認をとりましたが、同社からは、回答を差し控えていただきましたとの返答がありました。これは、資料提出を拒むための、政府・与党、岩手めんこいテレビによる連係プ

レーなのではありませんか。

我々、議会に籍を置く者は、国民の代表として、放送事業者と政治家との癒着が疑われる案件を放置することなど許されるはずがありません。

これは、立法院の自浄作用の観点から見ても、与野党を問わず、厳しく求められる姿勢なのであります。このように、審議に必要な資料が時の権力者によって徹底的に阻害される状況で、一体どうやって放送事業の公正を確保することができましよう。

現在の民主党を初めとする与党には自浄作用を果たそうとする姿勢が全く見られず、自分たちに都合の悪いことから逃げ続けているばかりであります。鳩山総理、小沢幹事長、石川知裕君、小林千代美君、政治と金にかかわるこれだけの民主党議員の疑惑、だが、みずからの罪を認め、責任を認め、自浄作用を発揮しようとしたか。

体面を維持しようとする余り、みずからの説明責任から逃げ続けてばかりの民主党。事業仕分けを行い、子ども手当を支給して、国民に民主党政権になってよかったとアピールしているようですが、その陰で、独裁政治がまかり通っております。

その子ども手当も、全額国庫負担の約束をあつさりとはごにじし、地方負担を継続させた上で、満額支給は見送りになりました。さらに、ガソリンの暫定税率の廃止の公約も守られることなく継続となり、高速道路の新料金制度も見送り。まさに国民への裏切り行為は、数え上げれば切りがありません。

日本郵政の社長らも事実上天下りであることは

明らかであるにもかかわらず、あつせんがなければ天下りではないという解釈を持ち出して、何とか正当化しようと、醜い言いわけを重ねてまいりました。

このような、自分の都合しか考えない無節操な民主党の姿勢を端的にあらわして暴走を繰り返す近藤昭一君の委員会運営は、言語道断であり、その責任を厳しく問わなければなりません。

委員長に就任した最初の委員会から暴挙を行い、御自身が就任の際に二度にわたって宣言した公正や円満といった運営が全くなされていない以上、明らかに委員長としては不適格であり、本来ならば、みずからの判断でおやめになるべき状況であると云えます。

私どもは、二十五日の総務委員会終了後、近藤君自身が何らかの判断をされるものとお待ちを申し上げておりました。しかし、そのような良識が御本人並びに民主党側から全く示されないどころか、委員長職権が濫用され続ける事態を重く受けとめ、本解任決議案を提出した次第であります。

与党の皆さんには、権力の傘に隠れるのではなく、本決議案に御賛同していただくことで議会人としての最低限の良識を示していただきたいと思ひます。

国民が望んでいることは何なのか、いま一度胸に手を当てて考えていただきたい。今や鳩山政権の常套手段となった強行採決で、本当に国民の利益にかなうのか。与党側の公正で円満な対応を切に御期待申し上げ、趣旨の説明とさせていただきます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 討論の通告があります。順次これを許します。大谷啓君。

(大谷啓君登壇)

○大谷啓君 民主党の大谷啓でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、たゞいま議題となりました総務委員長近藤昭一君解任決議案に対して、断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

反対の理由は、本解任決議案が、野党諸君の党利党略の国会対応の末の暴挙にほかならないからであります。

これまでも、野党諸君は、今国会でさまざまな審議の先送り、引き延ばしを重ねてきました。

今回の総務委員会における放送法等の改正にかかわる質疑でも、人を罪に陥れるような、事実を強引にこじつけた発言で大臣を誹謗中傷するなど、議題に全く関連しない質疑に時間を割いていたのであります。

国会を、党利党略の場ではなく、真摯な国民の議論の場にしようとする努力でこられた近藤委員長は、強引と非難されるような委員会運営は一切してこなかったと私から断言できます。

そもそも、放送・情報通信にかかわる法体系の総合的な見直しは、本来ならば、もっと早く、自公政権時代に対応しておかなければならなかったものであります。

本法案は、通信と放送の融合時代に即した大幅な改正を行うもので、情報通信、放送分野における新サービスの創出やさらなる技術革新に資するもので、多くの関係者が早期の成立を待ち望んでおります。

また、この法案は、マスメディア集中排除原則の基準を法定化するとともに、地方ローカル局が直面する厳しい経営状況を踏まえた措置をとることで、民主主義の健全な発展に資するメディアの多元性、多様性を確保する重要な法案であります。(発言する者あり)

○議長(横路孝弘君) 静粛に願います。

○大谷啓君(続) 近藤委員長は、本法案の迅速な成立が求められる中、さまざまな関係者や有識者からの参考人質疑も行い、丁寧な審議を心がけてきました。

審議の積み重ねの中で、論点は絞られ、我々野党も、野党諸君からの放送法改正案に対する修正の提案に耳を傾けてまいりました。積極的に修正協議も行い、真摯に話し合いを重ねてきたのであります。しかし、とにかく審議を引き延ばしたいという野党諸君の思惑から、残念ながら最終合意が調いませんでした。それを受け、修正協議の中で、与野党が共通認識を持っていた項目について我々と与党が修正案を提出し、野党諸君に採決に応じるように求めましたが、それすら拒否されたのであります。

近藤委員長は、まさに断腸の思いで委員会の採決を決断したのです。郵政改革法案の審議を控え、小沢幹事長の指示で突然採決が決められたなど野党諸君は言いますが、そのような妄想は一切やめていただきたい。

野党諸君は事あるごとに小沢幹事長の独裁などと批判しますが、私たち民主党は、現場からすれば、大変風通しがよく、自由闊達な議論が行える極めて民主的な政党であると、私自身は誇りに

思っております。

今回の件も、論点は絞られ、もう採決の機が熟したがゆえの採決実施であり、その近藤委員長に對して解任決議案を提出し、ばり雑言を浴びせかける野党諸君の行為は、暴挙以外の何物でもありません。

野党諸君は、審議を少しでもおくらせて、参議院選挙を前に与党の実績を一つでも少なくしてやろう、自分たちにとって都合の悪い郵政改革法案の審議を参議院選挙の後に先送りしようと考えているんじゃないですか。

このような見え透いた党利党略の上の委員長解任決議案には断固反対であり、議員各位の良識により本解任決議案を速やかに否決されるようお願い申し上げます。

最後に、野党諸君に対して、国民の生活を第一に考えた真摯な国会運営に協力していただくことを心より要請し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 山口俊一君。

(山口俊一君登壇)

○山口俊一君 自由民主党の山口俊一であります。

私は、自由民主党・無所属の会を代表し、たゞいま議題となりました総務委員長近藤昭一君解任決議案に賛成の立場から討論を行います。(拍手) 近藤昭一君の与党に偏った一方的、強引な運営手法は、趣旨弁明する説明があったところであり、近藤委員長のお人柄を知者として大変残念であります。これに全面的に賛成するものであります。私がここで申し上げたいのは、五月二十五日の

総務委員会で行われたことが、たゞの強行採決にとどまらないことでもあります。すなわち、法案の修正協議という与野党間の信頼に基づく真摯な議論が断ち切られ、与野党の信頼を崩壊させる暴挙が行われたのであります。その点、先ほどの反対討論をなさったお話を聞いておりました。が、残念ながら、若干事実誤認があるようであります。

そうした暴挙を主導したのは、言うまでもなく、民主党国会対策委員会でもあります。そして、影響を受けたのは、我々野党にとどまりません。近藤委員長、そして修正協議の民主党の実務者であった黄川田議員、あなたもこの暴挙の被害者なのではありませんか。

二十四日の修正協議では、与野党双方から忌憚のない意見があり、電波監理審議会に関する規定を削除する点については、おおむねの合意を見ました。また、その他についても、各党がそれぞれ持ち帰り、委員会審議等も踏まえながら協議を継続していくということになっておりました。

このように、与野党間で意見の違いはあれ、円満な形で協議が進んだのも、与野党の実務者の誠実な姿勢によるところが大きく、それはまさに議会政治のあるべき姿と言っても差し支えないであります。私は、このまま修正協議が進めば恐らく何らかの与野党合意ができるものと大変大きな期待をいたしておったわけであります。

しかし、その最中、修正協議に参加をしておらない民主党の筆頭理事の福田議員が、民主党国対の指令を受けて、修正協議は終わった、まとまりそうもないと突然主張して、どうぞ職権を使つて

委員会をセツトしてくださいと、近藤委員長に職権の濫用を求めたのであります。翌二十五日の修正協議の際も、福田議員は、協議の行われておる場に何度も入り込み、その都度打ち切りを宣言なさいました。

さらに、驚くべきことに、昨日、筆頭閣議や理事懇談会をさえ経ずして、解任決議案提出の何と二分前に、一方的に二十七、二十八の委員会を決めたわけであります。民主党の皆さんは二分前だから瑕疵はないとおっしゃるかも知れませんが、この言いわけは恥の上塗りではなく、こつけいにすら思えてしまうのは、恐らく私だけではないと思います。

このような言動は、与野党間の信頼関係を壊し、真摯な協議をないがしろにするものであり、激しい憤りを感じております。本解任決議案は、形式上、総務委員長近藤昭一君に対するものであります。私の気持ちとしては、民主党の幹事長、国対委員長、そして筆頭理事への辞職勧告の意味も込められております。

黄川田さん、修正協議が民主党国対の方針で一方的に断ち切れられ、さぞ御無念のことと思ひます。それでも、あなたは、委員長の不手際で与党提案の修正案が議題となつておるかどうかさえ定かでない中、堂々と答弁に立たれました。

かつて、私と現大臣であります原口先生が筆頭理事を総務委員会で務めておったときに、さまざまな法案の提案、修正あるいは日程協議等、お互いに信頼をしつつ、議論をして、合意を図つてまいりました。ともに実は身内を説得しながら、胃が痛くなるような毎日でありました。

しかるに、今の国会、委員会は、信義もルールもない、国民不在の魔域と化しつづてあります。どうか、いま一度冷静に御自分の胸に問うていただきたい。このような良識のかけらもない一方的な国会運営が続いていいのかどうか。そして、間違つてゐる行為に対しては、本解任決議案に賛意を示すことで、毅然と、間違つてゐると思ふ表示をしていただきたい。

民主党を初めとする与党の国会運営は、法律に反していない限り何をしてもいいという、およそ民主的とはほど遠い発想に基づいており、行き着く先は、我が国の民主主義の形骸化であり、破壊であります。

近藤昭一君が、政権交代後初めての総務委員会で、自民党と公明党が欠席をする中で、委員各位の御指導、御協力を賜り、公正な委員会運営を図つてまいりたいとの委員長就任あいさつをしたのも、就任あいさつという決められた手続さえ踏めば、その後の議事を進めることができる、この際中身や出席会派はどうでもいいという、民主党国対の思惑が見え見えであります。

また、近藤君が就任以来その職権を濫用して委員会をセツトすること、その回数、何と五回を数えます。これも、理事会や理事懇談え開けば何をどう決めても瑕疵はないんだというふうな意思のあらわれにほかなりません。しかし、我が党の大半筆頭理事が何度も何度もその場で指摘をしておるうちに、与党の言うとおりの結論ありきの理事会や理事懇談ならば、全く開く必要がなくなつてしまふのではありませんか。国会の空洞化にほかなりません。

さきに行われた独法通則法改正案の審議では、自民、公明、みんなの野党三党共同で修正案を提出させていただきました。政府案に対しては、政府、与党双方から法案の不備を認める発言がありました。政府提出法案をよりよいものに修正をするのは我々立法府だけに認められた責務であり、まさにその責務を果たす環境が整つていたので、しかし、与党は、野党が申し入れた修正の内容の検討すらせず、修正協議そのものを拒否してしまいました。

こうした独善的な、強権的なやり方は、国民不在であり、少数意見の圧殺であり、ひいては独裁への第一歩と言わざるを得ません。

さらに、今回、放送法改正案の審議においても、修正協議を一方的に打ち切つて、身勝手な修正案を突如提出し、採決を強行してしまいました。

また、与党が放送法の採決、緊急上程を提案し、近藤昭一君がそれに基づく時間設定を職権で決めたことも同様であります。緊急上程は、この法案は審議を急ぐので緊急的に当日の本会議の議題に加えてもらいましょうという与野党の広範な合意が必要であるという議会運営上のルールがあります。しかし、民主党は、それが法規上のルールでないことから、与党だけの意思で緊急上程を行おうと画策したに違いありません。

当日の議院運営委員会も、総務委員会での強行採決、緊急上程の申し入れを見越して、理事会、委員会の開会を一方的におくらせてしまいました。与野党の合意がなくても緊急上程の申し入れさえあれば受け入れるとの、議運委の意思が透けて見えるわけであります。

以上、総務委員会を中心に、民主主義の形骸化につながる野党の国会運営を具体的に申し上げてまいりました。

議会運営とそのプロセスは、国民に開かれたものでなくてはなりません。与党の一方的な都合で、形式的に手続さえ踏んで何もかも強引に物事を進めるということでは、実際の議論は意味をなさず、国民の政治への信頼は失われるばかりです。だからこそ、国民の意見を代表する広範な各会派による開かれた協議は、最大限尊重されなくてはなりません。

その観点からも、今回、放送法の修正協議が行われているさなかに与党が一方的にその協議を打ち切り、採決を強行したことは、許されざる暴挙であります。その与党の暴力的行為を許し、放置し、みづから議事進行を積極的に進めた総務委員長近藤昭一君の責任が、残念ながら、厳しく問われなくてはならないということを強く申し上げて、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 稲津久君。

(稲津久君登壇)

○稲津久君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました総務委員長近藤昭一君解任決議案につきまして、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

一昨日の総務委員会における放送法の審議途中において、野党各党が強く反対したにもかかわらず、近藤委員長が、都合わずかに十二時間余りの審議で一方的に質疑を打ち切り、採決を強行したことは、極めて遺憾であり、まさに暴挙と言わざるを得ません。

放送法については、公明党も三項目にわたる修

正案を提出し、修正要求を求めてきたところであります。民主党は、事もあろうに、採決の当日、三項目のうち一項目だけを盗み取るように、与党案として突如提出したあげく、修正案を可決させたのであります。

そもそも総務委員長は、国会法に定められた院の役員であり、委員会運営においては、党派に偏することなく、公平な運営に心がけることが求められるのであります。しかるに、近藤委員長は、その職責の重要性を全く理解していないのではないかと云わざるを得ません。

思えば、昨年の臨時国会において、自民、公明、みんなの党が欠席する中、総務委員会を強行開会し、委員長就任あいさつを行うなど、およそ良識ある委員長とは考えられない行動をとり、委員会運営にも大きな混乱をもたらしました。しかも、そのあいさつの中で、近藤委員長は「私も、その職責の重要性を認識するとともに、委員各位の御指導、御協力を賜りまして、公正なる委員会運営を図ってまいりたいと存じます。」と述べていますが、言葉と行動が全く一致していないのであります。

今回の放送法改正は、通信・放送分野のデジタル化に対応して各種の制度を統合するなど、法制定以来の法体系そのものの抜本改正であり、しかも、電波監理審議会による番組編集への介入が懸念されるなど、慎重審議が求められる法案であります。

近藤委員長は、一時期マスコミに籍を置いた経歴の持ち主であります。にもかかわらず、放送法という報道機関の根本法の審議を強引に進めるなどとは、およそマスコミ出身の議員とは思われ

ない暴走行為と言わざるを得ません。

今国会における民主党の数を頼んだ強引な議会運営の手法は、目に余るものがあります。議会制民主主義をないがしろにする姿勢は、断じて容認できません。

今回の強行採決の背景には、先日、小沢幹事長が、全国郵便局長会の総会において、郵政改革法案の今国会成立を約束すると明言したこと起因すると思われます。次々と明らかになる失政、公約違反の連続で鳩山政権に対する国民の信頼が地に落ちる中、参議院選挙を目前に、何としても業界団体の票をつなぎとめたいとのゆがんだ選挙戦略が、このような形で国会審議を暴走、形骸化させていることは明白であります。

近藤総務委員長は、この民主党の暴走に一方的に追従するのみで、全く反省の姿が見られないのは極めて遺憾であります。しかも、失敗したとはいえ、与野党合意のないまま本会議緊急上程を画策した罪も重大であります。与党に一方的に偏り、恣意的運営を行うことは、総務委員長としてまさに失格であると言わざるを得ません。

以上の理由から、近藤昭一君にこの際強く反省を求め、解任決議案に対する私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 塩川鉄也君。
(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、近藤昭一総務委員長解任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

近藤昭一委員長は、二十五日の委員会において、与党の強行方針に唯々諾々と従って、放送法改正案の質疑を終局し、野党の質疑権を封殺し

て、採決を強行したのであります。委員会の公正な運営を尽くすべき委員長の職責を投げ捨てたものであり、委員長解任は当然であります。

今回の放送法等改正案は、制定以来六十年ぶりの大改正であり、放送の自由にかかわるだけに慎重な審議が求められておりました。野党から修正案が提出をされ、与野党の修正協議が開始をされ、参考人質疑を行って、いよいよ本格的な審議に移ろうとしたやさきに強行採決が行われたのであります。

二十五日の朝の理事会で、与党は、修正協議打ち切りを一方的に主張し、与党修正案を提出しました。これに対して、野党側は、修正案への質問通告は前日十六時までにいうという理事会合意があることを指摘し、与党修正案に対する質疑時間を後日保証することを求めました。

近藤委員長は、与党修正案の趣旨説明はさせていただく、その質疑については筆頭間で協議いただいたと、その質疑については、委員会を開会したのであります。この経過は、速記録からも明瞭であります。だから、二十五日の最初の質疑者、公明党の西議員と、私塩川は、与党修正案提出者への質疑は留保をして政府質疑を行ったのであります。

ところが、近藤昭一委員長は、こうしたみづからが仕切った議事さえも貫かず、なし崩し的に与党修正案に対する質疑を開始し、与党の動議に従って強行採決の暴挙に至ったのであります。しかも、緊急上程の決議まで強行し、乱暴きわまりない委員会運営を行ったのであります。断じて容認できません。

加えて、重大な問題は、本法案の緊急上程を見越して十二時の議院運営委員会を先延ばしにし、

何の合理的な理由もなく十三時の本会議を延期するという、まさに前代未聞の珍事まで引き起こしたのであります。

その背景には、郵政法案と派遣法は何が何でも押し通すという小沢一郎幹事長の指示があったのであります。幹事長の指示が発せられるや否や、それまでの与野党協議や経過を投げ捨てて強行に走る、議会制民主主義を踏みしめて恥じない民主党の姿勢を厳しく糾弾するものであります。

そもそも、この法案は、放送に対する総務大臣の権限強化を内容とする法案です。

その第一は、総務大臣が放送番組の編集事業者を直接審査、認定することにし、認定事業者が番組編集準則に違反していると判断すれば、業務停止命令まで可能にしたことであります。

現行の放送局免許は、電波法に基づく施設免許であります。これは、番組内容に対する行政の直接的な審査、関与を防ぐことで、放送の自由を制度的かつ厳格に保障してきたものであります。この原則を変えることは、番組内容への行政の恣意的な介入を招きかねません。

第二は、マスメディア集中排除原則の出資上限規制の法定化を口実に、新たに集中排除原則違反に対する免許取り消し権限を総務大臣に与えたことです。

与党修正案によって、電波監理審議会の権限強化規定を削除したとしても、総務大臣の権限強化法案という本質は、何ら変わるものではありません。

本法案は、NHK会長の権限強化も盛り込んでいます。国民の代表としてNHKの執行を監督する経営委員会に、監督される側の会長が加わるこ

とは、経営委員会の監督機能を弱める一方で、会長への権限集中を一層強めるものとしかなりません。

こうした重大な内容を持つ本法案を、十分な審議を尽くさず、強行採決をした近藤昭一委員長と与党の責任は重大であり、解任は当然です。

以上申し述べ、賛成討論を終わります。(拍手)
○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(横路孝弘君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(横路孝弘君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百五十三

可とする者(白票)

否とする者(青票)

○議長(横路孝弘君) 右の結果、総務委員長近藤昭一君解任決議案は否決されました。(拍手)

浜田靖一君外六名提出総務委員長近藤昭一君解任決議案を可とする議員の氏名

あべ 俊子君	逢沢 一郎君	高木 毅君	竹下 巨君	遠山 清彦君	富田 茂之君
赤澤 亮正君	秋葉 賢也君	竹本 直一君	武田 良太君	東 順治君	古屋 範子君
麻生 太郎君	甘利 明君	棚橋 泰文君	橋 慶一郎君	赤嶺 政賢君	笠井 亮君
井上 信治君	伊東 良孝君	谷垣 禎一君	谷 公一君	穀田 恵二君	佐々木憲昭君
伊吹 文明君	石田 真敏君	谷畑 孝君	徳田 毅君	志位 和夫君	塩川 鉄也君
石破 茂君	石原 伸晃君	中川 秀直君	中谷 元君	高橋千鶴子君	宮本 岳志君
稲田 朋美君	今村 雅弘君	中村喜四郎君	永岡 桂子君	吉井 英勝君	浅尾慶一郎君
岩屋 毅君	江渡 聡徳君	長島 忠美君	長勢 甚遠君	江田 憲司君	柿澤 未途君
江藤 拓君	遠藤 利明君	二階 俊博君	西野あきら君	山内 康一君	渡辺 喜美君
小里 泰弘君	小野寺五典君	野田 聖子君	額賀福志郎君	園田 博之君	与謝野 馨君
小淵 優子君	大島 理森君	野田 毅君	野田 靖一君	城内 実君	小泉 龍司君
大野 功統君	加藤 勝信君	林 幹雄君	平井たぐや君	衛藤征士郎君	
加藤 紘一君	金子 一義君	福井 照君	福田 康夫君	安住 淳君	阿久津幸彦君
金子 恭之君	川崎 二郎君	古川 禎久君	古屋 圭司君	阿知波吉信君	相原 史乃君
鴨下 一郎君	木村 太郎君	保利 耕輔君	細田 博之君	青木 愛君	赤松 広隆君
河村 建夫君	北村 茂男君	町村 信孝君	松本 純君	東 祥三君	網屋 信介君
岸田 文雄君	小池百合子君	松野 博一君	宮腰 光寛君	井戸まさえ君	池田 元久君
北村 誠吾君	古賀 誠君	三ツ矢憲生君	村田 吉隆君	石井 章君	石井登志郎君
小泉進次郎君	河野 太郎君	村上誠一郎君	柳本 卓治君	石毛 鏌子君	石関 貴史君
後藤田正純君	近藤三津枝君	茂木 敏充君	山本 公一君	石田 勝之君	石田 三示君
高村 正彦君	佐藤 勉君	森山 裕君	山本 有二君	石田 芳弘君	石津 政雄君
佐田 玄一郎君	坂本 哲志君	山口 俊一君	赤松 正雄君	石原洋三郎君	石森 久嗣君
齋藤 健君	塩谷 立君	山本 幸三君	石田 祝穂君	石山 敬貴君	泉 健太君
塩崎 恭久君	下村 博文君	吉野 正芳君	漆原 良夫君	磯谷香代子君	市村浩一郎君
柴山 昌彦君	菅 義偉君	池坊 保子君	遠藤 乙彦君	稲富 修二君	稲見 哲男君
新藤 義孝君	田中 和徳君	稲津 久君	齊藤 鉄夫君	今井 雅人君	内山 晃君
菅原 一秀君	田村 憲久君	江田 康幸君	竹内 譲君	打越あかし君	生方 幸夫君
田野瀬良太郎君	高市 早苗君	大口 善徳君		江端 貴子君	枝野 幸男君
平 将明君		高木美智代君		小川 淳也君	小沢 一郎君

否とする議員の氏名

安住 淳君	阿久津幸彦君
阿知波吉信君	相原 史乃君
青木 愛君	赤松 広隆君
東 祥三君	網屋 信介君
井戸まさえ君	池田 元久君
石井 章君	石井登志郎君
石毛 鏌子君	石関 貴史君
石田 勝之君	石田 三示君
石田 芳弘君	石津 政雄君
石原洋三郎君	石森 久嗣君
石山 敬貴君	泉 健太君
磯谷香代子君	市村浩一郎君
稲富 修二君	稲見 哲男君
今井 雅人君	内山 晃君
打越あかし君	生方 幸夫君
江端 貴子君	枝野 幸男君
小川 淳也君	小沢 一郎君

小沢 鋭仁君	小野塚勝俊君	小泉 俊明君	小平 忠正君	滝 実君	竹田 光明君	福嶋健一郎君	福嶋 伸享君
小原 舞君	緒方林太郎君	小林 興起君	小林千代美君	橋 秀徳君	玉木 朝子君	福田 昭夫君	福田衣里子君
大泉ひろこ君	大串 博志君	小林 正枝君	小宮山泰子君	玉木雄一郎君	玉城デニール君	藤田 一枝君	藤田 大助君
大島 敦君	大谷 啓君	小宮山洋子君	小室 寿明君	玉置 公良君	樽床 伸二君	藤田 憲彦君	古川 元久君
大谷 信盛君	大西 健介君	小山 展弘君	古賀 一成君	中後 淳君	津川 祥吾君	古本伸一郎君	細川 律夫君
大西 孝典君	大島 章宏君	古賀 敬章君	後藤 英友君	津島 恭一君	辻 惠君	細野 豪志君	本多 平直君
大山 昌宏君	太田 和美君	後藤 斎君	後藤 祐一君	筒井 信隆君	手塚 仁雄君	馬淵 澄夫君	前原 誠司君
逢坂 誠二君	岡島 一正君	郡 和子君	近藤 和也君	寺田 学君	土肥 隆一君	牧 義夫君	牧野 聖修君
岡田 克也君	岡田 康裕君	近藤 昭一君	近藤 洋介君	道休誠一郎君	富岡 芳忠君	松岡 広隆君	松木けんこう君
岡本 英子君	岡本 充功君	佐々木隆博君	佐藤 ゆうこ君	豊田潤多郎君	中井 治君	松崎 公昭君	松崎 哲久君
奥田 建君	奥野総一郎君	齋木 武志君	齋藤 進君	中川 治君	中川 正春君	松野 頼久君	松原 仁君
奥村 展三君	加藤 学君	齋藤 勤君	齋藤やすのり君	中島 政希君	中島 正純君	松宮 勲君	松本 大輔君
加藤 公一君	鹿野 道彦君	坂口 岳洋君	阪口 直人君	中津川博郷君	中塚 一宏君	松本 剛明君	松本 龍君
海江田万里君	柿沼 正明君	笹木 竜三君	階 猛君	中根 康浩君	中野 寛成君	三日月大造君	三谷 光男君
笠原多見子君	梶原 康弘君	篠原 孝君	柴橋 正直君	中野 譲君	中野 渡昭子君	三村 和也君	三宅 雪子君
勝又恒一郎君	金森 正君	下条 みつ君	城島 光力君	中山 義活君	仲野 博子君	三輪 信昭君	三井 辨雄君
金子 健一君	神山 洋介君	白石 洋一君	神風 英男君	永江 孝子君	長尾 敬君	水野 智彦君	皆吉 稲生君
川内 博史君	川口 浩君	首藤 信彦君	瑞慶覧長敏君	長島 昭久君	長島 一由君	宮崎 岳志君	宮島 大典君
川口 博君	川越 孝洋君	末松 義規君	杉本かずみ君	長妻 昭君	長安 豊君	向山 好一君	村井 宗明君
川島智太郎君	川端 達夫君	菅川 洋君	鈴木 克昌君	仁木 博文君	西村智奈美君	村上 史好君	村越 祐民君
川村秀三郎君	菅 直人君	鈴木 宗男君	仙谷 由人君	野木 実君	野田 国義君	室井 秀子君	本村賢太郎君
木内 孝胤君	木村たけつか君	園田 康博君	空本 誠喜君	野田 佳彦君	羽田 孜君	森岡洋一郎君	森本 和義君
吉良 州司君	城井 崇君	田島 一成君	田嶋 要君	萩原 仁君	橋本 清仁君	森本 哲生君	森山 浩行君
黄川田 徹君	菊田真紀子君	田名部匡代君	田中けいしゅう君	橋本 博明君	橋本 勉君	矢崎 公二君	谷田川 元君
菊池長右エ門君	岸本 周平君	田中眞紀子君	田中美絵子君	畑 浩治君	鉢呂 吉雄君	柳田 和己君	山尾志桜里君
北神 圭朗君	京野 公子君	田中 康夫君	田村 謙治君	初鹿 明博君	鳩山由紀夫君	山岡 賢次君	山岡 達丸君
工藤 仁美君	櫛渕 万里君	平 智之君	高井 崇志君	花咲 宏基君	浜本 宏君	山口 和之君	山口 壯君
楠田 大蔵君	香掛 哲男君	高井 美穂君	高木 義明君	早川久美子君	原口 一博君	山崎 摩耶君	山崎 誠君
熊谷 貞俊君	熊田 篤嗣君	高野 守君	高橋 昭一君	伴野 豊君	樋口 俊一君	山田 良司君	山井 和則君
黒岩 宇洋君	黒田 雄君	高橋 英行君	高松 和夫君	樋高 剛君	平岡 秀夫君	山花 郁夫君	山本 剛正君
桑原 功君	玄葉光一郎君	高邑 勉君	高山 智司君	平野 博文君	平山 泰朗君	湯原 俊二君	柚木 道義君

横象 勝仁君 横光 克彦君

横山 北斗君 吉川 政重君

吉田 泉君 吉田おさむ君

吉田 公一君 吉田 統彦君

笠 浩史君 和嶋 未希君

和田 隆志君 若井 康彦君

若泉 征三君 鷺尾英一郎君

渡辺浩一郎君 渡辺 周君

渡辺 義彦君 阿部 知子君

照屋 寛徳君 中島 隆利君

服部 良一君 吉泉 秀男君

亀井 静香君 下地 幹郎君

松下 忠洋君 石川 知裕君

日程第一 放送法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、放送法等の一部を改正する法律案、日程第二、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長近藤昭一君。

放送法等の一部を改正する法律案及び同報告書
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(近藤昭一君登壇)

○近藤昭一君 た、だいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両法律案のうち、まず、放送法等の一部を改正する法律案は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合するとともに、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等所要の改正を行おうとするものであります。

次に、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、平成二十二年十二月三十一日までとされている廃止期限を、平成二十七年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

放送法等一部改正案は、四月二十七日日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日に、高度テレビジョン放送施設整備法一部改正案は五月十一日に、それぞれ本委員会に付託されました。委員会におきましては、去る十一日両案について原口総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十三日から質疑に入りました。

十九日には、放送法等一部改正案に対し、石田真敏君外二名から、また西博義君から、それぞれ修正案が提出され、翌二十日提出者からそれぞれ趣旨の説明を聴取し、両案及び両修正案に対する質疑を行い、二十一日には参考人から意見を聴取いたしました。二十五日、黄川田徹君外一名か

ら、電波監理審議会の建議に関する規定の削除を内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取した後、両案及び各修正案に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。

次いで、順次採決いたしましたところ、まず、放送法等一部改正案に係る石田真敏君外二名提出の修正案及び西博義君提出の修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、黄川田徹君外一名提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、高度テレビジョン放送施設整備法一部改正案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 討論の通告があります。順次これを許します。谷公一君。

(谷公一君登壇)

○谷公一君 自由民主党の谷公一です。私は、自由民主党・無所属の会を代表し、ただいま議題となりました内閣提出、放送法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

主要な法案の審議ごとに強行採決がされ、衆議院議長もそれに何も異を唱えずに静観するといふ、目に余る異常な国会運営に歯どめがかかりません。各委員会では、不正常のまま次回委員会日程が次々と決まっています。

総務委員会では、二十五日にこの放送法の採決が修正協議を打ち切る形で強行に行われ、昨日に

は、理事懇談会も開かれていないのに、委員長の独断で、本日とあしたの委員会が立てられました。

理事会も、理事懇談会も、修正協議も、筆頭間協議も、何もかも無視する巨大与党の大暴走です。野党との協議の場が必要のないのなら、もはや、この国は民主主義国家ではありません。民主主義の形骸化にほかなりません。

二十五日の総務委員会での与党の暴挙は、先ほど我が党の山口俊一議員、公明党の稲津久議員、日本共産党の塩川鉄也議員らが厳しく指摘し、糾弾したとおりです。今や暴走特急と化した与党は、このまま、郵政改革法案の審議も、野党の意思を無視して強行するに違いありません。

横路衆議院議長の公正で民主的な議会運営を強く強く求めます。どうか、議長におかれましては、実質的な民主主義を取り戻す責任と義務が課せられている、そういう思いで取り組んでいただきたいと思ひます。言うべきときに言うべきことをしっかりと行ってこそ、議長の権威が守られるのです。今声を発せずに、いつ発するのでしょうか。

今国会には、政府より、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が提出されました。これは、つまみ食い法案と称されており、つまり、自公政権時代に提出された法案の一部を切り出し、自分の都合のいいところだけをつまみ食いして使ったわけであります。

今回の放送法等の一部を改正する法律案について、私は、隠れみの法案と呼びたいと思います。政府は、今度は、自公政権時代に準備された法

案を隠れみのに、これまでの通信・放送の総合的な法体系に関する審議の俎上に一度ものせられたことがない、また昨年来よりの民主党政権においても具体的な議論の形跡もない項目を、突然法案に追加してきたのであります。

放送法制定以来という、六十年ぶりという全面的な大改正であるにもかかわらず、改正策定での過程の議論が一般にはほとんど公開されないまま、いえ、そもそも議論自体があったのかと、不明なまま突如追加されてきた項目とは、次の三点であります。

一つは、NHK会長が経営委員会の新たなメンバーとなること、そして経営委員の欠格事由の緩和。二つ目に、電波監理審議会の権能強化。三つ目に、クロスメディア所有規制のあり方を含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、法案の附則に新たに盛り込んだことであります。

まず最初の、NHK会長が経営委員会のメンバーに加わることにについて。

昭和三十四年以前は会長が経営委員会のメンバーでありましたが、法改正により除外されました。その理由は、意思決定機関の経営委員会と業務執行機関である会長の権限の均衡を失する可能性があるからというものです。

それでも、NHKの組織は、権限が会長に集中しやすい、制度的に独裁的な体制が可能な仕組みであったので、またそのような実例も出てきたので、三年前の平成十九年の法改正により、経営委員会の監督権限の強化を図ったばかりでござい

ます。NHKの統治機構に関する重大な改正が、政府内の審議会等で具体的な議論もなく、唐突な改正が行われるようでは、NHKのガバナンスの上からも適切ではありません。

同時に、今回の経営委員の欠格事由の見直しについても、納得のいく答弁がなされていません。現行法で担保している欠格事由、すなわち、任命の日以前一年間において、放送の送受信機の製造・販売業者の役員であった者などは任命できないという条文、この立法の趣旨は尊重されるべきであり、本改正は行うべきではありません。

二点目に、電波監理審議会に関する改正についてであります。

放送上の問題については、自主規制機関として放送倫理・番組向上機構、いわゆるBPOが機能しています。にもかかわらず、放送表現における問題も含めて、政府からの独立性のない電波監理審議会が独自に調査、判断し、建議するという仕組みがなぜ必要なのか。新たな建議の仕組みをつくらなければ何が不都合か。

前回の放送法改正の際、問題を起こした放送局に対し再発防止計画の提出を求めるとの条文案を我々の政権が入れた際には、当時の民主党が、行政裁量の範囲が不明確で広過ぎるとの理由で削除要求し、修正案が成立した経緯があります。そのときの民主党筆頭理事は、原口総務大臣、あなたであったではありませんか。

今回は、そのとき以上に、憲法の保障する表現の自由の侵害、もしくは放送現場に十分な萎縮効果を生みそうな項目を盛り込みました。本改正については、関係団体を初め有識者など

から、電波監理審議会の権能強化がメディア規制につながりかねないとの懸念が生じるとの意見表明が多数発せられており、先日行われました参考人質疑でも、全員から、だれ一人の例外もなく、表現の自由にかかわる問題であることから、慎重に審議を進めるべきとの意見が表明され、今回、政府案より削除する修正がなされることとなりました。

三番目に、クロスメディア規制のあり方を今後検討すると附則に挿入したことについてであります。

広範な課題を含むクロスメディア規制のあり方を附則にしたこと、今後の議論の方向性等、原口大臣からは納得のいく答弁が何らなされていません。全く唐突な感じですよ。

今後、重要な問題を含んでいるだけに、中途半端な形で法案に盛り込むことは、必要以上の混乱と疑心暗鬼を招くこととなります。多種多様な意見を聞きながら慎重に進める国民的な議論がなされなければなりません。附則で盛り込むことには反対であります。

五月二十四日の報道によれば、小沢幹事長が郵政法案の今国会成立を全国郵便局長会に約束したそうであります。どこの幹事長が何をだれに言っても構いませんが、私は次のくだりを讀んだとき、怒りを覚え、そして啞然としました。そこには、総会に同席した佐藤泰介参議院総務委員長は、最終盤に相当強引なことをやらないといけな

いと述べ、強行採決も辞さない意向を明らかにしたと報道されております。

公正でなければならない国会の常任委員長が公

の場でこのような発言をすること自体、私には信じられません。この方は、立法府の常任委員長としての矜持をお持ちではないのでしょうか。この方は、天の声をにじみの御旗にせせせと働く中間管理職なのでしょう。ヒラメのように最高実力者の動きを見ながらその指示に唯々諾々と従う、多くの与党議員のお一人なのでしょう。

総務委員会での強行採決も、法案成立を約束なさった大幹事長の気持ちをそんたくし、功を争うかのように強行採決したのでしょう。

鳩山内閣は、時がたてばたつほど、国民の期待を失い、見放され、信頼を失ってきています。時がたてばたつほど、政策のぶれがあらわになり、政策の中身の粗さが、そしてまた政策のもたらす悪影響が明らかに、危機管理が試されたときも極めてお粗末な対応しかできないということが、今回の口蹄疫対策で白日のもとにさらされました。このままでは、間違いなく、日本が、我が国が壊れてしまいます。

一方、内閣支持率低下に反比例して、国会運営は、強引に、強圧的に、そして暴力的になってきています。焦りといら立ちとおびえが反映され、正常な感覚を失いつつあると言っているではないでしょうか。

○議長(横路孝弘君) 谷公一君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○谷公一君(続) 私たちは、前政権の施策を隠れみのに何の議論もせず、どさくさに紛れて、数々の力で放送法等を改正するようなことに、到底賛成などできるわけはありません。

以上申しまして、私の討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 野田国義君。

(野田国義君登壇)

○野田国義君 民主党の野田国義です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、たゞいま議題となりました政府提出の放送法等の一部を改正する法律案、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論をさせていただきます。(拍手)

今回の放送法等の改正は、実に六十年ぶりの法体系の見直しを行うものであります。近年の放送や情報通信技術の急速な発展により、通信と放送の融合が進んできた現実を踏まえ、今日の技術や市場に合った法体系に見直しをいたしております。

以下、二法案の主なすぐれた点について具体的に申し上げます。

第一に、放送関連の四法を一体化し、有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送及び電気通信業務利用放送の間で異なっていた一般放送の参入制度を、登録を原則とする制度に整理している点であります。

この措置により、放送の種類による参入制度の相違が整理合理化されるとともに、新規参入しやすくなる効果が期待できるところであります。

第二に、基幹放送について、現行の有線局免許のみによる参入手続に加えて、無線局の設置、運用のハード部分と放送業務のソフト部分を分離することを希望する事業者のために、無線局の免許と放送業務の認定による参入手続を選択できるよ

うにしているところがあります。

第三に、一つの無線局を通信と放送の双方の目的に利用可能とする免許制度に改めている点であります。

これにより、通信と放送の融合時代に即した無線局の利用が可能になり、事業者にとっても経営の選択の幅が拡大をいたします。この結果、通信・放送が融合した新たなサービスの創出や新規参入など、市場の活性化が期待できるところであります。

第四に、放送の多元性、多様性を確保するために設けられているマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化している点であります。

これまで、複数の基幹放送事業者に対する出資基準は省令に委任されてきましたが、マスメディア集中排除原則が民主主義の健全な発展に資する重要な役割を果たしていることを考えれば、その範囲を法定化し、民意を反映した国会のコントロールのもとに置くのは当然の措置だと考えます。

第五に、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の期限を延長している点であります。

地上デジタル放送への完全移行が来年七月に迫ってきている中で、移行への準備のペースを緩めるわけにはいきません。本法の延長により、地上デジタル放送の施設に対する支援措置なども延長されることとなります。

与党は、放送法等改正案に対して、電波監理審議会に調査、建議機能を加える規定を排除する修正案を提出いたしております。総務委員会の審議を通じて、この電波監理審議会に関する改正が言

論の自由を守るため、あくまでも放送行政のあり方等に関して大局的な見地から提言を行うことを想定しているものであるということとは理解できませんが、しかし、参考人質疑における有識者の皆様からの意見などを踏まえ、修正を行い、今後議論を深めていくべきだと思います。

これらが、日本の国際競争力強化、経済成長のためにも、一刻も早く成立させるべき法案であることを最後に申し上げ、賛成討論を終わらせていただきます。

よろしく願います。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 西博義君。

(西博義君登壇)

○西博義君 公明党の西博義でございます。

私は、公明党を代表して、放送法等の一部を改正する法律案に対しまして、反対の立場で討論いたします。(拍手)

まず初めに、六十年ぶりの大改正と言われるこの法案について、与野党が修正協議を行っている最中にもかかわらず、与党側が強行採決を行ったことに対して、強く抗議をいたします。

まだ修正協議の議論が始まったばかりの段階でありました。電波監理審議会の建議等についておおむね合意が得られ、他の修正項目についても検討を始めた矢先の突然の強行採決でありました。

事は憲法の表現の自由にもかかわる事項であり、慎重に協議を行うべきであります。修正協議に応じしておきながら、なぜ修正協議の結論を待たないのか、甚だ疑問であります。

郵政改革法案の審議入りを急ぐために、重要な放送法案の修正協議をないがしろにしたというな

らば、まさに党利党略という以外にありません。このたびの政府・与党の暴挙を強く非難するものであります。

さて、今回の放送法等の一部改正の一部の事項については、初めから拙速さが問題視されていました。

放送法改正案の大部分の改正事項は、情報通信審議会で議論され、答申された内容を踏まえたものとなっておりますが、電波監理審議会に建議を付与すること、日本放送協会会長を経営委員会の構成員とすること、経営委員の欠格事由を見直すこと、さらにクロスメディア所有規制のあり方について検討することなどは、突然、法案に盛り込まれました。

情報通信審議会でも全く議論されておらず、ほかにもオープンな議論が行われたという事実もあります。これらの電波監理審議会の建議や日本放送協会の経営委員会の構成などの改正内容については、政策決定過程が極めて不透明であります。

政府は、現在、今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラムを設置し、言論の自由を守るとりでを構築するための議論が行われています。みずから設置した機関での議論も待たずにこうした改正を行うことこそ、政府・与党の拙速な姿勢のあらわれではないでしょうか。

放送法一部改正案の最大の問題は、電波監理審議会に、みずから調査審議し、建議できる権限を付与したことであります。建議等ができる重要事項としては、放送法の目

的規定をそのまま条文化しています。つまり、電波監理審議会は、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保することに関する重要事項」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすることに関する重要事項」について、みずから調査審議し、建議することができるようになります。

これらの規定が非常にあいまいで、電波監理審議会の権限の及ぶ範囲が明確でないため、野党議員ばかりか与党議員からも、表現の自由を脅かすことになるのではないかと懸念が示されました。先日開かれた総務委員会参考人質疑でも、すべての参考人から、この改正は行うべきではないとの強い意見が表明されたところであります。

政府による放送内容への不当な介入を防ぐため、放送行政を監視することが改正の趣旨であるとしていますが、その趣旨が明確な規定になっておりません。また、放送行政への監視役をゆだねるというものの、電波監理審議会の委員は総務大臣が任命しており、組織的にも政府から独立性がある機関ではありません。ゆえに、その役割を託す機関としては問題があります。放送による表現の自由を確保する観点から、この改正を行うことは断じて許されません。

修正協議をつぶしたものの、電波監理審議会の建議等の問題は、当然、与党にとっても看過できるほど軽い問題ではありません。そこで、みずから修正せざるを得ないという失態を演じることになるわけですが、その修正案が提案されたのは、事もあるうに、委員会当日の朝の理事会でした。そして、出されたばかりの修正案について、

て、わずか数十分後に開かれる委員会で審議を行うよう野党に求めるといふ、常識的には考えられない無理な要求をしてきたのであります。

与党は、ルールどおり、修正案などは遅くとも前日までに提案し、質問者に検討する時間を与えろという、最低限の国会ルールすら遵守できないのですか。これでは、慎重な審議など到底行えるわけがありません。将来に禍根を残す与党の国会運営を厳しく糾弾するものであります。

また、日本放送協会の会長を経営委員会の構成員に加えていることも、十分検討されたのかどうか問題であります。

日本放送協会の会長については、意思決定機関である経営委員会と業務執行機関である会長の権限の均衡を失する可能性があるとして、構成員から除かれた経緯があります。改善が図られてきたといっても、日本放送協会のガバナンスの確立は、まだ十分とは言えません。政府が日本放送協会に関するガバナンスに関してしっかり検証せずに改正を行うとする理由が、明確ではありません。

また、会長に付与される議決権が及ぶ事項について、みずから関連する事項が含まれており、経営委員会の議決について公正さが確保できるのかどうか、疑問が生じます。

総務委員会の政府答弁を聞いても、なぜ日本放送協会会長に議決権を与えなければならぬのか、もう一つ明確な理由にはなっておりません。日本放送協会の経営方針の決定をめぐる経営委員会と執行部の意見の相違が改正の背景にあるといいますが、会長への議決権の付与が問題の解決につながるという関係性が不明であります。会長

初め執行部は、基本的に毎回経営委員会に出席しており、発言も自由に行っております。それでも意思の疎通に問題があるのであれば、経営委員会の運営の問題であり、経営委員会の構成の問題ではないはずですから。これでは問題のすりかえであります。

公明党は、憲法が保障する表現の自由を守り、高い公共性を有する日本放送協会のガバナンスを確立する観点から、拙速に改正が行われようとしている放送法等の一部を改正する法律案には反対であることを表明して、私の討論といたします。

○議長（横路孝弘君）これにて討論は終局いたしました。

○議長（横路孝弘君）これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）

日程第四 航空業務に関する日本国と中華人民共和国とマカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）

○議長（横路孝弘君）日程第三、社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第四、航空業務に関する日本国と中華人民共和国とマカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長鈴木宗男君。

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

航空業務に関する日本国と中華人民共和国とマカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔鈴木宗男君登壇〕

○鈴木宗男君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日・アイルランド社会保障協定は、平成二十一年十月二十九日、ダブリンにおいて署名されたもので、我が国とアイルランドとの間における

る年金制度への二重加入の問題の解決を図ることを目的とするものであります。

その主な内容は、

年金制度について、原則として就労が行われる締約国の法令のみを適用し、五年を超えない見込みで就労する場合には自国の法令のみを適用すること、

両国での年金保険期間を通算すること等であります。

次に、日・マカオ航空協定は、本年二月十日、マカオにおいて署名されたもので、我が国とマカオとの間の定期航空路の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものであります。

その主な内容は、相手側が指定する航空企業が付表に定める路線において航空業務を運営する権利を相互に許与すること、

相手側が指定する航空企業が使用する燃料の関税等を免除すること等であります。

両件は、参議院先議に係るもので、五月十九日本委員会に付託され、同日岡田外務大臣より提案理由の説明を聴取し、二十六日質疑を行いました。質疑終局後、採決を行いました結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第五 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

○議長(横路孝弘君) 日程第五、外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

委員長報告を求めます。経済産業委員長東祥三君。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔東祥三君登壇〕

○東祥三君 ただいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を契機として、外国為替及び外国貿易法第十條第一項に基づき、同年十月十四日以降、北朝鮮からのすべての貨物の輸入を禁止する等の措置が継続して実施されております。

また、昨年五月二十五日の北朝鮮による二回目の核実験を実施した旨の発表を受け、外国為替及び外国貿易法第十條第一項に基づき、同年六月十八日以降、北朝鮮へのすべての貨物の輸出を禁止する等の措置が継続して実施されております。

政府は、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、本年四月九日の閣議において、これらの措置を継続することと決定いたしました。

本件は、一年間を期限として、四月十四日以降も当該措置を講じたことについて、国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る五月二十五日本委員会に付託され、昨日直嶋経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑を終了したものであります。質疑終局後、採決を行った結果、承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(横路孝弘君) 日程第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

日程第六 口蹄疫対策特別措置法案(農林水産委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第六、口蹄疫対策特別措置法案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長筒井信隆君。

口蹄疫対策特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

〔筒井信隆君登壇〕

○筒井信隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本年四月以来、宮崎県で発生している口蹄疫は、関係者の懸命の努力にもかかわらず、感染の拡大が続いており、発生農家や周辺地域の農家の経済的、精神的負担ははかり知れず、地域経済にも重大な影響が及んでおり、宮崎県のみならず、国の畜産の崩壊にもつながりかねない深刻な事態となっております。

今回の口蹄疫は、その感染力の強さにより爆発

的に感染が拡大しており、現地では、殺処分、埋却処理が追いつかない状況となっております。このため、政府は、殺処分を前提としたワクチン接種という緊急措置を実施せざるを得ない状況に追い込まれております。

こうした危機的状況を踏まえ、本案は、平成二十二年四月以降に発生が確認されました口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫の蔓延を防止する措置として、車両等の消毒の義務化、患者等の死体の埋却等の支援、患者等以外の家畜の殺処分等について定めるとともに、口蹄疫に対処するため要する費用の国による負担、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を講じようとするものであります。

この法律は、公布の日から施行するものとし、平成二十四年三月三十一日までの時限立法としており、それまでの間に、効果的な家畜伝染病の発生の予防及び蔓延の防止のあり方等について検討を行い、家畜伝染病予防法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずるものとしております。

本案は、昨二十六日の農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(横路孝弘君) この際、内閣提出、航空法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣前原誠司君。

〔国土交通大臣前原誠司君登壇〕

○国土大臣(前原誠司君) 航空法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国においては、今後、羽田空港及び成田空港における発着容量の拡大、航空機の小量化に伴う多頻度運航の進展、団塊世代の操縦者の大量退職が予測されており、これらに的確に対応するため、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保が喫緊の課題となっております。

また、我が国における航空事故の大半が操縦者に起因して発生しており、その傾向について改善が見られないことから、こうした状況を改善するため、現在、技能審査が義務づけられていない自家用航空機等の操縦者を対象とした技能維持を図る仕組みを導入する必要があると見られます。

さらに、航空身体検査証明の有効期間に係る国際民間航空条約附属書の改正を受け、航空運送事業に従事する操縦者の多くを占める定期運送用操縦士の有効期間の適正化を図る等、航空機の航行の安全を確保しつつ、航空会社の負担の軽減に資するための措置を講ずる必要があります。

こうした状況を踏まえ、本法律案を今国会に提出することとした次第でございます。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、新たな航空従事者技能証明の資格として、航空会社が主として使用する二人操縦機の副操縦士に特化した准定期運送用操縦士の資格を創設することとしております。

第二に、操縦技能証明を有する者は、飛行前の一定期間内において、航空機の操縦に従事するために必要な知識及び能力を有するかどうかについて審査を受け、これに合格していなければ航空機の操縦等を行ってはならないとする仕組みを導入することとしております。

第三に、国際民間航空条約附属書の改正を受け、現在、操縦技能証明の資格ごとに一律に定められている航空身体検査証明の有効期間について、年齢、心身の状態等に応じて定めることとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、航空法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。阿知波吉信君。

〔阿知波吉信君登壇〕

○阿知波吉信君 民主党の阿知波吉信です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました航空法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

航空行政の失敗、これこそ政権交代に前後して一気に問題噴出となった行政課題です。明らかに前政権の失政です。

例えば、JALは経営破綻、ANAも六百五十億円の大きな赤字を計上するなど、航空産業には赤字号がはつきりともっております。

また、空港にしましても、国際競争力のあるハブ空港が欠如し、今やアジア各国の後塵を拝する始末です。羽田と成田を見るまでもなく、我が国の航空ネットワークは大きく分断され、ひたすら国民に不便を強いるばかり。また、特別会計のもと、過剰な需要予測に基づき、全国につくり続けた九十八カ所の空港も、有利子負債一・一兆円の閑空を代表に、赤字経営が常態化。地方空港では、黒字なのか赤字なのかすらわからない不透明な経営状況が続いております。そして、不採算路線から、地方空港から、どんどんと撤退が相次いでいる始末。

私は、日本の空に向かって叫びたい。一体、だれがこんな状況にしまったのか。

しかし、皆さん、そのツケを、不良債権を一手に引き受けているのが鳩山政権であり、その陣頭指揮に当たっているのが前原大臣です。ならば、皆さん、問題山積の今こそ、ここに集う国会議員が、一致団結して体制を立て直し、総力でもって国難に立ち向かう、その姿勢をはっきりと国民に示していくようではありませんか。未来への展望を打ち出していくようではありませんか。

まず、JALの再生につきまして質問をいたします。

JALについては、裁判所の関与によって、透

明性と衡平性を確保しつつ、企業再生支援機構や政策投資銀行からの支援によって再生を図るといふ渦中にたゞいだまいます。その目的は、我が国の航空ネットワークを守ることです。

私は、この支援スキームについては、これまで、経営危機を理由にした欠航が一便もないこと、何より無事故であること、航空機材の差し押さえなどが海外においても発生していないこと、懸念されていた現金取引や前金取引の要求などが起きていないことから、高く評価しております。

国際的な信用維持に成功しているのです。

もちろん、JAL自体には大きな責任があります。現在も、一月ごとに黒字、赤字を繰り返していますし、再生計画案の提出も八月末へと二カ月延期するなど、苦悩が続いております。しかし、今後、社員四万七千人のうち二万人余りの削減、国際線は四割、国内線は三割縮小と、大きな出血を覚悟しての再生なのです。

一たん転んだ会社が、必死に起き上がろうとしております。ならば、皆さん、温かい手を差し伸べていこうじゃありませんか。足を引っ張り、石をぶつけ、殺してしまうことは簡単です。しかし、皆さん、生かしてこそその政治ではありませんか。

質問します。

JALに対する公的支援によって、JALによる過剰な運賃の割引や新型の航空機への買いかえ促進、さらには、成田発にかえて、ホノルルやサンフランシスコなど、羽田空港発の有望な路線が開設されるということから、航空市場における公正競争についての懸念が一部出ております。

公正競争の確保とJAL再生支援策とのバランス、関係について、大臣のお考えをお聞かせください。

次に、航空法の改正について質問します。

准定期運送用操縦士を新設し、二人操縦機の副操縦士の訓練に特化することによって、パイロットの養成期間を現行の三十五カ月から九カ月間短縮可能とし、安全性の向上とパイロットの安定的な確保、効率性の確保が両立されるものとされております。

私は、パイロットの養成については、能力や技能の向上など、安全性の確保が第一だと考えております。本改正によってそれが確保され得るのか、大臣の所見をお聞かせください。

さらに、航空身体検査の有効期間の延長について質問します。

改正案では、国際標準に合わせて、パイロットが六十歳未満の場合、現在の六カ月ごとの検査を一年に延長するとされております。検査期間を延長する中で安全性がしっかりと確保できるかどうか、大臣のお考えをお聞かせします。

次に、社会資本整備特別会計、空港整備勘定について質問します。

空港勘定の収入のうち、六割がJALやANAなど民間航空事業者からの負担です。この資金を使つて全国に九十八の空港をつくり続けてきました。これが、世界的にも高額な空港の着陸料や世界でもまれな航空機燃料税という形で、企業経営を圧迫し、国際競争力をそいでおります。

民間企業への高い公租公課、これの改善なくして我が国航空産業の再生はないと考えますが、大臣のお考えをお聞かせします。

そして、さらに、大臣は、これまでも、特別会計をゼロベースで見直す旨を発言されております。特に、この特別会計のうち、航空関係職員の設定員が七千四百名で、そのうち航空管制業務が四千四百三十六人とのことですが、これら公務員の給与も、JALとANAなど少数の民間事業者によって大半が維持されているわけです。

私は、公務員の給与は、特定の企業に頼るのではなく、広く税金で賄われるべきであると考えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

航空管制業務につきましても、イギリス、ドイツ、カナダなど海外の国々では、既に株式会社などの民間法人で実施されております。

受益と負担の関係を明確にすること、また、公務員の総人件費二割削減というマニフェストの実行の観点からも、経営を分離し、民間法人化してみたいかがでしょうか。重ねて質問いたします。

最後に、財源が不足する中で、今後、我が国に国際競争力の高い交通インフラを整備し、我が国成長の基盤としていくためには、空港、道路、港湾、鉄道など、会計別、勘定別の縦割りの現行制度を改め、選択と集中による、優先順位に応じた総合戦略が必要となるでしょう。

このためには、まず、国土交通省の中にある旧建設省と旧運輸省の予算や縄張りなどの垣根を取り払い、こういう抜本的な改革が不可欠です。まず、大臣には、身内の改革を行っていただきたい。大臣には、それを実行する力も権限も備わっております。今後、この改革がありやなしや、大臣のお覚悟を確認し、私の質問いたします。ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣前原誠司君登壇)
○国務大臣(前原誠司君) 阿知波議員にお答えをいたします。

公正競争の確保とJAL再生支援策のバランスについてお尋ねがありました。

日本航空は、年間旅客数約五千万人、本邦航空会社の国際線六十九路線の約五割を占める三十四の単独路線、国内線二百四十八路線の約四割を占める九十七の単独路線を運航するなど、我が国の発展基盤である航空ネットワークの重要な部分を担っており、我が国国民生活、経済活動にとって必要不可欠でございます。

このため、企業再生支援機構による全面的な支援のもと、裁判所の関与により、透明性、衡平性を確保しつつ、国民目線に立った確実な再生を図ることとしております。

一方、公的資金を投入して行われる日本航空の再生に向けての取り組みが、航空会社間の公正な競争環境や日本航空の構造的な改革を阻害するものであつてはならないと考えておりまして、二月の五日に日本航空あてに文書を発出し、適切に指導監督を行っているところでございます。

今後とも、企業再生支援機構と連携をしながら、公正な競争を確保しつつ、日本航空の確実な再生を図られるように取り組みを行つてまいります。

次に、本法案により導入される准定期運送用操縦士資格の安全性についてお尋ねがありました。御指摘のとおり、操縦士の養成においては、必要な操縦技能を担保し、安全性を確保することが重要と考えております。

准定期運送用操縦士は、エアライン機の副操縦

士に特化した操縦士資格であり、その養成においては、初期段階からエアライン機の運航環境を想定した訓練が長期かつ重点的に実施されていることから、エアライン機の操縦技能について効果的に付与することが可能であり、現行制度と同等以上の安全性が確保できると考えております。

次に、航空身体検査証明の有効期間の見直しによる安全性への影響についてお尋ねがありました。

今回の改正により、航空身体検査証明の有効期間については、エアライン機の機長など一部の資格者について延長することとなりますが、医療技術の進歩、検査実績等を踏まえ適切に設定した国際民間航空条約附属書の国際標準に基づき有効期間を設定することとしていること、既に当該有効期間に合せている諸外国において安全上の問題は特段発生していないこと、さらには、過去の病歴など心身の状態により必要な場合には当該有効期間の短縮ができることなどから、安全上の問題は無いと考えております。

次に、公租公課は軽減すべきでないかというお尋ねがありました。

エアラインが負担している公租公課の主なものとしては、着陸料、そして航空機燃料税がございいます。

着陸料は、滑走路の利用の対価として航空会社が支払うものであり、これまで地方航空ネットワーク維持のため政策的に引き下げを実施してきたところがございますけれども、平成二十一年七月より軽減を拡充し、平成二十二年度においても継続することとしております。

航空機燃料税は、一般会計を通じて空港整備助

定に繰り入れられ、我が国の国際競争力の強化等を図るため、首都圏空港の整備や安全、安心に係る維持更新など重点的な投資に用いられてきており、航空機燃料税は増加してきたものの、航空機燃料税では不足であるため、一般会計からの繰り入れ等を今まで行ってきたところであります。

公租公課のあり方を含めた空港整備助定の見直し、首都圏空港の容量拡大やオーブンスカイ政策の推進等、今後の航空行政のあり方については、国土交通省成長戦略会議で議論を重ねて、五月の十七日に取りまとめをいただいたところであります。その議論を踏まえまして、航空会社の負担軽減を図る観点から、関係省庁と調整し、御趣旨のような検討を進めていきたい、このように考えております。

次に、管制業務に従事する職員の給与についてお尋ねがございました。

国土交通省は、各種の管制サービスを行うに当たりまして、その直接の受益者である航空会社から、サービスの対価として、航行援助施設利用料を徴収しているところでございます。

航空管制官等の管制業務に従事する職員の給与についても、管制サービスに係る経費であるため、受益と負担の関係から、サービスの受益者である航空会社が支払う航行援助施設利用料で賄うことが妥当であると考えております。

いずれにいたしましても、特別会計すべてを見直していくというのが現内閣の方針でございますので、この空港整備助定も聖域なく見直してまいりたいと考えております。

次に、航空管制の民間法人化についてお尋ねがありました。

航空管制業務は、交通警察と同様の性格を有する公権力の行使であり、特に、ハイジャック、テロ等への対応は国家的な危機管理業務であるとともに、航空機の安全な運航を支える重要な業務であることから、今後、羽田空港の二十四時間国際拠点空港化など首都圏を中心に航空交通の大幅な増加が見込まれる中、より一層安定的な業務の提供が求められます。

また、我が国の空は、在日米軍や自衛隊の空域が複雑に入り組んでおりまして、その中で米軍等と空域に係る交渉や日々の運用調整が必要となるといった我が国特有の事情もございいます。

このようなことにかんがみれば、我が国において航空管制業務を国以外の独立した主体に行わせることについては、慎重な検討が必要だと考えております。

なお、業務の効率化につきましては、これまで業務拠点の集約化など効率的な業務運営に取り組んできており、今後とも、航空交通の大幅な増加に適切に対応しつつ、効率化に努めてまいりたいと考えております。

最後に、国際競争力の高い交通インフラを整備していくための、国土交通省における抜本的な改革についてお尋ねがございました。

インフラ整備に当たりましては、縦割りを排除し、総合的に進めていくことが重要だと考えております。このため、政権交代後初めての編成となる平成二十二年度の国土交通省の予算におきましては、既存予算編成を抜本的に見直し、施策の大転換を図るとともに、事業の効果や妥当性等を十分に吟味しつつ、マニフェストの実現など、重要施策を推進するための予算を重点的に計上したと

ところでございまして、今までのような一律的な横並びの予算編成は全くとっておりません。

また、昨年十月には、国土交通省の重要な政策課題について迅速かつ効果的に対処するため、政務三役のもとに省内から人材を集めた国土交通省政務三役政策審議室を設置し、所管産業の国際競争力を向上するための、選択と集中、規制改革などを中心とした成長戦略の取りまとめ作業に当たらせていただいております。

また、国土交通省は、今まで、四省が一緒になったところをございまして、国際部門は四つございまして、これを、我が政権では一つに集約して、当然のことながら、一省としての国際業務に集中できる仕組みに変えたところでございます。

今後とも、政治の強いリーダーシップのもと、この成長戦略に沿って、省内の力を結集して、国際競争力の高い交通インフラの整備に精力的に取り組んでまいりたい所存でございます。

以上でございます。(拍手)

〇議長(橋路孝弘君) 三ッ矢憲生君。

(三ッ矢憲生君登壇)

〇三ッ矢憲生君 自由民主党の三ッ矢憲生でございます。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま趣旨の説明がありました航空法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

航空法の質問に入ります前に、去る四月十三日、本会議で趣旨説明、質疑の行われた高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の取り扱いについてお伺いいたします。

航空法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する三ッ矢憲生君の質疑

この法案は、既に国土交通委員会に付託されているにもかかわらず、一カ月以上たった今も全く審議が行われておりません。政府・与党からは一向に審議促進の要請もなく、いわばたなざらし状態であります。

この法案に関しては、政府・与党間できちんとした意見調整も行われないうちに国会に提出されたと考えざるを得ませんが、今後、この法案の取り扱いをどうするつもりなのか、政府としては撤回も含めて対応するのか、前原大臣の考えをお聞かせいただきたいと思います。

それでは、航空法について一問だけ伺いさせていただきます。

本法案は、二〇〇六年ICA改正の実施に伴い、欧州、アジアでは既に新たな制度が導入されており、全体の方向性、趣旨は理解する一方、本改正により、副操縦士養成の訓練期間が短縮されますが、実態として安全性の確保、向上につながるものか、十分に審議する必要性もあります。

航空機事故は、全体の六割以上が操縦士に起因しております。今回の法改正により、訓練期間が短縮されますが、どのように安全性が向上するのか、また航空会社の経営にどのような効果をもたらすのか、簡潔に御答弁いただきたいと思っております。

さて、五月三日、輸送実績で世界第四位のユナイテッド航空と第六位のコンチネンタル航空が年内の合併を発表し、世界最大の航空会社誕生が報じられました。その背景には、格安航空会社の台頭等により、世界じゅうの航空会社が熾烈な競争を繰り返している実態があります。既に、メガキャリアも、合併やアライアンスの拡大強化によ

りコストを削減しなければ生き残れない時代に突入しており、日本の航空産業も厳しい競争環境のもとに置かれております。

先日の国土交通省の成長戦略会議の発表によれば、徹底的なオープンスカイの推進とありますが、本邦航空会社が世界で戦える競争環境を整備せずにオープンスカイを進めれば、コスト競争力の高いアジアの航空会社に需要が奪われ、日本の航空産業は淘汰されてしまいます。

民主党政権の発足後は、羽田のハブ化、オープンスカイ推進といったかけ声は聞こえてきますが、その具体的な戦略、道筋は見えず、ともすれば、ハブ化とオープンスカイが、手段ではなく、目的になっていることを危惧するものであります。

政府は、将来の航空産業のビジョンをどう描き、空港及び航空産業の競争力をどのように高めるのか、その道筋を示す必要があります。前原大臣は、どのようにオープンスカイを進め、アライアンスと格安航空会社間で激化する国際競争の中、どのように競争環境を整備していくとされているのか、明確にお答えいただきたいと思っております。

ところで、民主党政権発足後八カ月が経過し、日本航空の再建問題では、多額の公的資金投入と借金棒引きがなされようとしていますが、今なお更生計画が定まっております。

そもそも、日本航空の再建について本来政府が果たす役割は、日本航空のネットワーク全体を残すことではなく、離島路線や地方路線等の国民の生活に大きく影響する路線を維持させることです。

日本航空が有する国際線の大部分は、他社が競合している路線であり、日本航空の路線が大幅に縮小されても、競争原理は働き、代替手段もあります。公的資金を最小化し、確実に再建させるため、税金投入が必要な路線を具体的に検証し、国会、国民に示すべきです。

しかしながら、民主党政権は、日本航空のネットワーク全体を残すのか、国民生活に欠かせない国内路線を残すのか、政府がどこまで関与するのか、十分な分析も議論もしないまま、国民のコンセンサスを得ずに進めたために、いまだ計画も決まらない迷走を続けており、この問題は極めて深刻だと考えます。

日本航空は、一月に経営破綻しましたが、現在の計画では、七千三百億円の債権カット、六千億円のつなぎ融資、三千億円の資本投入、合計で一兆六千三百億円という多額の公的資金の投入、かつ金融機関の借金肩がわりという事態を引き起こしています。そして、今なお、国内、国際合計二百路線以上のほとんどがリストラされないまま、毎日赤字を垂れ流しているんです。

一部には、国内に余計な空港をたくさんつくって、不採算路線を押しつけたことで日本航空の経営が厳しくなったと言われております。しかし、実際には、一九九一年から十幾つの地方空港が開港していますが、日本航空が就航しているのは、但馬空港ただ一つであります。不採算路線の中心は、収入の変動が大きい国際線が多く、アライアンスの波に乗りおくれた日本航空の経営の判断のおくれが破綻の主要因なのです。

その見方を誤れば、窮境原因の本質である甘えの体質、親方日の丸の体質は決して変わらず、確

実な再建はできません。経営破綻の真の原因を放置したまま、路線削減等のリストラを中途半端にして更生計画を策定すれば、近い将来、国民の税金が無駄になると申し上げておきます。

航空行政全般及び日本航空の再建にかかわる諸問題について、その火元責任が自民党政権時代にもあることは否定しません。しかし、今なお更生計画が固まらない現政権の責任は極めて大きく、更生計画提出が八月に延期され、行政の管理、指導が機能していないと思われます。更生計画の策定が延びた原因及び行政責任につき、菅大臣並びに前原大臣からの明確な答弁をお願いいたします。

そもそも、政府が民間企業の経営に介入する場合は、出口戦略を政府が明示するべきです。前原大臣は、四月二十一日の国土交通委員会の集中審議で、業界全体の大きな方向性の中で、市場の公平な競争が担保されるように、航空会社間で首を絞め合うようなことがないように、そして日本航空の二次破綻がないように路線の見直し、これらにしっかりと関与したいと述べています。集中審議から一カ月以上が経過し、前原大臣は、国土交通行政の責任者として、この答弁に即した出口戦略、日本航空の事業規模をどう考えているのか、具体的に御答弁いただきたいと思っております。

同時に、四月二十一日の集中審議で峰崎財務副大臣は、一月に入って機構の支援決定前に、おおよその出口戦略を持つておかないと、政策投資銀行のお金をどんな形で融資するにせよ、これは国民の税金であるため、責任を持つて融資できる状況にする必要があるという観点から、さまざまな意見を私自身は提起したと答弁されました。また、一月十九日以降、本来ならば、もう少し深掘

りした成長戦略、どうしても生き残れるのかについて、方向性は出しておくべきだったと答弁されています。

国民の税金を預かる財務省として、現在、どのような方向性を出して、どう関与しているのか、また峰崎副大臣と同様の認識で相違ないのか、菅大臣に明確な答弁をお願いします。

現在、日本航空の日々の運航は企業再生支援機構と政策投資銀行の二者によるつなぎ融資で継続され、また、九月末までにはメガバンクへの借りかえ、リファイナンスが必要であります。

前原大臣は、四月二十一日に、民間の金融機関によるリファイナンスが確実に実行されるような更生計画をしっかりと立てていただくと発言されました。これは、メガバンクが政府保証なしにリファイナンスに応じなければ確実な更生計画とは言えないという趣旨の発言であります。あわせて、峰崎副大臣は、日本航空の確実な再建のために、民間銀行もリファイナンスに応じるような抜本的な更生計画の策定が必要不可欠と判断していると答弁されています。

もしメガバンクがリファイナンスに応じなかった場合、政策投資銀行が言ってみれば肩がわりするあるいは政府保証をつけるというようなことは、私はあり得ないと考えておりますが、菅大臣も、峰崎副大臣と同様に、九月末のリファイナンスで政府保証のように肩がわりするようなことは一切なく、退路を断って、再建が確実な更生計画を策定するという見解に相違ないか、簡潔な御答弁をお願いします。

また、航空産業全体を進展させるために、市場の公平公正な競争環境確保も極めて大きな行政の

役割であると考えます。

既に、二月に、前原大臣の発言や国交省の文書でも、公的資金をバックにした運賃の割引は競争環境をゆがめるとの通達が出されていますが、その対象となるバスデー割引やマイレージのキャンペーンは一つも取り下げられることなく今日に至っております。

前原大臣は、さきの集中審議で、公平性が失われることがあつてはならない、やはり何らかの措置を考えないといけない問題だと答弁され、公平公正な競争環境の確保について、その重要性和問題意識があることを明確に答弁されています。以来、一月以上が経過しましたが、報道では、羽田の国際線発着枠を十月から日本航空に二便付与するなど、リストラもせずに、新規路線、事業拡大を認める一貫性のない対応が続いています。いかなる業種も産業も、経営破綻した企業は、まずはリストラに専念し、黒字を確保することが経営の最優先課題であります。

多額の公的資金がぎざぎざ入っている中で、行政の側で具体的な対策が実行されなければ、市場はゆがめられてしまいます。公的資金を使つた再建期間中の新規路線開設等、事業拡大の禁止、株主優待券のさらなる発行やマイレージのキャンペーンを含め、公的資金をバックにした割引施策への制限、そして公的資金の最小化によるリスク回避と確実な再建のためにも、代替便のある国際事業の大幅な縮小と、新機材投資の抑制も踏まえた三千億の出資の減額、こういう具体的な政策を実行し、政府が産業全体を健全に発展させる環境を整備すべきと考えます。

前原大臣が発言した、公平性が失われない何ら

かの措置とは、いつまでに何を実行されるのか、明確かつ具体的にお答えください。

最後になりますが、日本航空の再建にかかわる問題は、昨年から、新聞、雑誌、テレビで多くの情報が流れているにもかかわらず、国会には必要な情報開示が全くなされないまま現状に至っており、国会軽視と言わざるを得ません。

これまで、一月十九日に発表された再生計画詳細の情報開示や、企業再生支援機構、日本航空の参考人招致を幾度となく申し入れたにもかかわらず、全く対応されていない現状は、極めて遺憾であります。透明性、公平性を重視すると言つたにもかかわらず、これまでの民主党の対応は不誠実かつ無責任きわまりないものであり、民主党の議員の中にも、この問題に関してはおかしいと思つておられる方も必ずいるはずですよ。

公的資金の使途を明らかにする情報の透明性や国会審議の充実、民主主義の原点です。一連の不誠実な対応につき、強く改善を求めるとともに、この件に関して前原大臣の見解をお伺いして、私からの質問を終わります。(拍手)

(国務大臣前原誠司君登壇)

○国務大臣(前原誠司君) 三ツ矢議員にお答えをいたします。

まず、高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案の取り扱いについてお尋ねがございました。

本法律案は、政府として閣議決定を行い、国会に提出をし、この本会議でも趣旨説明、議論をさせていたものでありまして、その審議をぜひお願いしたいと考えております。

次に、本法案により導入される准定期運送用操

縦士資格について、その安全性及び航空会社の経営にもたらす効果についてお尋ねがございました。

准定期運送用操縦士は、エアライン機の副操縦士に特化した操縦士資格であり、その養成においては、初期段階からエアライン機の運航環境を想定した訓練が長期的かつ重点的に実施されることから、エアライン機の操縦技能について効果的に付与することが可能であり、現行制度と同等以上の安全性を確保できるものと考えております。

また、当該資格制度の導入によりまして、養成期間の短縮など、効率的な操縦士養成が可能となることから、航空会社においては、操縦士養成に係る負担軽減を図りつつ、今後必要となる操縦士数を安定的に確保できるものと考えております。

次に、激化する国際競争の中、どのようにオープンスカイを進め、競争環境を整備していくかと考えているかについてお尋ねがございました。

世界、とりわけアジアの活力を我が国の成長に結びつけていくためには、羽田の二十四時間国際拠点空港化による内陸ハブ機能の強化を図るとともに、成田の三十万回化に向けた地元合意を機にオープンスカイを戦略的に進めることで、我が国を中心とする国際航空ネットワークの強化を図ることが極めて重要であると考えております。

国土交通省成長戦略会議が五月十七日に決定した報告書においては、これらの取り組みを長期的視野に立つて総合的に進める観点から、オープンスカイの推進や羽田、成田の容量拡大など、我が国の空港・航空産業の競争力強化に資する多様な施策が盛り込まれているとともに、工程表も示されておるところであります。

国土交通省といたしましては、これらの施策を

P D C A サイクルに乗せながら計画的に進めていくことで、国際航空ネットワークの強化と我が国の空港・航空産業の競争力強化両立に向けてまいりたいと考えております。

日本航空再生計画の策定が延びた原因及び行政責任についてお尋ねがございました。

五月二十五日、日本航空は、更生計画案の提出時期について、当初の本年六月三十日までを八月三十一日までに変更することを東京地方裁判所に申し立て、裁判所よりその決定を受けました。

延期の理由としては、路便及び機材の徹底した見直しと適正な組織規模の実現によるコスト削減策を追加的に実施して収益力を強化し、危機対応力を高めるとともに、利害関係人と調整を図り、より確実な更生計画案を策定するためであると聞いております。

日本航空においては、徹底した構造改革を日々着実に進めていることから、更生計画の提出を延期しても損失の拡大や二次破綻のおそれは生じないものと考えております。

重要なことは、日本航空において、国民目線に立った確実な再生が達成されるようしっかりと取り組んでいただくことであり、国土交通省といたしまして、引き続き、企業再生支援機構と連携をして日本航空の確実な再生に努力をしてまいりたいと考えております。

次に、公平な競争環境の確保と、日本航空の確実な再生に向けた出口戦略と事業規模についてのお尋ねがございました。

日本航空の再生に当たっては、それぞれの会社が適正な路線規模を確保した上で競争していくことが望ましいと考えております。このため、日本航空においては、窮境原因の一つでもある不採算

路線の見直しを行うことが不可欠であると考えております。

国土交通省といたしましては、四月二十八日に公表された、国際線が約四割の縮小、国内線が約三割の縮小となる路線便数計画をもとに、今後作成される財務三表、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書をよく見ながら、今回の計画が十分なものになっているかを検証していくこととしたいと考えております。

次に、公平な競争を確保するための取り組みについてお尋ねがございました。

国土交通省としては、公的資金を投入して行われる日本航空の再生に向けての取り組みが航空会社間の公正な競争環境や日本航空の構造的な改革を阻害するものとならないよう指導監督を行っていく旨の文書を、二月五日に日本航空あてに発出し、この考え方に沿って適切に対応しているところでございます。

今後とも、会社更生法、航空法、株式会社企業再生支援機構法といった法律に基づきまして、公正な競争が確保されるように、不断の取り組みを行っていきたくと考えております。

最後に、日本航空の再生に関する情報開示についてお尋ねがございました。

日本航空の再生については、情報公開の観点から、可能な限りの情報提供に努めることが重要であると考えております。

今後の更生計画に影響を与える可能性の高い重要な経営情報等については、開示することは困難ですが、日本航空においても、例えば裁判所に提出した資料のうち、管財人が支障がないと判断した内容等については公表するなど、適時適切な情報公開に努めているものと承知しております。

国土交通省といたしましても、日本航空において可能な限りの情報提供が行われるように求めてまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇)

○国務大臣(菅直人君) 三ツ矢議員の方から、日本航空経営再建問題に関連して、何点か御質問をいただいております。

まず最初に申し上げておきたいのは、言うまでもありませんが、航空行政を所管するのは、第一義的には国土交通大臣であります。私は、企業再生機構を所管する経済財政担当大臣として、また政投銀及び国庫一般を担当する財務大臣としての立場からお答えを申し上げたいと思います。

まず、日本航空の更生計画の提出期間が延期された理由とその行政責任についての御質問にお答えをいたします。

日本航空の再生支援につきましては、基本的には、司法手続のもと、管財人たる企業再生支援機構において判断されるべき事柄であります。更生計画案提出時期の延期の理由として、日本航空の再生をより一層確実なものとする観点から、関係者が十分な調整を行った上で、徹底した路線便の見直しを行い、再建が確実となるよう、抜本的な更生計画案を作成する必要があると機構において判断したことによるものと聞いております。

なお、日本航空及び企業再生支援機構においては、既に徹底した経営構造改革を日々着実に進めており、更生計画の提出を延期しても、経営上の損失が拡大したり、二次破綻のおそれが生じたりするような状態にはないものと承知をいたしております。

また、日本航空においては、現状、収益力が回

復しており、資金繰りも特段の問題はなく、当面、追加的な資金投入の必要も見込んでいないと聞いていますのであります。

さらに、峰崎副大臣の答弁を受けて、関連の御質問をいただいております。

日本航空については、一月十九日、企業再生支援機構において支援決定し、事業再生計画が公表されており、再生に向けて一定の方向性が打ち出されているところであります。

この支援決定と同日に、裁判所により会社更生手続開始の決定を受けており、現在、事業再生計画を踏まえた更生計画を作成中と聞いております。

財務大臣としては、国庫を所管する立場から、現在作成されている更生計画が確実な再建につながるものとなるよう注視してまいりたい、このように考えております。

さらに、九月末のリファイナンスで政府保証のような肩がわりをするようなことはないだろうという御趣旨の御質問をいただきました。

具体的な金融の内容は、今後策定される更生計画によって確定することになると聞いております。

実は、政府保証については、昨年のある段階で、私はまだ財務大臣ではありませんでしたけれども、交付国債を発行して政府保証をあらかじめするといったような案が一部から出てきました。そして、率直に言って、私は、それには反対をいたしました。

そして、今の状況は、御存じのように、企業再生支援機構が管財人となっていて、この企業再生支援機構にはいわば保証する機能も与えられておりますので、その管財人として判断をされること

は、私は、再生をしていくということにおいて、まさに管財人としての判断に基本的には任せている、また、そういう権限になっております。

いずれにせよ、先ほど申し上げたとおり、企業再生支援機構において、再建が確実な抜本的な更生計画案を策定することが不可欠と考えており、今回の更生計画の提出時期の延期も、そうした考え方に即した判断であると承知をいたしております。

以上です。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(横路孝弘君) この際、暫時休憩いたします。

午後八時三十六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席国務大臣

財務大臣 菅 直人君
総務大臣 原口 一博君
外務大臣 岡田 克也君
農林水産大臣 赤松 広隆君
国土交通大臣 前原 誠司君
経済産業大臣 臨時代理

出席副大臣

国土交通副大臣 馬淵 澄夫君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

P T A ・ 青少年教育団体共済法
児童扶養手当法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成二十一年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告

一、昨二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

第百七十三回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(要求書受領)

一、去る十八日、内閣から、国家公安委員会委員に山本剛嗣君を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、公害等調整委員会委員に松森宏君及び杉野翔子君を任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に小丸成洋君、浜田健一郎君、叶井真

由美君、澤登久子君、北原健児君及び竹中ナミ君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、労働保険審査委員会に中嶋士元也君及び品田充儀君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、社会保険審査会委員に渡邊等君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、中央労働委員会公益委員に鹿野菜穂子君を任命したいので、労働組合法第十九条の三第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二十五日、本院は、国家公安委員会委員に山本剛嗣君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、公害等調整委員会委員に松森宏君及び杉野翔子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に小丸成洋君、浜田健一郎君、叶井真由美君、澤登久子君、北原健児君及び竹中ナミ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、労働保険審査会委員に中嶋士元也君及び品田充儀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、社会保険審査会委員に渡邊等君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、中央労働委員会公益委員に鹿野菜穂子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

大西 孝典君	森山 浩行君
逢坂 誠二君	空本 誠喜君
階 猛君	菊池長右エ門君
寺田 学君	花咲 宏基君
谷 公一君	坂本 哲志君
花咲 宏基君	近藤 和也君
森山 浩行君	藤田 大助君
近藤 和也君	勝又恒一郎君
勝又恒一郎君	三村 和也君
空本 誠喜君	逢坂 誠二君
三村 和也君	寺田 学君
坂本 哲志君	谷 公一君
菊池長右エ門君	階 猛君
藤田 大助君	大西 孝典君
森山 裕君	後藤田正純君
山口 俊一君	小泉進次郎君
財務金融委員	
辞任	補欠
徳田 毅君	森山 裕君
農林水産委員	
辞任	補欠
河上みつえ君	川村秀三郎君

津川 祥吾君 磯谷香代子君 谷川 弥一君 北村 茂男君 長島 忠美君 谷 公一君 山本 拓君 森山 裕君 磯谷香代子君 津川 祥吾君 川村秀三郎君 河上みつえ君 北村 茂男君 谷川 弥一君 谷 公一君 長島 忠美君 森山 裕君 山本 拓君 環境委員 森山 裕君 辞任 中島 隆利君 吉泉 秀男君 議院運営委員 吉泉 秀男君 中島 隆利君 補欠 吉泉 秀男君 中島 隆利君	津川 祥吾君 鈴木 克昌君 谷川 弥一君 山尾志桜里君 長島 忠美君 磯谷香代子君 山本 拓君 大西 孝典君 磯谷香代子君 永江 孝子君 津川 祥吾君 近藤 和也君 厚生労働委員 永江 孝子君 辞任 園田 康博君 初鹿 明博君 藤田 一枝君 山口 和之君 菅原 一秀君 棚橋 泰文君 江田 憲司君 大山 昌宏君 菊池長右門君 工藤 仁美君 小山 展弘君 秋葉 賢也君 田中 和徳君 柿澤 未途君 農林水産委員 柿澤 未途君 補欠 園田 康博君 初鹿 明博君 藤田 一枝君 山口 和之君 菅原 一秀君 棚橋 泰文君 江田 憲司君	津川 祥吾君 鈴木 克昌君 谷川 弥一君 山尾志桜里君 長島 忠美君 磯谷香代子君 山本 拓君 大西 孝典君 磯谷香代子君 永江 孝子君 津川 祥吾君 近藤 和也君 財務金融委員 永江 孝子君 辞任 近藤 和也君 補欠 永江 孝子君
大西 孝典君 磯谷香代子君 山尾志桜里君 鈴木 克昌君 近藤 和也君 補欠 小山 展弘君 大山 昌宏君 工藤 仁美君 菊池長右門君 秋葉 賢也君 田中 和徳君 柿澤 未途君	鈴木 克昌君 山尾志桜里君 磯谷香代子君 大西 孝典君 永江 孝子君 近藤 和也君 補欠 園田 康博君 初鹿 明博君 藤田 一枝君 山口 和之君 菅原 一秀君 棚橋 泰文君 江田 憲司君	鈴木 克昌君 山尾志桜里君 磯谷香代子君 大西 孝典君 永江 孝子君 近藤 和也君 補欠 園田 康博君 初鹿 明博君 藤田 一枝君 山口 和之君 菅原 一秀君 棚橋 泰文君 江田 憲司君
浜田 靖一君 保利 耕輔君 稲津 久君 西 博義君 経済産業委員 西 博義君 辞任 太田 和美君 近藤 洋介君 田中美絵子君 橋本 博明君 補欠 田中美絵子君 橋本 博明君 近藤 洋介君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 首藤 信彦君 横山 北斗君 井上 義久君 奥野総一郎君 阪口 直人君 大口 善徳君 大口 善徳君 井上 義久君 補欠 阪口 直人君 奥野総一郎君 大口 善徳君 横山 北斗君 首藤 信彦君 井上 義久君	口蹄疫対策特別措置法案(農林水産委員長提出) 総務委員長近藤昭一君解任決議案(浜田靖一君外六名提出) (議案受領) 一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 アレルギー疾患対策基本法案 一、昨二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 口蹄疫対策特別措置法案 (委員会審査省略要求書受領) 一、昨二十六日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 総務委員長近藤昭一君解任決議案 濱田靖一君外六名 (議案付託) 一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第五十六号)(参議院送付) 国と地方の協議の場に関する法律案(内閣提出第五十七号)(参議院送付) 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第五十八号)(参議院送付) 以上三件 総務委員会 付託	口蹄疫対策特別措置法案(農林水産委員長提出) 総務委員長近藤昭一君解任決議案(浜田靖一君外六名提出) (議案受領) 一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 アレルギー疾患対策基本法案 一、昨二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 口蹄疫対策特別措置法案 (委員会審査省略要求書受領) 一、昨二十六日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 総務委員長近藤昭一君解任決議案 濱田靖一君外六名 (議案付託) 一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第五十六号)(参議院送付) 国と地方の協議の場に関する法律案(内閣提出第五十七号)(参議院送付) 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第五十八号)(参議院送付) 以上三件 総務委員会 付託
口蹄疫対策特別措置法案(農林水産委員長提出) 総務委員長近藤昭一君解任決議案(浜田靖一君外六名提出) (議案受領) 一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 アレルギー疾患対策基本法案 一、昨二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 口蹄疫対策特別措置法案 (委員会審査省略要求書受領) 一、昨二十六日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 総務委員長近藤昭一君解任決議案 濱田靖一君外六名 (議案付託) 一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第五十六号)(参議院送付) 国と地方の協議の場に関する法律案(内閣提出第五十七号)(参議院送付) 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第五十八号)(参議院送付) 以上三件 総務委員会 付託	口蹄疫対策特別措置法案(農林水産委員長提出) 総務委員長近藤昭一君解任決議案(浜田靖一君外六名提出) (議案受領) 一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 アレルギー疾患対策基本法案 一、昨二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 口蹄疫対策特別措置法案 (委員会審査省略要求書受領) 一、昨二十六日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 総務委員長近藤昭一君解任決議案 濱田靖一君外六名 (議案付託) 一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第五十六号)(参議院送付) 国と地方の協議の場に関する法律案(内閣提出第五十七号)(参議院送付) 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第五十八号)(参議院送付) 以上三件 総務委員会 付託	口蹄疫対策特別措置法案(農林水産委員長提出) 総務委員長近藤昭一君解任決議案(浜田靖一君外六名提出) (議案受領) 一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 アレルギー疾患対策基本法案 一、昨二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 口蹄疫対策特別措置法案 (委員会審査省略要求書受領) 一、昨二十六日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 総務委員長近藤昭一君解任決議案 濱田靖一君外六名 (議案付託) 一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第五十六号)(参議院送付) 国と地方の協議の場に関する法律案(内閣提出第五十七号)(参議院送付) 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第五十八号)(参議院送付) 以上三件 総務委員会 付託

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)(参議院送付)

厚生労働委員会 付託

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号) 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号)

以上二件 経済産業委員会 付託

賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(内閣提出第三六号)(参議院送付)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)(参議院送付)

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(内閣提出第四二号)

以上三件 国土交通委員会 付託

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

口蹄疫対策緊急措置法案(江藤拓君外五名提出)

(議案通知書受領)

一、昨二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

P.T.A・青少年教育団体共済法案

一、昨二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、昨二十六日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。

口蹄疫対策緊急措置法案(江藤拓君外五名提出)

(議案撤回通知)

一、昨二十六日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

口蹄疫対策緊急措置法案(江藤拓君外五名提出)

(質問書提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

買い物・交通弱者の支援に関する質問主意書(木村太郎君提出)

宝くじ関連の事業仕分けに関する質問主意書(山口俊一君提出)

鳩山由紀夫内閣における外務省在外職員健康管理休暇制度に係る改革に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

鳩山由紀夫内閣における外務省在外公館派遣員制度に係る改革に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

直轄国道のパトロールに関する質問主意書(木村太郎君提出)

平成二十二年五月二十一日に実施された宝くじ販売に係る事業仕分けに関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

赤松農林水産大臣の連休中の海外出張に関する質問主意書(宮腰光寛君提出)

元内閣官房長官が内閣官房機密費の具体的使途に言及した件に係る平野博文内閣官房長官の見解に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出大地震発生時の業務継続体制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大村秀章君提出新たな独立行政法人の設立に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出昨年の事業仕分けの議論を踏まえた「高機能演算研究基盤」の構築に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出国家公務員法等の一部を改正する法律案における再就職等監視・適正化制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出国家公務員法等の一部を改正する法律案における幹部公務員制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察審査会に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出子ども農山漁村交流プロジェクトに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出元内閣官房長官が内閣官房機密費の具体的使途に言及した件に係る平野博文内閣官房長官の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する質問に対する答弁書

平成二十二年五月十四日提出質問 第四七〇号

大地震発生時の業務継続体制に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

大地震発生時の業務継続体制に関する質問主意書

内閣府と消防庁は、全自治体を対象に、大規模な地震発生時に業務継続体制が整っているかどうかの調査をした。それによると業務継続体制が整っていると判断された自治体は、全国四十七都道府県のうち十団体、市区町村では約六%の九十九団体であった。また、業務継続計画を策定している自治体は、都道府県では五団体、市区町村では一団体のみだった。自国民の生命と財産を守る

ことは国家の最大の責務であり、そのためにも自治体との協力関係を構築することは誠に重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 今回の調査により、業務継続体制が整っていると判断された自治体が少ない状況を、どのように分析しているか。

二 業務継続計画を策定している自治体が極めて少ない状況を、どのように分析しているか。

三 一と二に関連し、「小さな自治体では担当職員が少なく、恒常的な課題となっている。」という声を聞くが、国はどう対応するのか。

四 一から三に関連し、このような実態を踏まえ、全国の自治体において業務継続計画の策定を促し、業務継続体制が整っているようにするために、国はどう対応していくのか。

五 四に関連し、そのために具体的な年度や数値目標(自治体数)を定め、国として財政面をはじめ一層の支援をすべきではないか。

内閣衆質一七四第四七〇号

平成二十二年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出大地震発生時の業務継続体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出大地震発生時の業務継続体制に関する質問に対する答弁書
一及び二について
地方公共団体において地震発生時を想定した

業務継続体制の整備や業務継続計画の策定が進んでいない要因としては、業務継続体制の検討を着手するに当たり必要な知見や人員等が不足していること等があると認識している。

三から五までについて

政府としては、「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」(以下「手引き」という。)を策定し、各都道府県及び市区町村に配布するとともに、都道府県の担当者に対する説明会を開催するなど、地方公共団体における地震発生時を想定した業務継続体制に係る検討を支援しているところである。現時点において、御指摘のような具体的な目標を設定することは考えていないが、今後とも、取組状況の把握に努めるとともに、手引きの周知等を通じて地方公共団体における検討を支援してまいりたい。

平成二十二年五月十四日提出
質問 第四七一号

新たな独立行政法人の設立に関する質問主意書

提出者 大村 秀章

新たな独立行政法人の設立に関する質問主意書
鳩山内閣は、新たに独立行政法人を設ける「独立行政法人地域医療機能推進機構法案」を昨年の第百七十三回国会に提出している。その一方で、平成二十一年十二月二十五日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」では、「事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、

移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる」としている。また、枝野行政刷新担当大臣も、「独立行政法人はゼロベースで見直す。原則廃止の路線だ」との発言をしている。こうした状況を踏まえ、次の事項について質問する。

一 独立行政法人の全廃の方針を示す一方で、新たに独立行政法人を設立しようとすることは、内閣の方針として明らかに整合性がとれていない。独立行政法人の存廃に関する政府としての統一見解を示されたい。

二 仮に、地域医療機能推進機構は独立行政法人でなければならないとするのであれば、地域医療機能推進機構の事務・事業をどのように精査し、独立行政法人とすることが適切と判断したのか、その検討の具体的内容・経緯を明らかにされたい。

内閣衆質一七四第四七一号
平成二十二年五月二十五日

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員大村秀章君提出新たな独立行政法人の設立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員大村秀章君提出新たな独立行政法人の設立に関する質問に対する答弁書

一について
独立行政法人については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成二十一年十二月二十五日閣議決定)に基づき、すべての独立行政法人のすべての事務・事業の抜本的な見直しを行い、その結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じるとともに、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新することとしている。

二について
独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「機構」という。)が行う事業は、救急医療を提供する等地域の医療において重要な役割を担っている社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を安定的に行うものであり、国民生活にとって不可欠なものであると考えている。機構の法人格については、機構で行う事業がこのような性質のものであることと併せて、当該事業を安定的に運営するために、国有財産の出資を受けられる法人であること、従来と同様の税制上の非課税措置を講じることのできる法人であることが必要であることから、独立行政法人とすることが適切と判断したものである。

平成二十二年五月十四日提出
質問 第四七二号

昨年の事業仕分けの議論を踏まえた「高機能演算研究基盤」の構築に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

昨年の事業仕分けの議論を踏まえた「高機能演算研究基盤」の構築に関する質問主意書
昨年十一月十三日に行われた「次世代スーパー

コンピューティング技術の推進」についての事業仕分けの議論を踏まえ、平成二十二年予算では、プロジェクトを進化・発展させたとして、「高機能演算研究基盤」の構築に取り組みこととされた。本事業自体は我が国の将来の産業・研究基盤を強化する夢のある取り組みであり、中期的に経済への波及効果も大きいものと考え、その着実な推進が必要と考える。ついては、事業仕分けの議論を踏まえ、六項目にわたり質問する。

一 「高機能演算研究基盤」の構築は、「次世代スーパーコンピューティング技術の推進」と比較して、政策目的や期待される効果についていかなる違いがあるのか。

二 事業仕分けでは、「ハードの戦いではなく、ソフトの戦いをすべき」との指摘があったが、どのような対応をされたのか。

三 先にベクトル部の開発を中止されているが、その経緯を示されたい。気候変動のシミュレーションへの応用などプロジェクトの推進には問題はないのか。

四 本プロジェクトでは、神戸市に本体を設置し、全国の各利用者との間は通信ネットワークで結ばれるものと理解するが、大量のデータを伝送する上で、通信ネットワークを新たに整備・強化する必要は生じないのか。必要であるとすれば、所要経費の見積もりを示されたい。

五 「世界一を目指す必要はない」という考え方について、科学技術政策を推進する上での政府の見解はいかがか。

六 本事業自体は我が国の将来の産業・研究基盤を強化する夢のある取り組みであり、中期的に

経済への波及効果も大きいものと考えているが、政府の見解はいかがか。

右質問する。

内閣衆質一七四第四七二号

平成二十二年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出昨年の事業仕分けの議論を踏まえた「高機能演算研究基盤」の構築に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橋慶一郎君提出昨年の事業仕分けの議論を踏まえた「高機能演算研究基盤」の構築に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

御指摘の「高機能演算研究基盤」の構築（以下「本件事業」という。）は、開発者側の視点から利用者側の視点へと転換を図り、より多様なニーズにこたえる観点から「次世代スーパーコンピューティング技術の推進」を進展させたものであり、引き続き次世代スーパーコンピュータを開発し、これと国内の様々なスーパーコンピュータとの間のネットワークを構築することによって、多くの者がこれらを利用してデータの共有や共同分析等を行うことができる環境を整備することを目的としている。本件事業により、スーパーコンピュータの利用者数の増加や、様々な分野におけるより多様で高度な研究の進展が期待される。

また、本件事業においては、引き続き、次世

代スーパーコンピュータ等に係るソフトウェアの研究開発を行うこととしている。

三について

次世代スーパーコンピュータのシステム構成については、平成二十一年四月に科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会情報科学技術委員会次世代スーパーコンピュータプロジェクト中間評価作業部会（以下「作業部会」という。）から、スカラ部とベクトル部から構成される「複合システムの在り方を含め、プロジェクトの目標達成を念頭に置いた最適なシステム構成を再検討すること」を要請されたことを受け、開発主体である独立行政法人理化学研究所が、システム構成案の再検討を開始し、その後、ベクトル部の開発を担当する企業から製造段階への不参加が表明されたことも踏まえ、スカラ部のみで構成される新たなシステム構成案を策定した。

このシステム構成案については、同年七月に作業部会によって取りまとめられた「次世代スーパーコンピュータプロジェクト中間評価報告書」において、「プロジェクトの目標達成を念頭に置いたシステム構成として妥当である」と評価され、また、ベクトル部の利用を想定していたアプリケーションに対する影響については、プログラムの書換え等の調整を行うことにより限定的なものとなると評価されている。

四について

御指摘の通信ネットワークの在り方については、今後、文部科学省において、スーパーコンピュータを所有する機関や利用する機関等によ

る議論を踏まえ、具体的な検討を進めていくこととしている。

五について

世界最高水準の研究開発基盤を整備することは、科学技術政策を推進する上で重要であると考えており、本件事業においても、引き続き、世界最高水準の次世代スーパーコンピュータの開発を進めていくこととしている。

六について

本件事業により、最先端の情報通信技術の獲得や、次世代スーパーコンピュータ等を活用した高速で高精度のシミュレーションを通じた科学技術の進展等による産業競争力の強化等が期待できるものと考えている。

平成二十二年五月十四日提出
質問 第四七三 号

国家公務員法等の一部を改正する法律案における再就職等監視・適正化制度に関する質問
主意書

提出者 橋 慶一郎

国家公務員法等の一部を改正する法律案における再就職等監視・適正化制度に関する質問
質問主意書

今国会に内閣から提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案における再就職等監視・適正化制度に関し、以下五項目にわたり質問する。

一 再就職等監視・適正化委員会は、民間人材登用・再就職適正化センターの下に置かれることとなるが、本府省の特別の機関の下に置かれる

委員会の委員を国会同意にかからしめている事例はあるのか。先例なしとすれば、その理由をうかがう。

二 基本的に再就職斡旋を行わないこととする以上、「退職勧奨制度」を速やかに廃止すべきものと考える(定年・自己都合・分限のみとなる)が、内閣の方針をうかがう。

三 私見として、いわゆるキャリア公務員も定年まで府省庁内で雇用することを前提に、退職後の政府関係機関への就職については、いわば「第二の人生」ととらえて俸給の上限の設定をされれば、「天下り」との批判も弱まると考えるが、内閣の見解をうかがう。

四 基本的には避けるべき分限の際の業務をあらかじめ民間人材登用・再就職適正化センターの業務とする必要はないと考えるが、内閣の見解をうかがう。

五 国家公務員の賃金カーブは右肩上がりだが、子供の扶養に出費がかさむ中堅層を手厚くし、五十歳代後半以降は賃金を抑制する構造にすべきではないかと考えるが、内閣の見解をうかがう。

右質問する。

内閣衆質一七四第四七三号

平成二十二年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出国家公務員法等の一部を改正する法律案における再就職等監視・適正化制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出国家公務員法等の一部を改正する法律案における再就職等監視・適正化制度に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「本府省の特別の機関の下に置かれる委員会の委員を国会同意にかからしめている事例」はない。

今国会に提出した国家公務員法等の一部を改正する法律案における再就職等監視・適正化委員会の委員長及び委員については、同委員会が再就職等規制違反行為の監視等を担う中立公正な第三者機関であり、委員長及び委員による職権の行使における独立性が求められるため、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとしているものである。

二について

現内閣においては、組織の改廃等に伴い離職せざるを得ない場合を除き、再就職のあっせんは行わないこととしている。

その上で、現在、政府において、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に基づく退職管理基本方針の策定に向けた検討を行っているところであり、この中で、退職勧奨の取扱いについても検討することとしている。

三について

独立行政法人や特殊法人等の役職員の給与については、当該役職員が府省庁を退職した後には再就職した者であるか否かを問わず、その職務や能力に見合ったものとするなど、国民の理解が得られる適正な水準となるよう政府としても

独立行政法人に対する要請等を行ってきたところであり、引き続き適正化に努めてまいりたい。

四について

民間企業において整理解雇を行う場合には解雇を回避する努力義務があるとされており、組織の改廃等による分限免職は民間の整理解雇に当たることから、御指摘のとおり基本的には組織の改廃等による分限免職は避けるべきものであり、分限免職回避の努力義務の一環として、組織の改廃等により離職を余儀なくされることとなる職員について、再就職支援を行うこととしたものである。

五について

今後、国家公務員制度改革基本法(平成二十二年法律第六十八号)第十条第三号イ及びハに基づき、職員が定年まで勤務できる環境を整備するための措置を講ずるとともに、高年齢である職員の給与の抑制を可能とする制度その他の当該環境の整備に対応した給与制度の在り方について検討してまいりたい。

平成二十二年五月十四日提出
質問 第四七四号

国家公務員法等の一部を改正する法律案における幹部公務員制度に関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

務員制度に関し、以下十一項目にわたり質問する。

一 標準職務遂行能力の審査では、対象者の人物そのものを評価することになると考えるが、判定の客観的な基準・根拠の内容をうかがう。

二 標準職務遂行能力の審査事務の遂行体制を具体的にうかがう。

三 実質的に、審議官クラス以上の「標準職務遂行能力」があるか否かの審査をするということであれば、対象者が一定の基準に達しているか否かをチェックする「消極的評価」をすることになると考えるが、いかがか。

四 審査が過度に事務量やコストを増やすことになつてはならないと考えるが、いかがか。

五 審査過程のチェックや、透明性の担保については、どのように考えているのか。

六 各府省で審査対象となる公務員はどのように選ばれるのか、その際、これまでのような採用年次横並びを破る意図と理解するが、どの程度の弾力化を想定するのか。

七 地方支分部局の幹部は制度から外れる訳だが、制度の運用上、不都合は生じないか。例えば、審議官から出先局長に転出すると、名簿からいったん外れることになるのか、うかがう。

八 改正法案には、「幹部職の職務明細書」や内閣総理大臣による「人事に関する情報の管理」の規定がないが、審査事務遂行上必要ではないか、うかがう。

九 改正後の国家公務員法第六十一条の五に規定する「幹部職員の公募」について、どの程度の規模を想定するのか、また、公募に適する職として想定される例についてうかがう。

国公法等改正法案においては、国の行政機関の内外から、多様かつ高度な能力及び経験を有する意欲のある人材を、適材適所で登用することとを可能とするため、幹部職員の公募を内閣人事局が一元的に行うための仕組みを設けることとしたものである。一方、今国会に提出している政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案においては、政務に関し内閣官房長官等を補佐する内閣政務参事等の新たな特別職を設けることとしており、その職務内容に照らし、内閣総理大臣が適切な人選を行うこととしているところである。それぞれの制度は独自の意義を有するもの

のであり、両立させることとしている。
十一について

幹部候補育成課程の整備については、幹部職員人事の一元管理の実施状況を踏まえつつ、基本法に基づく公務員制度の抜本的な改革の中で具体化していくこととし、国公法等改正法案には盛り込まなかったものである。

平成二十二年五月十四日提出
質問 第四七五号

日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する第三回質問主意書

本年四月十日付読売新聞夕刊一面に、『米兵裁判権を放棄』 日米が秘密合意 一九五八年文書で判明との見出しで、一九五二年に締結された旧日米安全保障条約の付属協定である日米行政協定により、日本に駐留する米兵らの事件に関し、実質的に米国側に裁判権を譲るとしたとの密約（以下、「裁判権密約」という。）を示す文書が作成されていたことが、外務省の調査で明らかになったと報じられている。しかし「前回答弁書」では、右の記事につき「外務省として、これまでに、お尋ねのような『密約』の存在及びお尋ねのように合意したという事実を確認したことはない。」との答弁がなされている。

右を踏まえ、再度質問する。

一 「前々回答弁書」で「裁判権密約」について「外務省として、二についてでお答えした調査の結果の公表後、御指摘のような調査は行っていないが、お尋ねの『裁判権密約』の問題については、引き続き、適切な形で説明責任を果たしていくよう努力したい。」との答弁がなされていることを受け、前回質問主意書で、外務省として今後どの様にして、いつまでを目処に「適切な形で説明責任を果たしていく」考えているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、現時点では具体的に決まっていな

い。」との答弁がなされている。仮に「裁判権密約」の様な合意が日米でなされていたのなら、我が国の国家主権に関わる大変な問題であると考ええる。それについて報道がなされ、国民の間に疑念がわき上がっている今、一刻も早い確認作業が求められると考えるが、同省として、それについて現時点で決めているのはなぜか。右は、同省の怠慢ではないのか。

二 「前回答弁書」で外務省は、「外務省として、これまでに、お尋ねのような『密約』の存在及びお尋ねのように合意したという事実を確認したことはない。」と繰り返し述べているが、いつまでに「裁判権密約」の存否を確認する考えているのか。早急に確認作業を行い、国民に事実関係を説明すべきだと考えるが、いかがか。右質問する。

内閣衆質一七四第四七五号

平成二十二年五月二十五日

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員鈴木宗男君提出日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

外務省としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）に基づき、我が国の当局が第一次裁判権を有する事件については、関係当局において、個別具體の事件に即して、我が国の法と証拠に基づき適切に対応しており、御指摘の「裁判権密約」が存在することを前提とした対応は行っていないものと認識している。

このため、外務省としては、御指摘の「裁判権密約」の問題については、他の案件の緊急性等をも勘案しつつ、所要の作業を行い、適切な時期に適切な形で説明責任を果たしていくよう引き続き努力することとしており、現時点で、いつまでにどのような形で説明責任を果たすかについて具体的に決まっていなことが外務省の「怠慢ではないのか」との御指摘は当たらないものと考えてる。

平成二十二年五月十四日提出
質問 第四七六号

検察審査会に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察審査会に関する再質問主意書

「前回答弁書（内閣衆質一七四第四三五号）を踏まえ、再質問する。

一 検察審査会について「前回答弁書」では「検察審査会は、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため、…衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定した十一人の検察審査員でこれを組織し、検察官の公訴を提起しない処分、可否の審査に関する事項及び検察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項を所掌するものである。」との答弁がなされている。いわば一般市民から選定される審査員が、必ずしも法律の専門家であるとは限らず、これから審査員が実際に「検察官の公訴を提起しない処分、可否の審査に関する事項及び検察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項を所掌する」には、それなりの事前説明、研修等が必要になると考えるが、右につき、どのような措置がとられているか説明されたい。

二 前回質問主意書で、一般に、検察審査会においてある刑事事件についての審査がなされる際、審査員に対し、検察側からどのような説明がなされるのかと問うたところ、「前回答弁書」では「検察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）第三十五条において「検察官は、検察審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。」と規定されており、検察官は、会議に出席した際には、不起訴処分の理由等を説明することが一般的であると承知している。」との答弁がなされている。検察庁において、右の不起訴処分の理由等についての説明を担当する部署はどこか。

三 法務大臣はじめ法務省政務三役は、二の説明について、事前に何らかの説明を受けているか。

四 本年四月二十七日、小沢一郎民主党幹事長の資金管理団体による土地購入を巡る一連の事件に関連し、檢察審査会は小沢幹事長に対して「起訴相当」の議決を出した。右についても、審査員に対して檢察庁から説明がなされていると考えるが、確認を求める。

五 四の説明につき、千葉景子法務大臣はじめ法務省政務三役は、事前に何らかの説明を受けているか。

六 一般に、ある刑事事件について檢察審査会で審査がなされる際、審査員に対して檢察側が当該事件について説明をする場合、それが、公平、公正かつ客観的なものではなく、審査員を、ある結論を出させるべく意図的に誘導する様なものとなることはないか。

七 前回質問主意書でも触れたが、檢察審査会における、ある刑事事件についての審査において、檢察側からその事件についての説明がなされる際、檢察側がある思惑の下、審査員を意図的、恣意的に誘導する説明を行った場合、審査員はその印象を受け、議決に臨むことになる。檢察審査会における審査の公平性、公正性、そして客観性を確保するためにも、檢察側からの説明も含め、檢察審査会における審査を録音、録画する等の方法で可視化することが必要ではないかと、千葉大臣の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「檢察審査会法第二十六条において『檢察審査会議は、これを公開しない。』

と規定されており、御指摘のような方法で審査を公開することは、同条の規定に抵触することとなるものと考えている。」との答弁がなされている。千葉大臣はじめ法務省政務三役として、檢察審査会での議論の公平性、公正性、そして客観性を向上させるために、檢察審査会法を改正し、檢察側からの説明も含め、檢察審査会における審査を右で述べた方法で可視化することを検討する考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七四第四七六号
平成二十二年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察審査会に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察審査会に関する再質問に対する答弁書

二について

檢察審査会法（昭和二十三年法律第四百七十七号）第十六条第一項において「地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、前条第一項の檢察審査会議の開催前、檢察審査員及び補充員に対し、檢察審査員及び補充員の権限、義務その他必要な事項を説明し、宣誓をさせなければならない。」と規定されている。

二について

当該不起訴処分をした檢察官がお尋ねの説明を行うのが一般的であると承知している。

三について

一般的に、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官は、お尋ねの点について事前の説明を受けていない。

四及び五について

お尋ねについては、個別具体的な事件における檢察審査会の審査の内容にかかわる事柄であり、答弁を差し控えたい。

六について

前回答弁書（平成二十二年五月十一日内閣衆質一七四第四三五号）二について述べたとおり、檢察官は、会議に出席した際には、不起訴処分の理由等を説明することが一般的であり、お尋ねのように「審査員を、ある結論を出させるべく意図的に誘導する」ということはないものと承知している。

七について

檢察審査会法は、檢察審査会議における檢察審査員の自由な審査活動を保障する必要性が高いことなどから、同法第二十六条において「檢察審査会議は、これを公開しない。」と規定しているところ、御指摘のような方法で審査を公開することは、その趣旨を没却することとなるものと考えており、御指摘のような改正を行うことは考えていない。

平成二十二年五月十七日提出
質問 第四七七号

子ども農山漁村交流プロジェクトに関する再質問主意書

提出者 木村 太郎

子ども農山漁村交流プロジェクトに関する再質問主意書

全国の小学校五年生を対象に、一週間程度の民泊付き農山漁村体験を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、文部科学省・農林水産省・総務省の三省の合同の取り組みとして実施されてきた。このうち、文部科学省の予算を事業仕分けによつて事業を行わないことに決め、国からの支援額は従来の全額補助から三分の一の補助に減った。

鳩山内閣の子どもを粗末にする姿勢を正すためにも、私は去る三月十五日に「子ども農山漁村交流プロジェクトに関する質問主意書」を提出した。しかし、鳩山内閣から返ってきた答弁書は、全く冷たい内容であり、鳩山内閣が進める「子ども手当」という大きなアドバルーンへ国民目線を向ける一方、その他の施策をないがしろにしようにする表裏のある姿は誠に遺憾である。

従つて、次の事項について質問する。

一 事業仕分けによつて、助成が三分の一に減らされたことにより、全国の学校現場では混乱が起きていないのか。

二 一に関連し、例えば和歌山県では、今年度三十一校が実施する予定であったが、横暴な事業仕分けによつて、県独自の予算で支援する十五校以外の十六校が助成を受けられなくなった。このような事例に対し、鳩山内閣はどのような認識を持つのか。

三 学校現場からの「活動の効果や意義が教育現場に浸透してきた矢先に、ばつさりと事業仕分けされてしまったことはとても痛手だ。」という

声に、鳩山内閣はどう答えるのか。

四 「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施する学校数が、事業仕分けにより減少を余儀なくされるが、受け入れ側の農村・農家への影響は、全国的にはどうなっているのか。

五 四に関連し、受け入れ側の農家からの「農家民泊などの体制を整えてきただけに、残念。」という声に、鳩山内閣はどう答えるのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第四七七号
平成二十二年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出子ども農山漁村交流プロジェクトに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出子ども農山漁村交流プロジェクトに関する再質問に対する

答弁書

一について

お尋ねについては、「混乱」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えするとは困難である。

二及び三について

文部科学省においては、小学校が行う農山漁村での宿泊体験活動に対する支援について、これまで調査研究事業として実施してきたところであるが、平成二十一年十一月に行われた行政刷新会議の事業仕分けの評価結果等を踏まえ、

都道府県及び政令指定都市の主体的な判断により実施する事業に対する補助事業として実施することとしたところである。文部科学省としては、今後とも、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会に対し、小学生による農山漁村での宿泊体験活動の学校教育における重要性等を周知することにより、当該活動が積極的に行われるよう促してまいりたい。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、子ども農山漁村交流プロジェクトについては、平成二十二年年度予算において、小学校が行う農山漁村での宿泊体験活動や当該活動の受入地域の体制整備等に必要経費を計上しているところである。

五について

子ども農山漁村交流プロジェクトについては、より効率的かつ効果的に事業を実施する観点から必要な見直しを行いつつ、平成二十二年年度予算において、小学校が行う農山漁村での宿泊体験活動や当該活動の受入地域の体制整備等に必要経費を計上したところであるが、今後とも、関係各省が連携し、当該活動の支援を図ってまいりたい。

平成二十二年五月十七日提出
質問 第四七八号

元内閣官房長官が内閣官房機密費の具体的使途に言及した件に係る平野博文内閣官房の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

元内閣官房長官が内閣官房機密費の具体的使途に言及した件に係る平野博文内閣官房長官の見解に関する再質問主意書

野中広務元衆議院議員が、内閣官房長官を務めていた時期、内閣官房機密費を多い時で七千万円、少なくとも五千万円使い、その内訳は月々内閣総理大臣に一千万円、自民党国対委員長や参議院幹事長に各五百万円程度を渡し、更には政治評論家や野党の国会議員らにも配っていた旨、取材で明らかにしている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七四第四四四号)を踏まえ、再質問する。

一 そもそも、機密費というのは、いつ、何のために作られたものであるのか、その経緯につき説明されたい。

二 前回質問主意書で、前文で挙げた野中氏の証言に対する平野博文内閣官房長官の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の報道にあるような事実関係については、承知していない。」との答弁がなされている。平野長官として、前任者の河村建夫前内閣官房長官、または内閣官房職員、つまり事務方の職員より、過去に機密費がどの様に使われてきたのかについて、一度も説明を受けたことがないのか。確認を求める。

三 平野長官として、承知しているか否かに関係なく、かつて機密費が前文で触れた様な使われ方をされていたことについて、どのような見解を有しているか。

四 報道によると野中氏は、官房長官就任時、前任の官房長官の秘書官から機密費に関する引き継ぎノートを渡され、それに基づいて機密費を配っていたとのことである。前回質問主意書

で、平野長官は、機密費の配付先を記した帳簿等を前任者から引き継いでいるかと問うたところ、「前回答弁書」では「本人に確認したところ、お尋ねのような事実はないとのことである。」との答弁がなされている。では平野長官は、前任の河村前長官から直接引き継ぎを受けておらずとも、内閣官房職員、つまり事務方の職員から、機密費の配付先を記した帳簿等を引き継いでいるか。

五 報道によると、平野長官は本年四月二十六日に、約千六百二十万円の機密費を国庫に返納していたとのことであるが、平野長官が官房長官に就任して以来、二〇〇九年度に使用した機密費は、毎月いくらになるのか説明されたい。

六 前回質問主意書で、平野長官は、官房長官に就任してから、鳩山由紀夫内閣総理大臣に毎月機密費を渡しているか、国会対策に毎月機密費を使っているか、更に政党・政党関係者に毎月機密費を配っているかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、内閣官房報償費の性格上、お答えを差し控えたい」との答弁がなされている。しかし、機密費が内閣総理大臣や政党・政党関係者に渡されたり、国会対策等に使われるという慣行が過去にあったことは、野中氏が明かす以前に既に広く知られているところであり、平野長官が右の様に事実関係を隠す必要はないと考える。平野長官として、官房長官に就任してから、機密費を右の様に使っているか否か、明らかにすることを再度求める。

右質問する。

内閣衆質一七四第四七八号

平成二十二年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出元内閣官房長官が内閣官房機密費の具体的使途に言及した件に係る平野博文内閣官房長官の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出元内閣官房長官が内閣官房機密費の具体的使途に言及した件に係る平野博文内閣官房長官の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

内閣官房報償費に係る経緯について確認したところ、初めて内閣官房に報償費を計上したのは昭和二十二年であるが、お尋ねの「何のために作られたものであるのか」は確認できなかった。

二について

本人に確認したところ、過去の政権において執行された内閣官房報償費の具体的な使途については、説明を受けたことがないとのことである。

三について

承知していない事実関係について見解を述べたことは、差し控えたい。

四について

本人に確認したところ、お尋ねのような事実はないとのことである。

五及び六について

先の答弁書（平成二十二年五月十四日内閣衆

質一七四第四四四号）三から五までについてで
お答えしたとおりである。

平成二十二年五月十七日提出
質 問 第 四 七 九 号

二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する質問主意書

本年五月十六日、日中韓外相会議へ出席するため訪韓中の岡田克也外務大臣は、韓国の柳明桓外交通商部長官と会談（以下、「会談」という。）した。右を踏まえ、質問する。

一 「会談」において、岡田大臣から竹島問題の言及はなされたか。

二 一で、岡田大臣から竹島問題の言及がなされているのなら、具体的にどの様な話をしたのか、明らかにできる範囲で説明されたい。

三 一で、岡田大臣から竹島問題の言及がなされているのなら、岡田大臣より韓国側に対し、「竹島は日本の領土である」と旨、明確な主張がなされているか否か、明らかにされたい。

四 一で、竹島問題の提起がなされたのなら、昨年九月十六日、鳩山由紀夫内閣が発足し、岡田大臣が外務大臣に就任して以来開催された日韓外相会談において、何度目の竹島問題の提起となるのか明らかにされたい。

五 竹島問題については、事を荒立てない静かな環境でしっかりと話し合いがなされるべきであると考え、岡田大臣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七四第四七九号

平成二十二年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の外相会談において、岡田克也外務大臣から柳明桓外交通商部長官に対して、竹島問題に関する我が国の立場を申し入れたが、やり取りの詳細について明らかにすることは差し控えた。

四について

御指摘の外相会談において、岡田克也外務大臣は初めて竹島問題について取り上げた。

五について

政府としては、今後とも竹島問題の平和的な解決を図るため粘り強い外交努力を行っていく考えである。

総務委員長近藤昭一君解任決議案

右の議案を提出する。

平成二十二年五月二十六日

提出者

浜田 靖一 大野 功統
石田 真敏 秋葉 賢也
西 博義 穀田 恵二
山内 康一

賛成者

あべ 俊子外百四十名

総務委員長近藤昭一君解任決議

本院は、総務委員長近藤昭一君を解任する。

右決議する。

理 由

言うまでもなく、総務委員長は国会法に定める院の役員であり、その委員会運営においてはその役割の重大さに鑑み公平かつ慎重さが求められる。しかるに、総務委員長近藤昭一君の委員会運営は、委員長職の重大さを理解しているとは言いがたい強硬かつ不公正なものであった。

今回の放送法審議では法案の重要度に比して審議時間が明らかに不足しているにも関わらず、与党が描いた一方的な日程に従い、五月二十五日に質疑を打ち切り強行採決を行った。その公正性を著しく欠いた強引な委員会運営は、常任委員長としての適格性に欠けると言わざるを得ない。

このたびの近藤昭一君の委員会運営は著しく中立性に欠け、議会制民主主義に対する浅い認識は、国会の権威を守るべき総務委員長の職務を遂行するには不適当であり、解任に値する。

以上が本決議案を提出する理由である。

放送法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

放送法等の一部を改正する法律

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の四に次の一項を加える。

7 第三条の二第二項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う放送事業者に対する第

三項、第五項及び前項の規定の適用については、第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは、「放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と、第五項及び前項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

第十四条第二項中「を委員の下に「又は会長」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項第一号ロ、ハ(7)、タ(役員の報酬及び退職金の支給の基準並びに役員の服務に関する準則に限る。)及びレに掲げる事項に係る議決は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第十五条第一項中「委員十二人」の下に「及び会長」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前項に規定する委員長の職務を代行する者の選任は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第十六条第三項第五号中「(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」を削

る。

第二十二條の二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二十三條の見出しを「(議決の方法)」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条第三項を削る。

第二十三條の三に次の一項を加える。

4 前項の任命は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第二十七條第四項中「あるのは「新聞社」を「あるのは、「新聞社」に改め、「十分の一以上を有する者」とあるのは十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」とを削る。

第二十九條第二項中「たえない」を「堪えない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の会長又は監査委員の罷免は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第四十四條第三項中「協会」を「協会」に改め、「について」の下に、「第三条の四第七項の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について」を加える。

第五十二條の十三第一項第五号中「第七十六條第三項第三号」を「第七十六條第四項第三号」に改める。

第五十二條の二十四第二項第四号中「第七十

六條第三項」を「第七十六條第四項」に改める。

第五十二條の二十八第一項中「及び第六條の二」を、「第三条の四第七項及び第六條の二」に改め、「放送の委託」との下に、「第三条の四第七項、第三條の五、第五十一條第一項、第五十一條の二及び第五十二條の二中「行う」とあるのは委託して行わせる」とを加え、「同条、第五十一條第一項、第五十一條の二及び第五十二條の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」とを削り、同条第二項中「及び第六條の二」を、「第三条の四第七項及び第六條の二」に改め、「放送の委託」との下に、「第三条の四第七項中「行う」とあるのは「委託して行わせる」とを加える。

第五十二條の三十第二項第五号中「第七十六條第三項」を「第七十六條第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同号中「第七十六條第五項」を「第七十六條第六項」に改める。

第五十三條の十一第一項中「及び第六号」を削り、同条第二項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項各号(第五号を除く。)」に改める。

第五十三條の十二の次に次の一項を加える。
(建議及び資料の提出等の要求)
第五十三條の十二の二 電波監理審議会は、次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を総務大臣に建議することができる。

一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障することに關する重要事項

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障す

ることによつて、放送による表現の自由を確保することに関する重要事項

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の發達に資するようにすることに關する重要事項

2 電波監理審議会は、前項に規定する事務を遂行するため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二条 放送法の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 放送番組の編集等に関する通則(第三條―第十四條)

第三章 日本放送協會

第一節 通則(第十五條―第十九條)

第二節 業務(第二十條―第二十七條)

第三節 経営委員会(第二十八條―第四十條)

第四節 監査委員会(第四十二條―第四十八條)

第五節 役員及び職員(第四十九條―第六十三條)

第六節 受信料等(第六十四條―第六十七條)

第七節 財務及び会計(第六十八條―第八十條)

第八節 放送番組の編集等に関する特例(第八十一條―第八十四條)

第九節 雜則(第八十五條―第八十七條)

第四章 放送大学学園(第八十八条—第九十条)

第五章 基幹放送

第一節 通則(第九十一条—第九十二条)

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等(第九十三条—第一百五条)

第二款 業務(第一百六条—第一百六条)

第三節 基幹放送局提供事業者(第一百七条—第一百二十五条)

第六章 一般放送

第一節 登録等(第一百二十六条—第一百三十条)

五 条

第二節 業務(第一百三十六条—第一百四十六条)

五 条

第七章 有料放送(第一百四十七条—第一百五十七条)

第八章 認定放送持株会社(第一百五十八条—第一百六十六条)

第九章 放送番組センター(第一百六十七条—第一百七十三条)

第十章 雑則(第一百七十四条—第一百八十三条)

第十一章 罰則(第一百八十四条—第一百九十四条)

五 条

附則

第一条中「左に」を「次に」に改める。

第二条第一号中「無線通信の送信」を「電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。)

の送信(他人の電気通信設備(同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。))を用いて行われるものを含む。))に改め、同条第六号を同条第二十九号とし、同条第五号を同条第二十

八号とし、同条第四号中「その放送が受託放送であるときは、委託して放送をさせる事項」を削り、同号を同条第二十七号とし、同条第三号の二から第三号の八までを削り、同条第三号を同条第二十号とし、同号の次に次の六号を加える。

二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十条第一項の認定を受けた者をいう。

二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局(以下「特定地上基幹放送局」という。))の免許を受けた者をいう。

二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体(以下「基幹放送局設備」という。))を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

二十五 「一般放送事業者」とは、第二百二十六条第一項の登録を受けた者及び第二百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。

第二号中第二号の六を第十九号とし、第二号の五を第十八号とし、第二号の四を第十七号とし、第二号の三を第十六号とする。

第二条第二号の二の六中「移動受信用地上放

送」を「移動受信用地上基幹放送」に、「放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるもの」を「基幹放送であつて、衛星基幹放送以外のもの」に改め、同号を同条第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう。

第二条第二号の二の五中「受託内外放送」を「内外放送」に改め、「他人の委託により、その放送番組を」を削り、「としてそのまま送信するもの」を「とする放送」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。

第二条第二号の二の四中「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に、「の委託により、その放送番組を」を「により」に、「そのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるもの」を「基幹放送局(基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。))又は外国の放送局を用いて行われる放送(人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。))に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

第二条第二号の二の三中「の委託により、そ

の放送番組を」を「により」に、「そのまま送信する」を「国内の放送局を用いて行われる」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号の二の二中「を放送する」を「の放送をする」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号の二中「を放送する」を「の放送をする」に改め、同条第六号とし、同条第二号中「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の三を削り、同条第一号の二中「であつて、受託国内放送以外のもの」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 「基幹放送」とは、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

第二条の二を削る。

第三条中「基く」を「基づく」に改める。

第五十九条中「第五十三条の八」を「第一百七十五条(第八十一条第六項において準用する場合を含む。))に改め、同条を第一百九十四条とする。

第五十八条の二各号を次のように改める。

一 第九十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第一百条、第一百二十九条第一項若しくは第二項、第一百三十条第四項、第一百三十四条第二項、第一百三十五条第一項若しくは第二項、第一百五十二条第二項、第一百五十三条第二項、第

官 報 (号 外)

百五十四条第一項若しくは第二項又は第六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二百二条の規定に違反して認定証を返納しない者

第五十八条の二を第百九十三条とする。

第五十八条第一項第二号中「第九条の五、第四十八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)」又は第五十条の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)」を「第二十一条第三項、第二十三条第三項、第二十五条、第二十六条第四項、第八十六条第二項又は第八十九条第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二、第三十条の二又は第三十条の三を「第四十一条、第六十一条又は第六十二条」に改め、同項第四号中「第二十三条の五第一項又は第四十条の四第二項を「第四十四条第一項又は第七十七条第二項」に改め、同項第五号中「第三十八条第三項又は第四十条第四項を「第七十二条第三項又は第七十四条第四項」に改め、同条第二項中「第二十三条の五第二項又は第四十条の四第二項」を「第四十四条第二項又は第七十七条第二項」に改め、同条を第百九十二条とする。

第五十七条第一項中「前三条」を「第百八十五条から前条まで(第百八十六条を除く。)」に改め、同条第二項中「第五十六条第二項」を「第百八十七条第二項」に改め、同条を第百九十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百九十一条 第百九十九条の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者は、百万円以下の過料に処する。

第五十六条の三中「第五十二条の四第七項の規定に違反して契約約款を掲示しなかつた者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第百十三条、第百二十二条又は第百三十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第百十五条第一項若しくは第二項、第百二十四条第一項、第百三十九条第一項又は第百四十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の見査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第百四十七条第三項の規定に違反して有料基幹放送契約約款を掲示しなかつた者

第五十六条の三を第百八十九条とする。

第五十六条の二各号を次のように改める。

一 第九十七条第一項の規定に違反して第九十三条第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更した者

二 第百十四条又は第百二十三条の規定による命令に違反した者

三 第百十七条第一項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを拒んだ者

四 第百十七條第二項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを承諾した者

五 第百十八條第一項の規定により届け出た提供条件によらないで、放送局設備供給役務を提供した者

六 第百二十条の規定による命令に違反した者

者

七 第百三十条第一項の規定に違反して第百二十六条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者

八 第百三十八条又は第百四十一条の規定による命令に違反した者

九 第百四十条第二項の規定により届け出た契約約款によらないで、同条第一項の規定による再放送の役務を提供した者

十 第百四十七条第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款によらないで、有料基幹放送の役務を提供した者

十一 第百四十八条の規定に違反して有料放送の役務の提供を拒んだ者

十二 第百五十二条第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者

十三 第百五十六条の規定による命令に違反した者

第五十六条の二を第百八十八条とする。

第五十六条第一項中「第四条第一項」を「第九条第一項(第八十一条第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同条を第百八十七条とする。

第五十五条各号を次のように改める。

一 第二十条第一項から第三項まで及び第六十五条第四項の業務以外の業務を行つたとき。

二 第十八条第二項、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)、第二十条第九項若しくは第十項、第二十二條、第六十四条第二項若しくは第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一

項、第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 第三十八条、第六十条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項又は第七十四条第一項の規定に違反したとき。

第五十五条を第百八十六条とし、第五十四条を第百八十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第百二十六条第一項の規定に違反して一般放送の業務を行つた者

二 第百七十四条(第八十一条第六項において準用する場合を含む。の)規定による命令に違反した者

第六章を第十一章とする。

第五章中第五十三条の十三を第百八十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(総務省令への委任)

第百八十二条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

(経過措置)

第百八十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するとき、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五十三条の十二の二を第百八十条とする。
第五十三条の十二第一項中「第五十三条の十一項各号」を「第百七十七条第一項各号」に改め、同条を第百七十九条とする。

第五十三条の十一第一項中「前条第一項第五号」を「前条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条を第百七十八条とする。

第五十三条の十第一項中「場合には」を「事項については」に改め、各号を次のように改める。

一 第九十一条第一項又は第四項の規定による基幹放送普及計画の制定又は変更

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第二十二條独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又

は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第二百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第四百十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第五百五十六條第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五百五十九條第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七條第一項（センターの指定）の規定による処分

三 第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して付す意見

四 第四百四条（基幹放送の業務に関する認定の取消し）、第三百三十一条（一般放送の業務に関する登録の取消し）、第百六十六條第二項（認定放送持株会社に関する認定の取消し）又は第百七十三條第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分

五 第二条第二十四号（基幹放送局設備）、第九十三条第一項第四号ただし書若しくは第二項第一号若しくは第三号（基幹放送による表現の自由享有基準）、同条第五項（基幹放送の業務の認定の申請期間）、第九十七条第一項ただし書（基幹放送に係る軽微な変更）、第百十一条第一項（基幹放送設備の技術基準）、第百十三條第一項若しくは第二項、第百二十二條若しくは第百三十七條（報告を要する重大事故の基準）、第百二十一条第一項（基幹放送局設備の技術基準）、

第百二十六條第一項ただし書（登録を要しない一般放送）、第百三十六條第一項（一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準）、第百五十條（有料放送の役務の提供条件の説明）、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号ただし書（基幹放送による表現の自由享有基準の特例）、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三條第一項第四号ハ（認定放送持株会社に係る特例）又は第百六十四條第二項（保有基準割合）の規定による総務省令の制定又は改廃

第五十三條の十第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条を第百七十七條とし、同条の前に次の一条を加える。

（適用除外等）

第百七十六條 この法律の規定は、受信障害対策中継放送（電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この条において同じ。）、車両、船舶又は航空機内において有線電気通信設備を用いて行われる放送その他その役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める放送については、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、第九十一条の規定は、受信障害対策中継放送についても適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、受信障害対策中継放送は、これを受信障害対策中継放送を行う者が受信した基幹放送事業者の放送とみなして、第九条第一項、第十一条、第十二条、第百四十七條第一項及び第百五十七條の規定を適用する。

4 第一項の規定にかかわらず、第六十四条の規定は、同項の規定の適用を受ける放送であつて、協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をするものについても適用する。

5 第四条から第十条まで、第十二條から第十四條まで及び第百六條から第百十條までの規定は、他の基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送（第一項の規定の適用を受ける放送を除く。）については、適用しない。

第五十三條の九から第五十三條の九の三までを削る。

第五十三條の八の前の見出しを削り、同条に見出しとして「資料の提出」を付し、同条中「放送事業者」の下に「基幹放送局提供事業者」を加え、同条を第百七十五條とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（業務の停止）
第百七十四條 総務大臣は、放送事業者（特定地上基幹放送事業者を除く。）がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。

第五章を第十章とする。

第五十三條の七第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第五十三條の二」を「第百六十八條」に改め、同

項第三号中「第五十三條第二項第二号」を「第六十七條第二項第二号」に改め、第四章中同条を第百七十三條とする。

第五十三條の六中「第五十三條の二」を「第六十八條」に改め、同条を第百七十二條とする。

第五十三條の五第一項中「第五十三條第一項」を「第百六十七條第一項」に改め、同条を第百七十一條とする。

第五十三條の四第五項中「一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百七十條とする。

第五十三條の三第二項中「放送事業者(受託放送事業者を除く。)」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百六十九條とし、第五十三條の二を第百六十八條とする。

第五十三條第二項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第五十三條の七第一項」を「第百七十三條第一項」に改め、同条を第百六十七條とする。

第五十二條の三十七第一項第一号を次のように改める。

一 第百五十九條第二項第五号イから又まで(へを除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

第五十二條の三十七第二項第一号及び第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同項第四号中「第五十二條の三十二第二項各号」を「第百五十九條第二項各号」に改め、第三章の四中同条を第百六十六條とする。

第五十二條の三十六第二項中「第五十二條の

三十第二項」を「第百五十九條第二項」に改め、同条を第百六十五條とする。

第五十二條の三十五第二項中「第二條の二第二項各号」を「第九十一條第二項各号」に改め、同条を第百六十四條とする。

第五十二條の三十四中「特定地上系一般放送事業者(認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者をいう。)」は、国内放送を「子会社地上基幹放送事業者(認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をいう。)」は、国内基幹放送」に改め、同条を第百六十三條とする。

第五十二條の三十三を削る。

第五十二條の三十二第一項中「第五十二條の三十第二項第五号イ(1)」を「第百五十九條第二項第五号イ(1)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第百六十六條第二項、第三項及び第五項の規定は、認定放送持株会社について準用する。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百六十一條第一項」と、「外国人等」とあるのは「第百六十一條第一項に規定する外国人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第百五十九條第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、社債等振替法第百五十二條第一項」と、「(欠格事由)」とあるのは「(同号イ又はロに定める株式会社」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第百六十一條第一項及び同条第二項において準用する第百六十六條第二項」と、「第九十三條第一項第六号ホ(1)」とあるのは「第百五十九條第二項第五号ロ(1)」

と、「同号ホ(2)」とあるのは「同号ロ(2)」と、「株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号ホに定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号ロ(1)及び(2)」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百六十一條第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

第五十二條の三十二を第百六十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

(基幹放送の業務の認定等の特例)

第百六十二條 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第九十三條第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「ロに掲げる者」とあるのは「ロに掲げる者(申請をした者がその子会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。)」とする。

2 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第百四條の規定による認定の取消しをする場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「第九十三條第一項第四号」とあるのは、「第百六十二條第一項の規定により読み替えて適用する第九十三條第一項第四号」とする。

3 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七條第二項の規定による審査を

行う場合における同項第四号ロの規定の適用については、同号ロ中「放送法第九十三條第一項第四号」とあるのは、「放送法第百六十二條第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三條第一項第四号」とする。

4 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七十六條第四項の規定による免許の取消しをする場合における同項第五号の規定の適用については、同号中「第七條第二項第四号ロ」とあるのは、「放送法第百六十二條第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三條第一項第四号」とする。

第五十二條の三十一第一号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百六十條とする。

第五十二條の三十第一項を次のように改める。

二 以上の基幹放送事業者(当該二以上の基幹放送事業者に一以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第百六十六條第二項第一号及び第二号において同じ。)をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

第五十二條の三十第二項第二号及び第三号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同項第五号中「リまで」を「又まで」に改め、同号ハ中「電波法又は電気通信役務利用放送法」を「又は電波法」に改め、同号ニ中「第五十二條の二十三又は第五十二條の二十四第二項(第六号

を除く。』を「第百三十一条又は第百四条(第五号を除く。)」に改め、同号リ(2)中「チまで」を「リまで」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「第五十二条の三十七第七項」を「第百六十六条第一項」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号二の次に次のように加える。

本 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十二条の三十三第三項第三号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第百五十九条とする。

第五十二条の二十九第一項中「第五十二条の三十五」を「第百六十四条第一項」に改め、同条を第百五十八条とする。

第三章の四を第八章とする。

第五十二条の二十七及び第五十二条の二十八を削る。

第五十二条の二十六中「第五十二条の二十の」を「第百条の」に、「第五十二条の二十三若しくは第五十二条の二十四第二項」を「第百三十一条若しくは前条」に、「同条第一項」を「第百七十四条」に、「委託放送事業者の委託の相手方」を「業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者」に改め、第三章の三中同条を第百五条とし、同条の次に次の一款及び一節を加える。

第二款 業務

(国内基幹放送等の放送番組の編集等)

第百六条 基幹放送事業者は、テレビジョン放

送による国内基幹放送及び内外基幹放送(内外放送である基幹放送をいう。)(以下「国内基幹放送等」という。)の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の調和を保つようにしなければならない。

2 基幹放送事業者は、国内基幹放送等の教育番組の編集及び放送に当たつては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

第百七条 前条第一項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う基幹放送事業者に対する第六条の規定の適用については、同条第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは、「放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と、同条第五項及び第六項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

(災害の場合の放送)

第百八条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又

は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送を行うようにしなければならない。

(学校向け放送における広告の制限)

第百九条 基幹放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない。

(放送番組の供給に関する協定の制限)

第百十条 基幹放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。

(設備の維持)

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

第百十二条 特定地上基幹放送事業者は、自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備(以下「特定地上基幹放送局等設備」という。)

を前条第一項の総務省令で定める技術基準及び第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(重大事故の報告)

第百十三条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

2 特定地上基幹放送事業者は、特定地上基幹放送局等設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(設備の改善命令)

第百十四条 総務大臣は、基幹放送設備が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、認定基幹放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該基幹放送設備を改善すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、特定地上基幹放送局等設備が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、特定地上基幹放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該特定地上基幹放送局等設備を改善すべきことを命ずることができる。

(設備に関する報告及び検査)

第百十五条 総務大臣は、第百十一条第一項、第百十三条第一項及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業

官 報 (号 外)

者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

2 総務大臣は、第一百二十二条、第一百十三条第二項及び前条第二項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第一百十六条 金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第二百二十五条第一項及び第六十一条第一項において同じ。)に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送事業者は、その株式を取得した第九十三条第一項第六号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者(特定地上基幹放送事業者にあつては、電波法第五十一条第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者。以下この条において「外国人等」という。)からそ

の氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由(次項において「欠格事由」という。)に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

一 当該基幹放送事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三条第一項第六号二に定める事由

二 当該基幹放送事業者が地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三条第一項第六号二又はホに定める事由

三 当該基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由

2 前項の基幹放送事業者は、社債等振替法第一百五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等有する株式のすべてについて社債等振替法第一百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に欠格事由に該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、特定外国株式(欠格事由に該当することとならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式をいう。)については、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

3 前二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、第九十三条第一項第六号ホ(1)に掲げる者により同号ホ(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(2)に掲げる者が有する株式のすべてについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者が同号ホに定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ホに定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

4 第一項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号イに掲げる者により同号ロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ロに掲げる者が有する株式のすべてについて議決権を有することとした場合に株式会社である特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主(株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

ころにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

5 第一項の基幹放送事業者は、総務省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

第三節 基幹放送局提供事業者

(提供義務等)

第一百十七条 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者から、当該認定基幹放送事業者に係る第九十四条第二項の認定証に記載された同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項(衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。次項において「認定証記載事項」という。)に従つた基幹放送局設備の提供に関する契約(以下「放送局設備供給契約」という。)の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者以外の者から放送局設備供給契約の申込みを受けたとき、又は認定基幹放送事業者から認定証記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込みを受けたときは、これを承諾してはならない。

(役務の提供条件)

第一百十八条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務(以下「放送局設備供給

役務という。)の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基幹放送局提供事業者は、前項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により放送局設備供給役務を提供してはならない。
(会計整理等)

第百十九条 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものは、総務省令で定めるところにより、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備(次条第四号において「基幹放送局設備等」という。)を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。
(変更命令)

第百二十条 総務大臣は、基幹放送局提供事業者が第百十八条第一項の規定により届け出た提供条件が次の各号のいずれかに該当するため、当該提供条件による放送局設備供給役務の提供が基幹放送の業務の運営を阻害していると認めるときは、当該基幹放送局提供事業者に対し、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 放送局設備供給役務の料金が特定の認定基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
- 二 放送局設備供給契約の締結及び解除、放

送局設備供給役務の提供の停止並びに基幹放送局提供事業者及び認定基幹放送事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

三 認定基幹放送事業者に不当な義務を課するものであること。

四 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものが提供する放送局設備供給役務に関する料金その他の提供条件が基幹放送局設備等を自己の基幹放送の業務の用に供することとした場合の条件に比して不利なものであること。

(設備の維持)

第百二十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

(重大事故の報告)

第百二十二条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(設備の改善命令)

第百二十三条 総務大臣は、基幹放送局設備が第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、基幹放送局提供事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該基幹放送局設備を改善すべきことを命ずることができる。

(設備に関する報告及び検査)

第百二十四条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第百二十五条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送局提供事業者は、その株式を取得した外国人等(電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号口に掲げる者をいう。)からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める事由に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

- 一 当該基幹放送局提供事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第一項第四号に定める事由
- 二 当該基幹放送局提供事業者が地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第四号第二号又は第三号に定める事由

2 第百十六条第二項、第四項及び第五項の規定は、基幹放送局提供事業者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第百二十五条第一項に規定する外国人等」と、「欠格事由」とあるのは「第百二十五条第一項各号に定める事由」と、「同項」とあるのは「社債等振替法第百五十二条第一項」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第百二十五条第一項及び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「特定地上基幹放送事業者」とあるのは「地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

第百二十二条の二十三の前の見出し及び同条から第五十二条の二十五までを削る。

第五十二条の二十二中「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に、「委託放送事業

者を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第百二条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(認定の取消し等)

第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第六号(トを除く。)に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第六号ホに該当することとなつた場合において、同号ホに該当することとなつた状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該認定基幹放送事業者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその認定を取り消さないことができる。

第百四条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、基幹放送の業務を引き続き六月以上休止したとき。
- 二 不正な手段により、第九十三条第一項の認定又は第九十七条第一項の許可を受けたとき。
- 三 第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。
- 四 第百七十四条の規定による命令に従わな

いとき。

五 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放

送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたとき。

第五十二条の二十一中「委託放送事業者が委託放送業務」を「認定基幹放送事業者が基幹放送の業務」に、「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同条を第百一条とする。

第五十二条の二十の前の見出しを削り、同条中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第百条とし、同条の前に見出しとして「業務の廃止」を付する。

第五十二条の十九中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第九十九条とする。

第五十二条の十八第一項中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条第二項中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「委託放送業務」を「基幹放送の業務」に改め、同条第三項中「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に、「前項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 電波法第二十條第四項前段の規定の適用がある場合において、分割により地上基幹放送の業務を行う事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けたときは、当該業務に係る認定を受けたものとみなす。同項後段の規定の適用がある場合において、特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合における当該譲渡人について、又は特定地上

基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合における当該譲受人についても、同様とする。

4 前項の規定により受けたものとみなされた認定の有効期間は、当該認定に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

5 電波法第二十條第五項の規定により合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人が合併又は事業の譲渡に係る地上基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許人の地位を承継したときは、当該地上基幹放送の業務についての第九十三条第一項の認定は、その効力を失う。

第五十二条の十八を第九十八条とする。

第五十二条の十七の見出しを「(放送事項等の変更)」に改め、同条第一項中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「委託放送事項」を「第九十三条第三項第七号又は第八号に掲げる事項」に、「総務大臣」を「総務大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第五十二条の十七第二項中「委託放送事業者の申請」を「認定基幹放送事業者の申請」に、「第五十二条の十四第一項各号」を「第九十四条第一項各号」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 衛星基幹放送を行う場合にあっては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送の業

務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき又は当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置について変更の許可若しくは当該衛星基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき。

二 移動受信用地上基幹放送を行う場合にあっては、電波法の規定により、当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき若しくは当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該移動受信用地上基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務大臣が基幹放送普及計画を変更した場合において当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき。

第五十二条の十七第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 認定基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に関する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第五十二条の十七を第九十七条とする。

第五十二条の十六第一項中「第五十二条の十三第一項を〔第九十三条第一項〕に改め、〔五年ごと〕の下に〔地上基幹放送の業務の認定にあつては、電波法の規定による当該地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間と同一の期間〕と」を加え、同条第二項中「前項を〔衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務の認定について前項〕に、〔第五十二条の十三第一項第三号〕を〔第九十三条第一項第四号〕に改め、同条を第九十六条とする。

第五十二条の十五第一項中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、〔第五十二条の十三第一項〕を〔第九十三条第一項〕に、〔その〕を「〔その〕に改め、同条第二項中「委託放送業務」を「基幹放送の業務」に、〔委託放送事業者〕を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第九十五条とする。

第五十二条の十四第一項中「次の事項」の下に「〔衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置〕を加え、各号を次のように改める。

一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

二 放送対象地域

三 基幹放送に係る周波数

第五十二条の十四第三項中「次の事項」の下に「〔衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置〕を加え、第三号から第七号までを次のように改める。

三 基幹放送の種類

四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

五 放送対象地域

六 基幹放送に係る周波数

七 放送事項

第五十二条の十四を第九十四条とする。

第五十二条の十三第一項中「委託放送業務」を「基幹放送の業務」に、〔委託国内放送業務を行う場合における協会〕を「電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者」に、〔次の各号〕を「次に掲げる要件」に、〔適合している〕を「該当する」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

第五十二条の十三第二号中「財政的基礎を〔経理的基礎及び技術的能力〕に改め、同項第三号を次のように改める。

三 当該業務に用いられる電気通信設備〔基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。〕が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

第五十二条の十三第一項第五号中「又まで」を「ルまで〔衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う場合にあつては、ホを除く。〕」に改め、同号又中「ホからリまで」を「ヘから又まで」に改め、同号又を同号ルとし、同号リ中「第二十七条の十五第一項」の下に「又は第二項〔第三号を除く。〕」を加え、〔認定の取消し〕を「移動受信用地上基幹放送をする無線局

に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消し」に改め、同号リを同号又とし、同号チを削り、同号ト中「第七十五条第一項」の下に「又は第七十六条第四項〔第四号を除く。〕」を加え、〔放送局〕を「基幹放送局」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘ中「第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項〔第六号を除く。〕」を「第百三条第一項又は第百四条〔第五号を除く。〕」に改め、同号ヘを同号トとし、同号トの次に次のように加える。

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十二条の十三第一項第五号ホ中「電気通信役務利用放送法」を「電波法」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの(二に該当する場合を除く。)

(1) イからハまでに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

第五十二条の十三第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「することが」の下に「基幹放送普及計画に適合することその他」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の

一号を加える。

四 当該業務を行うとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

第五十二条の十三第三項中「事業計画書」の下に「事業収支見積書」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、〔次の事項〕の下に「〔衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置〕」を加え、各号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

五 基幹放送に關し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 放送事項

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

第五十二条の十三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号口及びハの支配関係とは、次の各号のいずれかに該当する関係をいう。

- 一 一の者及び当該一の者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係
- 二 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は業務を執行する常勤の役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係
- 三 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の業務を執行する役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の役員の総数に占める割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

第五十二条の十三に次の二項を加える。

5 第一項の認定(協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。)の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新(地上基

幹放送の業務に係るものに限る。)の申請についても、同様とする。

6 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間(地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間)とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

第五十二条の十三を第九十三条とし、第三章の三中間条の前に次の一節、節名及び款名を加える。

第一節 通則

(基幹放送普及計画)

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができきる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項
- 二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際

放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(以下「放送対象地域」という。)

三 放送対象地域ごとの放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。)の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標)

3 基幹放送普及計画は、第二十条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第五条第四項の基幹放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4 総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、基幹放送普及計画を変更することができる。

5 総務大臣は、基幹放送普及計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(基幹放送の受信に係る事業者の責務)

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。)は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域

において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等

第三章の三の章名中「委託放送事業者」を「基幹放送」に改める。

第三章の三を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

第六章 一般放送

第一節 登録等

(一般放送の業務の登録)

第二百二十六条 一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的小ないものとして総務省令で定める一般放送については、この限りでない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める一般放送の種類

三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域

3 前項の申請書には、第二百二十八条第一号から第五号までに該当しないことを誓約する書

面その他総務省令で定める書類を添付しなければならぬ。

(登録の実施)

第二百二十七条 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を一般放送事業者登録簿に登録しなければならぬ。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二百二十八条 総務大臣は、第二百二十六条第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二百三条第一項又は第二百四条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第二百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人又は団体であつて、その役員が前各号のいずれかに該当する者であるもの

六 一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力を有しない者

七 第二百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できない者

(業務の開始及び休止の届出)

第二百二十九条 登録一般放送事業者(第二百二十六条第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、同項の登録を受けたときは、遅滞なく、その業務の開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。

2 一般放送の業務を一月以上休止するときは、登録一般放送事業者は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

(変更登録)

第二百三十条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

ればならない。

3 第二百二十六条第三項、第二百二十七条及び第二百二十八条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二百二十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二百二十八条中「第二百二十六条第二項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号(第三号を除く。)」と読み替へるものとする。

4 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に関する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(登録の取消し)

第二百三十一条 総務大臣は、登録一般放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止したとき

二 不正な手段により第二百二十六条第一項の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき

三 第二百二十八条第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき

四 登録一般放送事業者が第二百七十四条の規定による命令に違反した場合において、一

般放送の受信者の利益を阻害すると認められるとき。

(登録の抹消)

第二百三十二条 総務大臣は、第二百三十五条第一項若しくは第二項の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該登録一般放送事業者の登録を抹消しなければならない。

(一般放送の業務の届出)

第二百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者(第二百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。)は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める一般放送の種類

三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域

五 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

(承継)

第二百三十四条 一般放送事業者が一般放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は一般放送事業者について相続、合併若しくは分割(一般放送の業務を行う事業の全部を承継させる

ものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により一般放送の業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該一般放送事業者の地位を承継する。ただし、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者である場合において、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二百二十八条第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。 2 前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときは、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。 (業務の廃止等の届出) 第二百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人解散が破産手続開始の決定による場合に於ては、破産管財人は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	第二節 業務 (設備の維持) 第二百三十六条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。 2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。 一 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。 二 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行われる一般放送の品質が適正であるようにすること。 (重大事故の報告) 第二百三十七条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。 (設備の改善命令) 第二百三十八条 総務大臣は、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備が第二百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、登録一般放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該電気通信設備を改善すべきことを命ずることができる。
(設備に関する報告及び検査) 第二百三十九条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (受信障害区域における再放送) 第二百四十条 登録一般放送事業者であつて、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。以下この条、第二百四十二条及び第二百四十四条において同じ。)の受信の障害が発生している区域があるときは、正当な理由がある場合として総務省令で定める場合を除き、当該受信の障害が発生している区域において、基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならない。 2 前項の規定により指定を受けた者(以下「指定再放送事業者」という。)は、同項の規定に	よる再放送の役務の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。 3 指定再放送事業者は、第一項の規定による再放送及び当該再放送以外の放送を併せて行うときは、当該再放送の役務の提供のみについて契約を締結することができるよう前項の提供条件を定めることその他の受信者の利益を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 4 第十一条の規定は、第一項の規定による地上基幹放送の再放送については、適用しない。 5 国及び地方公共団体は、指定再放送事業者が一般放送の業務に用いる有線電気通信設備の設置が円滑に行われるために必要な措置が講ぜられるよう配慮するものとする。 6 第一項の指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。 (改善命令) 第二百四十一条 総務大臣は、前条第一項の規定による再放送の業務の運営が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、指定再放送事業者に対し、当該再放送の役務の提供条件の変更その他当該再放送の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。 (電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁) 第二百四十二条 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者

(登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。)が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信して再放送に係る第十一条の同意(以下この節において単に「同意」という。)について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会(以下「紛争処理委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をし、又は当該一般放送事業者が第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 電気通信事業法第五百四十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請」とあるのは、「放送法第四百二十二条第三項の規定による仲裁の申請をし、又は同条第一項の一般放送事業者が同法第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、同項の一般放送事業者が第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

4 電気通信事業法第五百五十五条第二項から第

四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により紛争処理委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。(政令への委任)

第四百四十三条 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

(裁定)

第四百四十四条 第四百二十二条第一項の一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信して再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が同条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

4 同意をすべき旨の裁定においては、第一項の申請をした者が再放送をすることができる

地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない。

5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、紛争処理委員会に諮問しなければならない。

6 総務大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第四項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

(有線電気通信設備の使用)

第四百四十五条 一般放送事業者(有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第四項において同じ。)は、その設置に関し必要とされる道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項若しくは第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の許可その他法令に基づく処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

2 総務大臣は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 総務大臣は、第一項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第七百七十四条の規定による処分を行うおうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。

4 総務大臣は、第一項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(届出をした一般放送事業者に対する放送番組の編集等に関する適用)

第四百四十六条 第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定は、第三百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者については、適用しない。

第七章 有料放送

(有料基幹放送契約款の届出・公表等)

第四百四十七条 有料放送(契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、

当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。を行う放送事業者(以下「有料放送事業者」という。)は、基幹放送を契約の対象とする有料放送(以下「有料基幹放送」という。)の役務を国内受信者(有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)に提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について契約約款(以下「有料基幹放送契約約款」という。)を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならぬ。当該有料基幹放送契約約款を変更しようとするときも、同様とする。	3 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款を、総務省令で定めるところにより、公表するとともに、国内にある営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。 (役務の提供義務) 第百四十八条 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対しその有料放送の役務の提供を拒んではならない。	(有料放送業務の休廃止に関する周知) 第百四十九条 有料放送事業者は、有料放送の役務を提供する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする有料放送の国内受信者に対し、その旨を周知させなければならない。 (提供条件の説明) 第百五十条 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「有料放送事業者等」という。)は、有料放送の役務の提供を受けようとする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。 (苦情等の処理) 第百五十一条 有料放送事業者及び次条第二項に規定する有料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。第百五十六条第四項において同じ。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。 (有料放送管理業務の届出) 第百五十二条 有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務(以下「有料放送管理業務」という。)を行う者(以下「総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る。’)は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 業務の概要 三 その他総務省令で定める事項 2 前項の規定による届出をした者(以下「有料放送管理事業者」という。)は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 (承継) 第百五十三条 有料放送管理事業者が有料放送管理業務を行う事業の全部を譲渡し、又は有料放送管理事業者について相続、合併若しくは分割(有料放送管理業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により有料放送管理業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該有料放送管理事業者の地位を承継する。 2 前項の規定により有料放送管理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 (業務の廃止等の届出) 第百五十四条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 2 有料放送管理事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 (有料放送管理業務の実施に係る義務) 第百五十五条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務(これに密接に関連する業務を含む。)に関し、総務省令で定めるところにより、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。 (変更命令等) 第百五十六条 総務大臣は、第百四十七条第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款に定める有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、当該有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者に対し、当該有料基幹放送契約約款を変更すべきことを命ずることができる。 2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料放送事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、有料放送の役務の提供に係る業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。	大臣に届け出なければならない。
---	--	---	------------------------

一 有料放送事業者が特定の者に對し不当な差別的取扱ひを行つてゐるとき。

二 有料放送事業者が提供する有料放送の役務（有料基幹放送の役務を除く。次号において同じ。）に関する料金その他の提供条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、国内受信者の利益を阻害しているとき。

三 有料放送事業者が提供する有料放送の役務に関する提供条件（料金を除く。）において、有料放送事業者及び国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

3 総務大臣は、有料放送事業者等が第五百五十條の規定に違反したときは当該有料放送事業者等に対し、又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者が第五百十一條の規定に違反したときは当該有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

4 総務大臣は、有料放送管理事業者が前條の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることが出来る。

（契約によらない受信の禁止）

第五百五十七條 何人も、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなれば、国内において当該有料放送を受信することのできる受信設備により当該有料放送を受

受信してはならない。

第三章及び第三章の二を削る。

第五十條の四の見出しを（「広告放送の禁止」）に改め、同条第三項を削り、第二章の二と同条を第九十條とする。

第五十條の三の見出しを（「放送の休止及び廃止」）に改め、同条第一項中「放送局」を「基幹放送局若しくはその放送の業務」に改め、同条第二項中「場合の下に」又は「第百十三條の規定により報告をすべき場合」を加え、「その旨」を「その旨」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 総務大臣が第九十三條第一項の認定を受けた学園の放送の業務について第一項の廃止の認可をした場合には、第百五十五條中「第百條の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第百八十九條第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同條の規定を適用する。

第五十條の三を第百八十九條とし、同條の前に次の一條を加える。

（放送番組の編集等に関する通則等の適用）

第百八十八條 第五條から第八條まで、第十二條、第十三條、第九十三條第一項第六号（イ）からハまでに係る部分に限る。）第九十五條第二項、第九十八條第一項、第百條、第百六條第一項及び第百七條から第百九條までの規定は、学園については、適用しない。

第五十條の二を削る。

第二章の二を第四章とする。

第二章第九節中第五十條を第百八十七條とする。

第四十九條を削る。

第四十八條の見出しを（「放送の休止及び廃止」）に改め、同条第一項中「放送局」を「基幹放送局若しくはその放送の業務」に改め、「十二時間以上」の下に（「協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上」）を加え、同条第二項中「場合の下に」又は「第百十三條の規定により報告をすべき場合」を加え、「その旨」を「その旨」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 総務大臣が第九十三條第一項の認定を受けた協会の放送の業務について第一項の廃止の認可をした場合には、第百五十五條中「第百條の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第百八十六條第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同條の規定を適用する。

第四十八條を第百八十六條とする。

第四十七條第二項ただし書中「第九條第二項第六号」を「第二十條第二項第六号」に改め、同條を第百八十五條とする。

第四十六條の見出しを（「広告放送の禁止」）に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項を削り、第二章第八節中同條を第百八十三條とし、同條の次に次の一條を加える。

（放送番組の編集等に関する通則等の適用）

第百八十四條 第七條、第十二條、第十四條、第九十五條第二項、第九十八條、第百條及び第百九條の規定は、協会については、適用しない。

第四十五條を削る。

第四十四條の二第一項中「第三條の四第一項」を「第六條第一項（前條第六項において準用する

場合を含む。）」に、「国内放送及び受託国内放送（以下この条において「国内放送等」という。）」を「国内基幹放送」に、「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に改め、同条第六項中「第三條の四第二項」を「第六條第二項（前條第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第八項中「国内放送等」を「国内基幹放送」に、「第三條の四第三項」を「同条第三項」に改め、同条第八項中「第三條の四第二項」を「第六條第二項」に、「国内放送等」を「国内基幹放送」に改め、同條を第百八十二條とする。

第四十四條第一項中「国内放送」を「国内基幹放送」に改め、「又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託」を削り、「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同項第一号中「を放送し又は委託して放送させるを」の放送を行う」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第三條の二第二項」を「第百六條第一項」に、「第三條の四第七項」を「第百七條」に改め、同条第四項中「の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。）」の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者を若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者」に改め、同条第五項中「の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。）」の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若

しくは外国有線放送事業者」を「若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第五条第一項、第六条、第八条から第十一条まで、第十三条、第一百十条、第一百七十四条及び第一百七十五条の規定は、協会が外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を行う場合について準用する。

第四十四条を第八十一条とする。

第二章第八節の節名を次のように改める。

第八節 放送番組の編集等に関する特

例

第四十三条を削る。

第四十二条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「先たち」を「先立ち」に改め、第二章第七節中同条を第八十条とし、第四十一条を第七十九条とする。

第四十条の五中「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第四十条の四を第七十七条とし、第四十条の三を第七十六条とし、第四十条の二を第七十五条とし、第四十条を第七十四条とする。

第三十九条第一項中「第九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第二項第二号」を「第二十条第二項第二号」に改め、同条を第七十三条とし、第三十八条を第七十二条とする。

第三十七条の二第一項及び第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第七十一条とする。

第三十七条の前の見出しを削り、同条第二項及び第三項中「附し」を「付し」に改め、同条第四項中「第三十二条第一項本文」を「第六十四条第一項本文」に改め、同条を第七十条とし、同条の前の見出しとして「(収支予算、事業計画及び資金計画)」を付し、第三十六条の二を第六十九条とする。

第三十六条中「終る」を「終わる」に改め、同条を第六十八条とする。

第三十五条第一項中「第三十三条第一項」を「第六十五条第一項」に、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に改め、同条第二項中「第三十三条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、第二章第六節中同条を第六十七条とし、第三十四条を第六十六条とする。

第三十三条第一項中。以下この項における委託放送事項について同じ「を行うこと」を要請し、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務」を「又は協会国際衛星放送」に改め、同条第四項中「の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する」を「を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う」に改め、「基づき」の下に「基幹放送局を」を加え、「を行うこと」を「の業務の用に供すること」に改め、同条第五項中「第九条第八項」を「第二十条第八項」に改め、同条を第六十五条とする。

第三十二条第一項ただし書中「をいう」の下に「。第六十六条第一項において同じ」を加え、同条第二項中「総務大臣」を「総務大臣に改め、同条第三項中「総務大臣」を「総務大臣」に、「同様と」を「同様と」に改め、同条に次の

一項を加える。

4 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

第三十二条を第六十四条とする。

第二章第五節第三十一条を第六十三条とし、第三十条の三を第六十二条とし、第三十条の二を第六十一条とする。

第三十条第二項中「(受託放送事業を除く。)、電気通信役務利用放送事業及び第五十二条の六の二第一項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)」を「及び第五百十二条第一項」に、「第五十二条の三十一」を「第六十条」に改め、同条を第六十条とする。

第二十九条の五を第五十九条とし、第二十九条の四を第五十八条とし、第二十九条の三を第五十七条とし、第二十九条の二を第五十六条とし、第二十九条を第五十五条とする。

第二十八条の二中「第二十七条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第十六条第三項各号」を「第三十一条第三項各号」に改め、同条を第五十四条とし、第二十八条を第五十三条とする。

第二十七条第二項中「当つて」を「当たつて」に改め、同条第四項中「第十六条第三項」を「第三十一条第三項」に、「(受託放送事業者を除く。)、電気通信役務利用放送事業者、第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)」を「、第五百十二条第二項」に、「第五十二条の三十一」を「第六十条」に改め、同条を第五十二条とする。

第二十六条の前の見出しを削り、同条を第五十一条とし、同条の前の見出しとして「(会長等)」を付し、第二十五条を第五十条とし、第二十四条を第四十九条とする。

第二章第四節第二十三条の九を第四十八条とし、第二十三条の八を第四十七条とし、第二十三条の七を第四十六条とし、第二十三条の六を第四十五条とし、第二十三条の五を第四十四条とし、第二十三条の四を第四十三条とし、第二十三条の三を第四十二条とする。

第二章第三節第二十三条の二を第四十一条とする。

第二十三条第一項中「第十五条第四項」を「第三十条第四項」に改め、同条を第四十条とする。

第二十二條の二第三項中「第十二条」を「第二十七條」に改め、同条を第三十九條とし、第二十二條を第三十八條とする。

第二十一條中「除く外」を「除くほか」に改め、同条を第三十七條とする。

第二十條第一項中「各議院は」を「各議院は」に改め、同条を第三十六條とする。

第十九條の前の見出しを削り、同条中「第十六條第三項各号」を「第三十一條第三項各号」に改め、同条を第三十五條とし、同条の前の見出しとして「(罷免)」を付する。

第十八條中「第十六條第二項後段」を「第三十一条第二項後段」に改め、同条を第三十四條とする。

第十七條第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「あらたに」を「新たに」に改め、同条を第三十三條とし、第十六條の二を第三十二條とする。

第十六条第三項第六号中「(受託放送事業者を除く。)、電気通信役務利用放送事業者、第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)」を「第五百五十二条第二項に、「第五十二条の三十一」を「第六百六十条」に改め、同条を第三十一条とし、第十五条を第三十条とする。

第十四条第一項第一号ホ中「第三十八条第一項を「第七十二条第一項」に、「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同号ト中「委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務」を「テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。及び協会国際衛星放送)」に改め、同号又中「第三十二条」を「第六十四条」に改め、同号ワ中「第九条第九項」を「第二十条第九項」に改め、同号力中「第九条の二第二項及び第九条の三第一項」を「第二十一条第二項及び第二十三条第一項」に改め、同号ヨ中「第十条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号タ中「第三十条の二」を「第六十一条」に、「第三十条の三」を「第六十二条」に改め、同号ネ中「外国有線放送事業者並びにそれらの団体」を「その団体」に改め、同号ナ中「第九条第八項」を「第二十条第八項」に改め、同号ラ中「第九条第十項」を「第二十条第十項」に改め、同号ム中「第九条の二の二」を「第十二条」に改め、同号ウ中「第四十七条第一項」を「第八十五条第一項」に改め、同条第三項中「第三十二条第二項」を「第六十四条第一項」に改め、同条を第二十九条とし、第十三条を第二十八条とする。

第二章第二節中第十二条を第二十七条とする。

第十一条を削る。

第十条第一項中「第九条第七項」を「第二十条第七項」に、「外国人向け委託協会国際放送業務(第九条の二第二項)」を「外国人向け協会国際衛星放送(第二十一条第二項)」に、「当該業務」を「当該放送に」、「一般放送事業者(受託放送事業者)」を「協会以外の基幹放送事業者(放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。))に改め、同条第二項中「第四十四条の二第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同条第三項中「一般放送事業者」を「協会以外の基幹放送事業者」に改め、同条を第二十六条とする。

第九条の五中「受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して委託協会国際放送業務」を「外国の放送局を用いて協会国際衛星放送に」、「委託して放送をさせる区域、委託放送事項(委託して行わせる放送の放送事項をいう。以下同じ。)」を「放送区域、放送事項」に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「(協会国際衛星放送の実施)」を付する。

第九条の四の前の見出し及び同条を削る。

第九条の三第一項中「第九条の二第二項」を「第二十一条第二項」に、「第九条第一項」を「第二十条第一項」に、「第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項」を「第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項」に、「第九条第一項の業務等」を「第二十条第一項の業務等」に改め、同条第二項中「第九条第一項の業務等」を

「第二十条第一項の業務等」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(基幹放送業務の認定の特例)

第二十四条 総務大臣が協会について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件(第四号、第五号及び第六号(イからハまでに係る部分に限る。))を除く。」とする。

第九条の二の二中「第九条第一項」を「第二十条第一項」に、「有線テレビジョン放送法第二十三条に規定する有線テレビジョン放送施設設置者」を「第四百四十条第二項に規定する指定再放送事業者」に改め、同条を第二十一条とする。

第九条の二の見出しを「(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)」に改め、同条第一項中「外国人向け委託協会国際放送業務」を「外国人向け協会国際衛星放送の業務」に、「第五十八条第二項」を「第九十二条第二項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に對し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

第九条の二第二項中「外国人向け委託協会国際放送業務」を「外国人向け協会国際衛星放送の業務」に改め、同条を第二十一条とする。

第九条第一項中「第七条」を「第十五条」に改め、同項第一号中「国内放送」を「国内基幹放送(特定地上基幹放送局を用いて行われるものに

限る。)」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。))を行うこと。

第九条第五号を次のように改める。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

第九条第二項中「第七条」を「第十五条」に改め、同項第一号中「委託する」を「係る放送局を用いて行う」に改め、「基づき」の下に「基幹放送局を」を加え、「を行う」を「の業務の用に供する」に改め、同項第二号中「及び有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)第二十一条に規定する有線放送」を削り、同項第四号中「又は外国有線放送事業者(外国において有線放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。))の事業を行う者をいう。以下同じ。)」を削り、同条第七項中「外国人向け委託協会国際放送業務」を「外国人向け協会国際衛星放送」に改め、同条第十一項中「放送受信用機器若しくはその真空管又は部品」を「基幹放送の受信用機器又はその部品」に、「放送受信用機器の」を「基幹放送の受信用機器の」に改め、同条を第二十条とする。

第二章第一節中第八条の四を第十九条とし、第八条の三を第十八条とし、第八条の二を第十七条とする。

第八条中「基き」を「基づき」に改め、同条を第十六条とする。

第七条中「国内放送を行い又は当該放送番組

を委託して放送させる」を「国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行う」に、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に改め、同条を第十五条とする。

第二章を第三章とする。

第六条及び第六条の二を削る。

第一章の二中第五条を第十条とし、同条の次に次の四条を加える。

(再放送)

第十一条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

(広告放送の識別のための措置)

第十二条 放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようにならなければならない。

(候補者放送)

第十三条 放送事業者が、公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしなにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。

(内外放送の放送番組の編集)

第十四条 放送事業者は、内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該内外放送の放送対象地域(第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。)又は業務区域(第百二十六条第二項第四号又は第百三十三

条第一項第四号の業務区域をいう。)である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

第四条を第九条とする。

第三条の五中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第八条とする。

第三条の四の見出しを削り、同条第五項第二号中「第四条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第七項を削り、同条を第六条とし、同条の前に見出しとして「放送番組審議機関」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七条 放送事業者の審議機関は、委員七人(テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数)以上をもつて組織する。

2 放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する。

3 二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、共同して審議機関を置くことができる。この場合において、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの放送事業者が共同して行う。

一 当該放送事業者のうちに第百六十三条に規定する子会社地上基幹放送事業者がないこと。

二 当該放送事業者のうちに基幹放送事業者がある場合において、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外のすべての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域(電

波法第十四条第三項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許状に記載された放送区域をいう。以下この項において同じ。)又は業務区域(第百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。)の重複があること。

イ 放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の三分の二以上に当たること。

ロ 放送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内の人口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。

三 当該放送事業者のうちに二以上の一般放送事業者がある場合において、当該一般放送事業者のうちのいずれの二の一般放送事業者の間においても次に掲げる要件のいずれかを満たす関係があること。

イ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域の面積の三分の二以上に当たること。

ロ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。

ハ 当該二の一般放送事業者の業務区域の属する都道府県が同一であること。

第三条の三第一項中「種別」の下に「(教養番

組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。)を加え、同条第二項中「国内放送」を「国内放送等」に改め、同条を第五条とする。

第三条の二の見出しを「(国内放送等の放送番組の編集等)」に改め、同条第一項中「国内放送」の下に「及び内外放送(以下「国内放送等」という。)」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「国内放送」を「国内放送等」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第四条とする。

第一章の二を第二章とする。

(電波法の一部改正)

第三条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の二」に、「第三十八条の二」を「第三十八条の二の二」に改める。

第四条第三号中「〇・〇一ワット」を「一ワット」に改める。

第五条第二項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局(実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)

第五条第三項第二号中「第七十六条第三項」を「第七十六条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第七十六条第五項」を「第七十六条第六項」に改める。

第六条第一項第七号中「第二十七条の十三第二項第七号」の下に、「第三十八条の二第一項、第七十一条の五」を加える。

第二十七条の二中「通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち総務省令で定めるもの」を「次の各号のいずれかに掲げる無線局」に改め、同条に次の各号を加える。

一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するものうち、総務省令で定める無線局

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

第二十七条の三第一項中「事項」の下に「特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域」を加える。

第二十七条の五第一項中「事項」の下に「特定無線局（第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）を包括して対象とする免許にあつては、次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）及び無線設備の設置場所とすることが出来る区域」を加える。

第二十七条の六の見出しを「特定無線局の運用

の開始等」に改め、同条第二項中「包括免許人」を「特定無線局（第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）の包括免許人（以下「第一号包括免許人」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特定無線局（第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）の包括免許人（以下「第二号包括免許人」という。）は、当該包括免許に係る特定無線局を開設したとき（再免許を受けて当該特定無線局を引き続き開設するときを除く。）は、当該特定無線局ごとに、十五日以内で総務省令で定める期間内に、当該特定無線局に係る運用開始の期日及び無線設備の設置場所その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したとき又は当該特定無線局を廃止したときも、同様とする。

第二十七条の七中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に改める。

第二十七条の九中「又は指定無線局数」を「指定無線局数又は無線設備の設置場所とすることが出来る区域」に改める。

第二十七条の十第一項中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に改める。

第二十七条の二十七及び第二十七条の二十八中「第七十六条第五項若しくは第六項」を「第七十六条第六項若しくは第七項」に改める。

第三十八条の二第二項第二号中「包括免許」を「特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）」に改め、同条を第三十八条の二の二とする。

第三章第三十八条の次に次の一条を加え

る。

（無線設備の技術基準の策定等の申出）
第三十八条の二 利害関係人は、総務省令で定めるところにより、第二十八条から第三十二条まで又は前条の規定により総務省令で定めるべき無線設備の技術基準について、原案を示して、これを策定し、又は変更すべきことを総務大臣に申し出ることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る技術基準を策定し、又は変更する必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を申出人に通知しなければならない。

第三十八条の三第二項中「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第二項」に改める。

第三十八条の四第一項中「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第一項」に改め、同条第二項中「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第二項」に、「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。

第三十八条の五第一項中「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第一項」に改め、同条第二項中「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第二項」に改める。

第三十八条の六第二項中「技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別その他総務省令で定める」を「総務省令で定めるところにより、次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その

代表者の氏名

二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別

三 その他総務省令で定める事項

第三十八条の六第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の」を「第二項の規定による」に改め、同項に後段として次のように加える。

前項の規定による届出があつた場合において、その公示した事項に変更があつたときも、同様とする。

第三十八条の六中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 技術基準適合証明を受けた者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第三十八条の十一第一項中「第一百六条第十六号」を「第一百六条第十八号」に改める。

第三十八条の十七第二項第三号及び第三十八条の十八第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。

第三十八条の十九中「第三十八条の二第二項第一号」を「第三十八条の二の二第二項第一号」に改める。

第三十八条の二十四第三項中「第三十八条の六第二項及び第三項」を「第三十八条の六第二項及び第四項」に、「第三十八条の六第二項中」を「第三十八条の六第二項第二号中」に改め、「基づく」との下に、「同条第四項中「前項」とあるのは「第三十八条の二十九において準用する前項」と」を加える。

第三十八条の二十九中「第三十八条の二十か

ら」を「第三十八条の六第三項及び第三十八条の二十から」に改め、「この場合において」の下に「第三十八条の六第三項中「前項第一号」とあるのは「第三十八条の二十四第三項において準用する前項第一号又は第三号」とを加え、「第三十八条の二十二第一項及び」を同項及びに改める。

第三十八条の三十第三項第三号中「とき」

当該をとき 当該に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「とき」 当該をとき 当該に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「とき」 当該をとき 当該に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 当該外国取扱業者が前条において準用する第三十八条の六第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき 当該届出に係る特定無線設備の認証工事設計

第三十八条の三十一第四項中「第三十八条の第二項」を「第三十八条の二の第二項」に、「から第三項まで」を「第二項及び第四項前段」に改め、「承認証明機関について」の下に「第三十八条の六第三項及び第四項後段並びに」を加え、同条第六項中「第三十八条の六第二項及び第三項」を「第三十八条の六第二項及び第四項」に改め、「業務を行う場合について」の下に「第三十八条の六第三項」を加え、「と、第三十八条の六第二項」を「と、第三十八条の六第二項第二号」に改め、「係る工事設計に基づく」との下に「第三十八条の六第三項中「前項第一号」とあるのは「前項第一号又は第三号」とを加

え、「及び第二号」を「から第三号までの規定」に、「並びに同項第三号」を「及び同項第四号」に改める。

第六十条中「無線検査簿」を削る。

第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第七十一条の三の二第十一項の表第三十八条の五第一項の項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改め、同表第三十八条の五第二項の項中「第三十八条の二第二項第一号」を「第三十八条の二の二第二項第一号」に改め、同表第三十八条の十七第二項第三号の項及び第三十八条の十八第一項の項中「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第二項」に改める。

第七十一条の四の次に次の一条を加える。

(技術基準適合命令)

第七十一条の五 総務大臣は、無線設備が第三章に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人等に対し、その技術基準に適合するよう当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十三条第四項中「総務大臣は」の下に「第七十一条の五の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき」を加える。

第七十六条第一項中「若しくは第二十七条の十八第一項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し」を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第二号中「第一項

又は第二項の規定による命令」を「第一項の規定による命令若しくは制限、第二項の規定による禁止又は第三項の規定による命令、制限若しくは禁止」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第四号中「又は制限を若しくは制限又は第二項の規定による禁止」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「その登録の全部又は一部の効力を停止する」を「その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、三月以内の期間を定めて、包括免許又は第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができ。

第七十六条の二中「特定無線局について」を「特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る)」についてに改める。
第七十八条の見出しを「電波の発射の防止」に改め、同条中「空中線を撤去しなければを」を「空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければ」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「(包括免許の有効期間)」の下に「第二十七条の六第三項(特定無線局の開設等の届出)」を加え、「第三十

八条の二第一項を「第三十八条の二の二第一項」に改め、「(検査)」の下に「第七十八条(電波の発射を防止するための措置)」を加え、同項第三号中「第七十六条第三項、第四項若しくは第六項」を「第七十六条第四項、第五項若しくは第七項」に、「同条第五項若しくは第六項」を「同条第六項若しくは第七項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第三十八条の二第二項の規定による通知(第百条第五項において準用する場合を含む。)

第九十九条の十一第二項中「前項第一号、第二号及び第四号」を「前項各号(第三号を除く。)」に改める。

第九十九条の十二第一項中「前条第一項第一号及び第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号及び第四号」を「前条第一項各号(第三号を除く。)」に改める。
第百条第五項中「(技術基準)」の下に「第三十八条の二(無線設備の技術基準の策定等の申出)、第七十一条の五(技術基準適合命令)」を加える。

第百三条の二第五項中「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に」の下に「第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応ずる日(応ずる日がない場合は、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内」を加え、「月の末日から」を「属する月の末日から」に改め、「二百五十円」の下に「第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄

に掲げる金額に」を加え、同条第六項中「開設無線局数」の下に「特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては「を、」に係る特定無線局の数」の下に「特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数を加え、「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に、」の下に「第二号包括免許人又は」を、「二百五十円に」の下に「第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従ひ同表の下欄に掲げる金額に」を加え、同条第九項中「特定基地局に係る第一項」を「特定基地局(当該特定基地局が包括免許に係るものである場合にあつては、当該包括免許に係る他の特定基地局を含む。以下この項において同じ。)」に係る第一項又は第五項に、「同項中「金額」とあるのは、「金額」に、当該免許人等に係る」を「第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国にとあるのは」に、「金額」を「金額を国にと、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」に改める。

第三十三条の五第一項及び第三項中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に改め、同条第四項中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に、「第七十六条第四項第一号」を「第七十六条第五項第一号」に改める。

第一百十条中第十号を第十二号とし、第九号を

第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 第七十六条第二項の規定による禁止に違反して無線局を開設した者

第七十一条の五(第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第七十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十七条の六第三項(特定無線局の開設の届出及び変更の届出に係る部分に限る。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七十四号から第九号及び第十号を「第十一号及び第十二号」に改める。

第七十六号から第二十一号を第二十三号とし、第十六号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 第三十八条の六第三項(第三十八条の二十九において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七十六号から第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十七条の六第三項(特定無線局の廃止の届出に係る部分に限る。)の規定に違反して、届出をしない者

附則第十三項中「第五条第二項第六号」を削り、「第十六条の二」の下に「第二十七条の三十五第一項」を加え、「第三百三条の四第二項第二号」を削る。

別表第三の一の項中「第三十八条の二第一項第一号」を「第三十八条の二第二項第一号」に改め、同表の二の項中「第三十八条の二第一項第二号」を「第三十八条の二第二項第二号」に改め、同表の三の項中「第三十八条の二第一項第三号」を「第三十八条の二第二項第三号」に改める。

第四条 電波法の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「送信」の下に「第九十九条の二を除き」を、「放送」という。の下に「であつて、第二十六条第二項第五号に掲げる周波数(第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。)の電波を使用するもの(以下「基幹放送」という。)」を加え、「電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。))又は移動受信信用地上放送(放送法第二条第二号の二の六の移動受信信用地上放送をいう。以下同じ。))をする無線局であつて、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。以下この項において「特定放送局」という」を「受信障害対策中継放送、衛星基幹放送(放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。))及び移動受信信用地上基幹放送(同条第十四号の移動受信信用地上基幹放送をいう。以下同じ。))をする無線局を除く」に改め、「(人工衛星に開設する特定放送局又は移動受信信用地上放送をする特定放送局に

あつては、第一号、第二号又は第四号)」を削り、同項第一号中「又はを若しくは」に改め、「掲げる者」の下に「又は放送法第百三条第一項若しくは第百四条第五号を除く。)」の規定による認定の取消し若しくは同法第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者」を加え、同条第五項中「テレビジョン放送(放送法第二条第二号の五のテレビジョン放送)」を「地上基幹放送(放送法第二条第十五号の地上基幹放送)」に、「テレビジョン放送の電波」を「地上基幹放送の電波」に、「同条第二号の六」を「同条第十九号」に、「これを再送信する放送」を「その再放送をする基幹放送」に、「係るテレビジョン放送を」に係る地上基幹放送」に改める。

第六条第一項第一号中「目的」の下に「(二)以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。)」を加え、同項第四号中「人工衛星局については」を「人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。))について」に改め、同項第七号中「次項第二号」を「次項第三号」に、「及び第五項を、」第三項及び第六項に改め、同条第二項中「放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第五号並びに第三項、第十四条第三項並びに第七条第一項において同じ。))を「基幹放送局(基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送局に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。))に改め、「次に掲げる事項」の下に「(自己の地上基幹放送の業務に用いる無線

官 報 (号 外)

局(以下「特定地上基幹放送局」という。)の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び放送事項、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受けようとする者の氏名又は名称」を加え、同項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「前項第一号、第二号及び第四号から第八号まで」を「前項第二号から第九号まで(基幹放送のみをする無線局にあつては、第三号を除く。)」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 目的

第六条第二項第六号を次のように改める。

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号の電気通信設備をいう。以下同じ。)の概要

第六条第七項第四号を次のように改める。

四 基幹放送局

第六条第八項中「定めるもの」を「定める期間」に改める。

第七条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に、「放送をする無線局(電気通信業務を行うこととを目的とするものを除く。)」を「基幹放送局」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

第七条第二項第一号中「適合すること」の下に「及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二百一十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること」を加え、同項第二号中「放送用周波数使用計画(放送をする無線局)」を「基幹放送用周波数使用計画(基幹放送局)」に改め、同項第三号中「財政的基礎」を「経理的基礎及び技術的能力」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百一十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

ロ 免許を受けようとする者が放送法第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

ハ その免許を与えることが放送法第九十三条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

第七条第二項第五号中「放送をする無線局」を「基幹放送局」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、当該認定を受けようとする者が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

六 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局にあつては、次のい

ずれにも適合すること。

イ 基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当てが可能であること。

ロ 基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総務省令で定める無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。

ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。

第七条第三項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に、「第二条の二第一項の放送普及基本計画」を「第九十一条第一項の基幹放送普及計画」に、「第二十六条第一項に規定する周波数割当計画」に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの(次項において「放送用割当可能周波数」という。))を「基幹放送用割当可能周波数」に改め、同条第四項中「放送用割当可能周波数」を「基幹放送用割当可能周波数」に、「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改め、同条第五項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。

第九条第三項中「技術基準」の下に「第三章に定めるものに限る。」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更しよう

とするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。

二 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。

第九条に次の二項を加える。

5 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更と該当するときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 第五条第一項から第三項までの規定は、無線局の目的の変更に係る第四項の許可に準用する。

第十条第一項中「第十二条」の下に「及び第七十三条第三項」を加える。

第十二条中「同条第二項第一号」を「同条第二項第二号」に改める。

第十三条の二中「第二条第二号の四」を「第二条第十七号」に改め、「テレビジョン放送」の下に「(同条第十八号のテレビジョン放送をいう。以下同じ。)」を加える。

第十四条第二項第四号中「目的」の下に「主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主たる区別を含む。」を加え、同条第三項中「放送をする無線局」を「基幹放送局」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「前項第一号から第四号まで及び第六号から第十一号まで」を「前項各号(基幹放送のみをする無線局の

免許状にあつては、第五号を除く。に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 特定地上基幹放送局の免許状にあつては放送事項、認定基幹放送事業者（放送法第二十一条の認定基幹放送事業者をいう。以下同じ。）の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつてはその無線局に係る認定基幹放送事業者の氏名又は名称

第十六条の二の前の見出し及び同条を削る。
第十七条に見出しとして「変更等の許可」を付し、同条第一項中「免許人は」の下に「無線局の目的」を加え、「若しくは」を「放送事項、放送区域」に改め、「設置場所」の下に「若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」を加え、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。

二 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。

第十七条第二項中「第九条第一項但書」を「第五条第一項から第三項までの規定は無線局の目的の変更に係る第一項の許可について、第九条第一項ただし書に、「前項」を「第一項」に改め、「場合に」の下に「について、それぞれ」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の

業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更にあつたときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。

第二十条の見出しを「（免許の承継等）」に改め、同条第二項中「第五項及び第六項」を「第七項及び第八項」に改め、同条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割により当該基幹放送局を承継し、これを分割により地上基幹放送の業務を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行うとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人が当該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合において、当該譲受人が総務大臣の許可を受けたとき又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合において、当該譲渡人が総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

5 他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者と合併をし、又は当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受けた場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人又は譲受人が当該基幹放送局の免許人から特定地上基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受けた場合において、総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

第二十四条の二の見出しを「（検査等事業者の登録）」に改め、同条第一項中「無線設備等」の下に「検査又は」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

四 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

第二十四条の二第四項中「各号」の下に「無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号」を加え、同条第三号中「無線設備等」の下に「検査又は」を、「方法」の下に「無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。」を加え、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の検査（点検である部分を除く。）を行うものであること。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（登録の更新）

第二十四条の二の二 前条第一項の登録（無線設備等の点検の事業のみを行う者についてのものを除く。）は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

第二十四条の三「前条第一項」を「第二十四条の二第一項」に、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、同条第一号中「の年月日及び」を「及びその更新の年月日並びに」に改め、同条第二号中「前条第二項第一号及び第二号」を「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」に改める。

第二十四条の四第一項中「の登録」の下に「又はその更新を加え、同条第二項第一号中登録の」を「登録又はその更新の」に改め、同項に次の一号を加える。

三 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

第二十四条の四第三項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の五及び第二十四条の六中登録点検事業者を登録検査等事業者に改める。

第二十四条の七の見出しを「（適合命令等）」に改め、同条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、「第二十四条の二第四項各号」の下に「無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号」を加

え、同条に次の一項を加える。

2 総務大臣は、登録検査等事業者がその登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行つてしていると認めるときは、当該登録検査等事業者に対し、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四条の八第一項及び第二十四条の九第一項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十の見出しを「登録の取消し等」に改め、同条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「取り消す」を「取り消し」、又は期間を定めてその登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同条第三号中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項又は第二項」に改め、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「通知した」との下に「又は同条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をしたこと」を加え、同条第五号中「点検」を「検査又は点検」に改め、同条第六号中「登録」の下に「又はその更新」を加える。

第二十四条の十一中「総務大臣は、」の下に「第二十四条の二の二第二項若しくは」を加え、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十二中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項に」、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十三第二項中「第二十四条の二

第二項から第五項まで」を「第二十四条の二第二項(第四号を除く)、第三項、第四項(第三号を除く)及び第五項」に改め、「及び第二項」の下に「(第三号を除く)」を、「において」の下に「第二十四条の二第四項中」次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)とあるのは「第一号、第二号及び第四号」と、「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「方法(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。）」とあるのは「方法」とを加え、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、「登録外国点検事業者登録簿」との下に「及びその更新の年月日並びに」とあるのは「年月日及び」と、「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第二十四条の二第二項第一号及び第二号」と、第二十四条の四第一項中又はその更新をしたとき」とあるのは「をしたときと、同条第二項第一号中「又はその更新の年月日」とあるのは「年月日」とを、「請求する」との下に「同条第一項中「第二十四条の二第四項各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号)」とあるのは「第二十四条の二第四項第一号、第二号又は第四号」と、同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」とを、「第二十四条の十一中」の下に「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」と、「前条中」の下に「第二十四条の二の二第一

項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」とを加え、同条第三項第三号中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項又は第二項」に改める。

第二十六条第二項中「(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く)に係る周波数にあつては、第一号及び第四号に掲げる事項)」を削り、同項に次の一号を加える。

五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別
イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ イに掲げる周波数以外のもの

第二十七条の三第一項第一号中「目的」の下に「(二以上の目的を有する特定無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。）」を加える。

第二十七条の四第二号中「前号」を「前二号」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

第二十七条の五第二項第四号中「目的」の下に「(主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その主従の区別を含む。)」を加える。

第二十七条の八中「包括免許人は、」の下に「特定無線局の目的若しくは」を加え、同条に次の

ただし書を加える。

ただし、特定無線局の目的の変更のうち、基幹放送をすることとすることを内容とするものは、これを行うことができない。

第二十七条の八に次の一項を加える。

2 第五条第一項から第三項までの規定は、特定無線局の目的の変更に係る前項の許可に準用する。

第二十七条の十一第二項中「第二十條第四項」を「第二十條第六項」に改める。

第二十七条の十二第一項第二号中「移動受信地上放送」を「移動受信信用地上基幹放送」に、「第一條の二第二項第二号」を「第九十一條第二項第二号」に改める。

第二十七条の十三第一項中「第二條の二第二項第三号」を「第九十一條第二項第三号」に改め、同条第二項中「移動受信信用地上放送」を「移動受信信用地上基幹放送」に改め、「(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。)」を削り、「から第九号まで」を「及び第八号」に改め、同項第一号中「の目的」を「が前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいづれを確保するためのものであるかの別」に改め、同項第三号中「移動受信信用地上放送」を「移動受信信用地上基幹放送」に改め、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第五項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」を「第五条第三項各号(移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号)」に、「同項」を「第一項」に改め、各号を削る。

第二十七条の十五第一項中「次の各号に掲げる認定開設者が当該各号に定める規定」を「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号」に改め、各号を削る。

第二十七条の十六中「第四項まで及び第七項」を「第三項まで、第六項及び第九項に」、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第七項」を「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項に改める。

第二十七条の三十五の見出し中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同条第一項中「電気通信事業紛争処理委員会（電気通信事業法第四十四条第一項に規定する電気通信事業紛争処理委員会をいう。）を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第三十八条の十九中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、「の年月日及び」とあるのは「及びその更新の年月日並びに」とを削り、「前条第二項第一号及び第二号」を「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」に、「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」に改める。

第五十二条中「放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を「特定地上基幹放送局」に改める。

第七十一条の二第一項中「放送用周波数使用

計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。

第七十一条の三の二第十一項の表以外の部分中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項」に改め、同項の表第二十四条の七の項中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項」に改め、「第二十四条の二第四項各号」の下に「無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号」を加え、同表第二十四条の十一の項中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」に改め、同表第三十八条の十七第二項第二号の項中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項」に改める。

第七十三条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の検査は、当該無線局（人の生命又は身体への安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の免許人から、第一項の規定により総務大臣が通知した期日の一月前までに、当該無線局の無線設備等について第二十四条の二第一項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三十九条の十三、第四十

条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があつたときは、第一項の規定にかかわらず、省略することができる。

第七十五条第一項中「ときは、その免許」を「とき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたときは、当該免許を受けることができなかつた者となつた免許人の免許又は当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許」に改める。

第七十六条第四項に次の一号を加える。

五 特定地上基幹放送局の免許人が第七条第二項第四号口に適合しなくなつたとき。

第七十六条第五項第三号中「第二十七条の八」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第九十九条の二中「放送（委託して放送をさせることを含む。第二百二条の二第一項第二号及び第二百八条の二第一項において同じ。）及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第一条第一項に規定する電気通信役務利用放送の規律」を「及び放送法（第一条第一号に規定する放送に、「図るため」を「図り」に、「放送法及び電気通信役務利用放送法」を「及び放送法」に、「処理し、並びに有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第十四号）及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三十五号）に基づく総務大臣の処分に対する不服申立てについて審査及び議決をするため」を「処理するため」に改める。

第九十九条の三第三項第三号中「放送事業者、電気通信役務利用放送法第二条第三項に規

定する電気通信役務利用放送事業者」を「放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者」に、「放送法第五十一条の六の二第二項（電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。）を「同法第五十二条第二項」に、「放送法第五十二条の三十一」を「同法第六十条」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第七条第一項第三号（放送をする無線局以外）」を「第七条第一項第四号（基幹放送局以外）」に、「同条第二項第四号（放送による表現の自由享有基準）」、同項第五号（放送をする無線局）を「同条第二項第六号（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）」、同項第七号（基幹放送局）に改め、「工事設計変更」の下に「同条第五項及び第七条第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）」を加え、「第二十七条の四第二号」を「第二十七条の四第三号」に、「電気通信事業紛争処理委員会」の下に「同条第三項（人の生命又は身体への安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）」を加え、同項第二号中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改め、同項第四号中「第八条」を「第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）（第八条）」に、「第十七条第一項後段の規定による放送事項を「第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」に改め、「包括免許」の下に

「第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可」を加える。

第九十九条の十四第二項中「第五十三条の十三、有線テレビジョン放送法第二十八条、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第九条及び電気通信役務利用放送法第二十一条を

「第一百八十一条」に、「放送法第五十三条の十一若しくは電気通信役務利用放送法第十九条を」同法第七十八条に改める。

第一百条第五項中「第七十三条第四項及び第六項」を「第七十三条第五項及び第七項」に改める。

第一百三十一条第二十一号を第二十二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者

第一百十号の二第二号中「第三十八条の十七第二項」を「第二十四条の十又は第三十八条の十七第二項」に改める。

第一百十一条中「第七十三条第一項、第四項（第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第五項又は第八十二条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七十三条第一項、第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第八十二条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 第七十三条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をした者

第一百六条第一号中「第二十條第七項」を「第二十條第九項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

附則第十三項中「第十六條の二」を削る。

別表第四中「第三十八條の三」を「第二十四條の二、第三十八條の三」に改める。

別表第六の二の項中「八の項」を「六の項及び八の項」に改め、同表の六の項中「放送をする無線局（三）の項、七の項及び八の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする」を「基幹放送局（二）の項、七の項及び八の項に掲げる」に改める。

（電気通信事業法の一部改正）

第五条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第二条第四号中「第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和三十一年法律第百五十二号）第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定

による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾を、第百十八條第一項に規定する放送局設備供給役務」に改める。

第九条ただし書中「その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置

される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合

二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七條第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十二條第一項第一号中「昭和二十五年法律第百三十一号」を削る。

第三十四條第三項及び第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十八條の見出しを「（電気通信設備等の共用に関する命令等）」に改め、同条第一項中「電

気通信設備」の下に「又は電気通信設備設置用工作物（電気通信事業者が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「電気通信設備」の下に「又は電気通信設備設置用工作物」を加える。

「第四章 電気通信事業紛争処理委員会」を「第四章 電気通信紛争処理委員会」に改める。

第百四十四條第一項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同条第二項中「及び電波法」を「電波法及び放送法」に改める。

第百四十七條第一項中「又は電波の利用」を「電波の利用又は放送の業務」に改める。

第百五十六條第一項中「電気通信設備」の下に「又は電気通信設備設置用工作物」を加える。

第百五十七條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（その他の協定等に関するあつせん等）」を付し、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が同項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第百五十七條第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「第三十五條第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七條第三項」と読み替えるものとする。

第百五十七條の次に次の一条を加える。
第百五十七條の二 電気通信事業者と第百六十四條第一項第三号に掲げる電気通信事業（以

下「第三号事業」という。)を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約第三項において単に「契約」という。)の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七條の二第三項」と読み替へるものとする。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第百五十五條第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。
第百六十條第一号中「電気通信設備の共用」を「電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用」に改める。

第百六十四條第一項第一号中「電気通信事業

者たる一の者を「当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」に改め、同条第二項中「同項各号」を「同項各号」に、「ついても」を「ついで、第百五十七條の二の規定は第三号事業を営む者について」に改める。

第百六十九條第四号中「第三十四条第一項若しくは第五項」を「第三十四条第一項、第五項若しくは第六項」に改める。

第百九十一條第二号中「又は第三十三條第十項」を「第三十三條第十項又は第三十四條第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中放送法第十六條第三項第五号の改正規定、同法第二十七條第四項の改正規定及び同法第五十三條の十二の次に一条を加える改正規定並びに第五條中電気通信事業法第百四十七條第一項の改正規定並びに附則第三条及び第十三條の規定 公布の日

二 第一条中放送法第十四條の改正規定、同法第十五條の改正規定、同法第二十二條の二の改正規定、同法第二十三條の改正規定、同法第二十三條の三の改正規定、同法第二十九條の改正規定及び同法第五十三條の十一の改正規定並びに第三条中電波法第九十九條の十二の改正規定並びに附則第十一条の規定 公布

の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定(前二号に掲げる改正規定を除く。)、第三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。))並びに第五條中電気通信事業法第三十四條の改正規定、同法第百六十九條第四号の改正規定及び同法第百九十一條第二号の改正規定並びに附則第十條第一項、第十二條、第二十七條、第三十五條及び第三十七條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(法律の廃止)
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百二十五號)

二 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四號)

三 電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五號)

四 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二號)

(準備行為)

第三条 第一条の規定による改正後の放送法第八條の二第二項の認可、同法第五十三條の十、第二条の規定による改正後の放送法(以下「新放送法」という。))第百七十七條並びに第三条及び第四条の規定による改正後の電波法第九十九條の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問、第五條の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新電気通信事業法」という。))第百六十九條の規定による同条の政令で定める審議会等に対する諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前においても行うことができる。

の他の行為は、これらの規定の例により、この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前においても行うことができる。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(以下この条において「旧有線ラジオ放送法」という。))第三條の規定による届出をしている者であつて、新放送法第百三十三條第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に前項の規定により新放送法第百三十三條第一項の届出をしたものとみなされる者(以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。))によつてされた有線ラジオ放送(旧有線ラジオ放送法第二條第二号又は第三号の有線ラジオ放送に限る。))についての旧有線ラジオ放送法第四條第二項において準用する第二条の規定による改正前の放送法(以下「旧放送法」という。))第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前にみなし届出一般放送事業者が得た旧有線ラジオ放送法第五條に規定する同意は、新放送法第十一條に規定する同意とみなす。

4 施行日前に旧有線ラジオ放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。

旧有線ラジオ放送法第六条第一項の規定による報告の求め(旧有線ラジオ放送法第三条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に關するものに限る。)	新放送法第四百四十五条第四項の規定による報告の求め
旧有線ラジオ放送法第六条第一項の規定による報告の求め(旧有線ラジオ放送法第三条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に關するものを除く。)	新放送法第四百七十五条の規定による資料の提出の求め
旧有線ラジオ放送法第八條第一項の規定による命令	新放送法第四百七十四條の規定による命令

5 施行日前にみなし届出一般放送事業者が旧有線ラジオ放送法第六條の二第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第三百三十四條第二項の規定によりすべき届出とみなす。

6 施行日前に旧有線ラジオ放送法第九條において準用する第四條の規定による改正前の電波法(以下「旧電波法」という。)第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第八十一條において準用する第四條の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第七章に相当の規定があるものは、新放送法第八十一條において準用する同章の規定によりした又はすべきものとみなす。

(有線テレビジョン放送法の廃止に伴う経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に附則第二條の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法(以下この条において「旧有線テレビジョン放送法」という。)第十二條の規定による届出をしている者であつて、新放送法第二百二十六條第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものと、新放送法第二百三十三條第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出とみなす。

旧有線テレビジョン放送法第二條第一項の規定による許可の申請(新放送法第二百二十六條第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。)	新放送法第二百二十六條第一項の規定による登録の申請
---	---------------------------

旧有線テレビジョン放送法第三條第一項の規定による許可の申請(新放送法第二百三十三條第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。)

旧有線テレビジョン放送法第七條第一項の規定による許可の申請(前項の規定により新放送法第二百二十六條第一項の登録を受けたものとみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)

旧有線テレビジョン放送法第七條第一項の規定による許可の申請(前項の規定により新放送法第二百三十三條第一項の届出をしたものとみなされる者(以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)

旧有線テレビジョン放送法第十條の二第一項及び第二項並びに第十條の三第二項の規定による認可の申請

旧有線テレビジョン放送法第十三條第三項の規定による裁定の申請

旧有線テレビジョン放送法第十四條第一項の規定による認可の申請(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)

3 この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第九條の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営んでいる者は、施行日から起算して三年間(当該期間内に新電気通信事業法第九條の登録若しくは第十二條第一項の規定による登録の拒否の処分があり、又は新電気通信事業法第十六條第一項の届出をしたときは、その日までの間)は、新電気通信事業法第九條又は第十六條第一項の規定にかかわらず、従前の例により引き続き当該有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営むことができる。その者がその期間内に新電気通信事業法第九條の登録

の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 施行日前にみなし一般放送事業者(みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。)が得た旧有線テレビジョン放送法第十三条第二項に規定する同意は、新放送法第十一条に規定する同意とみなす。

5 施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。

旧有線テレビジョン放送法第十三条第四項の規定による通知又は意見書を提出する機会の付与	新放送法第四百四十四条第二項の規定による通知又は意見書を提出する機会の付与
旧有線テレビジョン放送法第十三条第五項の規定による裁定	新放送法第四百四十四条第三項の規定による裁定
旧有線テレビジョン放送法第二十四条第一項の規定による命令(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第三百三十八条の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十四条第二項の規定による命令(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第四百四十一条の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十五条第二項の規定による命令	新放送法第四百七十四条の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送施設の状況その他必要な事項の報告の求め(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第三百三十九条第一項の規定による報告の求め
旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め(旧有線テレビジョン放送法第十二条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものに限る。)	新放送法第四百四十五条第四項の規定による報告の求め

旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め(旧有線テレビジョン放送法第十二条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものを除く。)

新放送法第四百七十五条の規定による資料の提出の求め

6 この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の許可を受けている者であつて、みなし登録一般放送事業者に該当するものは、施行日に新放送法第四百四十四条第一項の指定を受けたものとみなす。

7 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第十四条第一項の認可を受けている契約約款に定める提供条件であつて、みなし登録一般放送事業者に係るものは、新放送法第四百四十四条第二項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件とみなす。

8 施行日前にみなし一般放送事業者によつてされた有線テレビジョン放送(旧有線テレビジョン放送法第十七条に規定する放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送を除く。)についての同条において準用する旧放送法第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

9 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条において準用する旧放送法第三条の四第二項、第三項、第五項及び第六項の規定によりした又はすべき行為は、それぞれ新放送法第六条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定によりした又はすべき行為とみなす。

10 施行日前にみなし一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条の二第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第四百三十四条第二項の規定によりすべき届出とみなす。

11 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第二十八条において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第三百八十一条において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。

(電気通信役務利用放送法の廃止に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の電気通信役務利用放送法(以下この条において「旧電気通信役務利用放送法」という。)第三条第一項の規定により登録を受けている者であつて、新放送法第二百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものと、新放送法第二百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に旧電気通信役務利用放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出とみなす。

旧電気通信役務利用放送法第三条第一項の規定による登録の申請(新放送法第二百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。)

旧電気通信役務利用放送法第三十三条第一項の規定による登録の申請(新放送法第二百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。)

旧電気通信役務利用放送法第六条第一項の規定による変更登録の申請(前項の規定により新放送法第二百二十六条第一項の登録を受けたものとみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)

旧電気通信役務利用放送法第六条第一項の規定による変更登録の申請(前項の規定により新放送法第二百三十三条第二項の規定による届出をすべき届出とみなす。)

3 施行日前にみなし一般放送事業者(みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。)が旧電気通信役務利用放送法第七条第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第二百三十四条第二項の規定によりすべき届出とみなす。

4 施行日前にみなし一般放送事業者が得た旧電気通信役務利用放送法第十二条に規定する同意は、新放送法第十一条に規定する同意とみなす。

5 施行日前にみなし一般放送事業者によってされた電気通信役務利用放送(旧電気通信役務利用放送法第十五条に規定する他の電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信するものを除く。)についての同条において準用する旧放送法第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

6 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧電気通信役務利用放送法第十五条において準用する旧放送法第三条の四第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第五条の規定によりした又はすべき行

為は、それぞれ新放送法第六条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第十条の規定によりした又はすべき行為とみなす。

7 施行日前に旧電気通信役務利用放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。

旧電気通信役務利用放送法第十五条において準用する旧放送法第五十二条の七第三項の規定による命令

旧電気通信役務利用放送法第十五条において準用する旧放送法第五十三条の八の規定による資料の提出の求め

旧電気通信役務利用放送法第十六条第一項の規定による命令(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)

旧電気通信役務利用放送法第十六条第三項の規定による命令

旧電気通信役務利用放送法第十七条第一項の規定による電気通信役務利用放送設備の状況その他必要な事項の報告の求め(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)

旧電気通信役務利用放送法第十七条第一項の規定による電気通信役務利用放送の業務の状況の報告の求め

新放送法第七十五条の規定による資料の提出の求め

8 施行日前に旧電気通信役務利用放送法第二十一条において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第二百八十条において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の規定によりした又はすべきものとみなす。

(有線放送電話に関する法律の廃止に伴う経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けている者に対する同法及び電気通信事業法の規定の適用については、なお従前の例による。

(放送法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧放送法第九条の四第一項の認定を受けて委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行っている場合における日本放送協会は、施行日に新放送法第二十四条の規定により読み替えて適用する新放送法第九十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二条の十三第一項の認定を受けている者であつて、新放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の認定を受けたものと、新放送法第二百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものとみなす。この場合において、新放送法第九十三条第一項の認定を受けた者とみなされる者以下この条において「みなし認定基幹放送事業者」という。に係る同項の認定の有効期間は、新放送法第九十六条第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧放送法第五十二条の十三第一項の認定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現にされている旧放送法第五十二条の十三第一項の認定の申請は、新放

送法第九十三条第一項の規定により認定を受けるべき者に係るものにあつては同項の認定の申請と、新放送法第二百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものにあつては同項の登録の申請とみなす。

4 施行日前に旧放送法第五十二条の十四第二項の規定により交付された認定証であつて、みなし認定基幹放送事業者に係るものは、新放送法第九十四条第二項の規定により交付された認定証とみなす。

5 施行日前に旧放送法第五十二条の十五第二項の規定によりされた届出は、みなし認定基幹放送事業者に係るものにあつては新放送法第九十五条第二項の規定によりされた届出と、第二項の規定により新放送法第二百二十六条第一項の登録を受けた者とみなされる者以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。に係るものにあつては新放送法第二百二十九条第二項の規定によりされた届出とみなす。

6 施行日前に旧放送法の規定により受託放送事業者に対してされた次の表の上欄に掲げる行為は、新放送法の規定により基幹放送局提供事業者に対してされた同表の下欄に掲げる行為とみなす。

旧放送法第五十二条の九第一項の規定による放送の委託の申込み	新放送法第一百七十七条第一項の規定による放送局設備供給契約の申込み
旧放送法第五十二条の九第二項の規定による放送の委託の申込み	新放送法第一百七十七条第二項の規定による放送局設備供給契約の申込み
旧放送法第五十二条の十一の規定による命令	新放送法第二百二十条の規定による命令

7 新放送法第一百九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

8 施行日前にみなし登録一般放送事業者がした旧放送法第五十二条の十七第二項の規定による変更の申請は新放送法第三十条第一項の規定による変更登録の申請と、旧放送法第五十二条の二十の規定による届出は新放送法第三十五条第一項の規定による届出とみなす。

9 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧放送法第五十二条の十八第一項の規定によりすべき届出は新放送法第三十四条第二項の規定によりすべき届出と、旧放送法第五十二条の十八第二項の規定による認可の申請は新放送法第三十四条第二項の規定による届出とみなす。

10 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二条の四第一項の規定により届け出ている料金、同条第二項の規定により認可を受けている契約約款に定める提供条件、同条第四項の規定により同条第二項の認可を受けたとみなされる契約約款に定める提供条件又は同条第五項の規定により届け出ている契約約款であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第四十七条第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款に定める提供条件とみなす。

11 施行日前に旧放送法第五十二条の七第一項の規定により有料放送事業者に対して総務大臣がした命令であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第五十六条第一項の規定によつてした

命令とみなす。

12 施行日前にみなし認定基幹放送事業者、みなし登録一般放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者によつてされた放送についての旧放送法第四十条の規定の適用については、なお従前の例による。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧電波法第四条の規定による放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許を受けている者であつて、新電波法第四条の規定による基幹放送局の免許を受けるべき者に該当するものは施行日に同条の規定による基幹放送局の免許を受けたものと、同条の規定による放送をする無線局(基幹放送局を除く。以下この条において「一般放送局」という。)の免許を受けるべき者に該当するものは施行日に新電波法第四条の規定による一般放送局の免許を受けたものとみなす。この場合において、同条の規定による基幹放送局又は一般放送局の免許を受けたものとみなされる者に係る同条の有効期間は、新電波法第十三条第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧電波法第四条の免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現にされている旧電波法第六条第二項の規定による放送をする無線局の免許の申請は、新電波法第六条第二項の規定による申請をすべき者に係るものにあつては同項の規定による基幹放送局の免許の申請と、同条第一項の規定による申請をすべき者に係るもの

にあつては同項の規定による一般放送局の免許の申請とみなす。

3 施行日前に旧電波法第十四条第一項の規定により交付された放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許状は、基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものにあつては新電波法第十四条第一項の規定により交付された基幹放送局の免許状とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧電波法第二十四条の第二項の規定により登録を受けている者は、施行日に、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の第二項の申請書に記載して同条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現にされている旧電波法第二十四条の第二項の規定による登録の申請は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の第二項の申請書に記載した同条第一項の規定による登録の申請とみなす。

6 施行日前に旧電波法第二十四条の第二項の規定により登録を受けている者が行った当該登録に係る点検は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の第二項の申請書に記載して同条第一項の規定により登録を受けている者が行った当該登録に係る点検とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧電波法第二十四条の四第一項の規定により交付されている登録証は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨が記載された新電波法第二十四条の四第一項の規定により交付された登録証とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により認定を受けている開設計画は、新電波法第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのものであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の認定を受けた開設計画と、新電波法第二十七条の十二第一項第二号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の認定を受けた開設計画とみなす。

9 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により提出されている開設計画は、新電波法第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の規定により提出されたものと、新電波法第二十七条の十二第二項第二号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の規定により提出されたものとみなす。

(電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 新電気通信事業法第二十四条第六項の規

定は、第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定の施行の日以後に終了する事業年度から適用する。

2 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の電気通信事業法(以下この条において「旧電気通信事業法」という。)第四百七条第一項又は第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の委員である者は、それぞれ、施行日に、新電気通信事業法第四百七条第一項又は第二項の規定により電気通信紛争処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新電気通信事業法第四百八条第一項の規定にかかわらず、施行日における旧電気通信事業法第四百七条第一項又は第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第四百四十六条第一項の規定により選任された電気通信事業紛争処理委員会の委員長である者又は同条第三項の規定により定められた委員である者は、それぞれ、施行日に、新電気通信事業法第四百四十六条第一項の規定により選任され、又は同条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員として定められたものとみなす。

4 電気通信事業紛争処理委員会の委員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(処分等の効力)
第十一条 この法律(附則第一条第二号及び第三

号に掲げる規定については、当該各規定の施行前に改正又は廃止前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第四条第二項、第五条第八項、第六条第五項、第七条及び第八条第十二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新放送法第九十三条第一項第四号及び第二項に定める基幹放送の業務に係る認定の要件その他の表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための制度の在り方について、放送の健全な発達を図り、国民にその効用をもたらすことを保障する観点から、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と新放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者との関係の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、

その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、前項に定める事項のほか、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(工場抵当法の一部改正)

第十五条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「放送(委託シテ其ノ放送番組ヲ放送セシムルコトヲ含ム)」を「基幹放送に、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)ニ謂フ有線テレビジョン放送を「一般放送(有線電気通信設備ヲ用ヒテテレビジョン放送ヲ行フモノニ限ル)」に改める。

(災害救助法及び自衛隊法の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

一 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十八号

二 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四百四号第一項

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第十七条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三十三号及び第六十号並びに別表第一中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十八条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。第百五十二条第一項において同じ。を除外。以下同じ。の)に、(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号の三)を「第二条第十六号」に、(同条第二号の五)を「同条第十八号」に、一般放送事業者は」を「基幹放送事業者は」に改め、同条第三項及び第六項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第百五十一条第三項及び第百五十一条の三中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第百五十二条第一項中「一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。次項において同じ。)、有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条の有線ラジオ放送をいう。次項において同じ。))の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第百八十五号)第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。次項において同じ。))の業務を行う者を「放送事業者(放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。次項において同じ。))」に改め、同条第二項

中「一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、有線ラジオ放送の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送の業務を行う者を「放送事業者」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三第九項中「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に改める。

附則第十四条第四項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。を除外。))又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。

附則第十五条第十四項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園をいう。を除外。))又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。

附則第七号の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の」を加え、同条第十六項中「有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者」を「有線テレビジョン放送事業者(有線電気通信設備を用いて放送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送を行う

者をいい、電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者が提供する同条第三号に規定する電気通信役務を利用して行う者を除外。に改める。

(土地収用法の一部改正)

第二十条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十六号中「放送事業」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送」に改める。

(日本赤十字社法の一部改正)

第二十一条 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「日本放送協会又は一般放送事業者」を「又は基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三に規定する一般放送事業者のうち同条第三号の四に規定する受託放送事業者以外のもをいう」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。を除外。に改める。

(有線電気通信法の一部改正) 第二十二号 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送を行うための有線電気通信設備(同法第百三十三号第一

項の規定による届出をした者が設置するもの及び前号に掲げるものを除く。）

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の十六第一項中「第二条第三号の三に規定する一般放送事業者」を「第二条第三十三号に規定する基幹放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園を除く。)」又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「同条第三号」を「同条第二十号」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第二十四条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に、「第二条第三号の二に規定する放送事業者(同条第三号の四に規定する受託放送事業者(以下「受託放送事業者」という。)を除く。)」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者」に改め、「(同条第三号の五に規定する委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること)」を削る。

第七十九条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「軌道若しくは有線放送電話」を「若しくは軌道」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とする。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定による改正前の法人税法(以下この条において「旧法人税法」という。)第四十五条第一項第七号に掲げる事業を営む法人で施行日前に附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けているものが同項に規定する受益者から交付を受けた金銭又は資材をもつて取得する同項に規定する固定資産及び当該受益者から交付を受ける旧法人税法第四十五条第二項に規定する固定資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

(登録免許税法の一部改正)

第二十七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十四号(中)「第三十八号の二第一項」を「第三十八号の二の二第一項」に改める。

第二十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第五十四号中「係る点検事業者」を「係る検査等事業者」に改め、同号(中)「点検事業者」を「検査等事業者」に、「の点検」を「の検査又は点検」に改め、「係る事業者の登録」の下に「(更新の登録を除く。)」を加え、同表第五十五号中「委託放送事業者の認定又はを認定基幹放送事業者の認定、登録一般放送事業者の登録又は」に改め、同号(中)「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同号(中)「第五十二条の三十第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同号(二)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 放送法第二百二十六条第一項(一般放送の業務の登録)の登録一般放送事業者の登録又は同法第三百十条第一項(変更登録)の変更登録(同法第二百二十六条第二項第二号の一般放送の種類増加に係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの(これらの登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るものを除く。)に限る。)

別表第一第五十六号から第五十八号までを次のように改める。

五十六から五十八まで 削除

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第五条第二項の業務区域の拡張の許可については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第五十七号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「許可又は業務区域」とあるのは「業務区域」と、「有線放送電話に関する法律」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)」

附則第七条(有線放送電話に関する法律の廃止に伴う経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第二条(法律の廃止)の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律と、「第三条(業務の許可)」とあるのは「第五条第二項」とする。

(著作権法の一部改正)

第三十条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「第二条の二第二項第二号」を「第九十一条第二項第二号」に、「第十四条第三項第三号」を「第十四条第三項第二号」に改める。

第九十九条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定は、放送を受信して自動公衆送信を行う者が法令の規定により行わなければならない自動公衆送信に係る送信可能化については、適用しない。

第一百零二条第五項ただし書及び第一百三十一条第九十九号の二を「第九十九号の二第一項」に改める。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)

第三十一条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「電気通信役務をいう」の下に「以下この号において同じ」を加え、「有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう」を「有線電気通信設備を用い

て行われる放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信事業(電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。)を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く」に改め、同条第五項中「有線テレビジョン放送法第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設を「有線電気通信設備」に改める。

(身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正)

第三十二条 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに」を「及び」に、「規定する放送をいう。以下同じ」を「規定する放送をいう」に改め、「及び有線放送(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線放送をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に改め、同条第四項第三号中「放送又は有線放送の」を削る。

(高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部改正)

第三十三条 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に、「電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第五条第四項に規定する人工衛星局により行われるもの以外のもの」を「同条第一

号に規定する基幹放送(同条第十三号に規定する衛星基幹放送を除く。)であるもの」に改め、同条第二項第一号中「電波法」の下に「昭和二十五年法律第百三十一号」を加える。

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正) 第三十四条 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「第九条第五項」を「第二十条第五項」に、「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に、「無線局により」を「無線局を用いて」に改める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正) 第三十五条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二第二項」に改め、同条第二項中「第三十八条の二十九」の下に「(同法第三十八条の六第三項の準用に係る部分を除く。)」を、「及び第三項」の下に「第一号を除く。)」を加える。

(放送大学学園法の一部改正)

第三十六条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「放送等」を「放送」に改め、「放送及び」を削り、「第二条第三号の五」を「第二条第一号」に、「委託放送業務」を「放送(同条第二十号に規定する放送局を用いて行われるものに限る。)」に改める。

第三条並びに第四条第一項第二号及び第二項中「放送等」を「放送」に改める。

第五条第一項第二号中「第十六条第三項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改める。

第二十一条第二号中「放送等」を「放送」に改める。

(電波法の一部を改正する法律の一部改正) 第三十七条 電波法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第三十八条の二」を「第三十八条の二の二」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正) 第三十八条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「第二条第三号の二」を「第二条第二十六号」に改め、「その他の放送(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。次条第二項において同じ。)」の事業を行う者」を削る。

第百五十六條中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

第百八十三條の表第七條第二項の項を削る。

(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第三十九条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九条」を「第九条第一号」に改める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正) 第四十条 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第百四条を次のように改める。

(国民投票に関する放送についての留意) 第百四条 放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。第百六条第一項において同じ。))を除く。次条において同じ。は、国民投票に関する放送については、放送法第四條第一項の規定の趣旨に留意するものとする。

第百五十五條中「一般放送事業者等」を「放送事業者」に改める。

第百六條第一項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。第四項及び第八項において同じ。)」に、「放送法第二条第二号の三」を「同条第十六号」に、「同条第二号の五」を「同条第十八号」に改め、同条第四項及び第八項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

(放送法等の一部を改正する法律の一部改正) 第四十一条 放送法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第九条第一項第五号」を「第二十号第一項第五号」に、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に、「第五十二条の四第一項」を「第四百七条第一項」に、「第五十二条の六の二第一項」を「第五百五十二条第一項」に、「第五十二条の十八第二項」を「第九十八条第二項」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「第五十二条の三十一」を「第六百六十条」に改める。

(電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第二条第二号の二の六の移動受信用地上放送」を「第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第四十三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第八条第二項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第三章第二節第四款の款名を次のように改める。

第四款 電気通信紛争処理委員会

第十九条中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に、「及び電波法を」「電波法」に、「並びに」を「及び放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)並びに」に改める。

第二十号中、「放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)」を「及び放送法」に改める。

理 由

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合するとともに、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合するとともに、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 放送に係る制度の整理・合理化を図るため、放送関連の四法律を一つに統合するとともに、放送を「基幹放送」と「一般放送」に区分し、放送の業務の参入について、基幹放送は「認定」、一般放送は「登録」とするとともに、

放送の業務と電気通信設備の設置・運用を二者で行うことも、それぞれを別の者が担うことも選択可能にする一方、地上放送において放送の業務と無線局の設置・運用を一の者が行う場合には、無線局の「免許」のみで足りる現行の制度も併存させること。

2 放送の多元性、多様性等を確保するため、基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内において定める水準を超えないことを原則とすること。

3 放送について、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告、放送番組の種別の公表、有料放送の提供条件の説明、再放送同意を巡る紛争に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁等に関する規定のほか、電波監理審議会の自主的調査審議及び建議に関する規定を整備すること。

4 電波利用に係る制度の合理化・弾力化を図るため、主たる目的に支障のない範囲で、一つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許及び目的変更の許可に関する規定を整備するとともに、免許を要しない無線局の空中線電力の上限の見直し、携帯電話基地局の免許の包括化、電波監理審議会による意見の聴取等に関する規定を整備すること。

5 電気通信事業に係る制度の整理・合理化を図るため、いわゆるコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供を巡る紛争等に係る電気通信紛争処

理委員会によるあっせん及び仲裁、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続会計に関する規定を整備するとともに、有線放送電話に関する法律の廃止及びこれに伴う規定の整備等を行うこと。

6 附則において、政府は、この法律の施行後三年以内に、表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための制度の在り方について、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と基幹放送事業者との関係(いわゆるクロスメディア所有規制)の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図ろうとする本案は、おおむね妥当なものと認めるが、電波監理審議会の自主的調査審議及び建議に関する規定を整備する改正規定を削除する修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した。

なお、本案に対し、石田真敏君外二名提出に係る修正案及び西博義君提出に係る修正案が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。
平成二十二年五月二十五日
衆議院議長 横路 孝弘殿
総務委員長 近藤 昭一

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

の一部を次のように改正する。

第五十三條の十二の次に次の一條を加える。

(建議及び資料の提出等の要求)

第五十三條の十二の二 電波監理審議會は、次

に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を総務大臣に建議することが出来る。

一 放送が国民に最大限に普及されて、その

効用をもたらすことを保障することに関する

重要事項

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障す

ることによつて、放送による表現の自由を

確保することに関する重要事項

三 放送に携わる者の職責を明らかにするこ

とによつて、放送が健全な民主主義の発達

に資するようにすることに關する重要事項

電波監理審議會は、前項に規定する事務を

遂行するため必要があると認めるときは、関

係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の

開陳、説明その他必要な協力を求めることが

できる。

第二条 放送法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 放送番組の編集等に関する通則(第

三条―第十四条)

第三章 日本放送協会

第一節 通則(第十五条―第十九条)

第二節 業務(第二十条―第二十七条)

第三節 経営委員会(第二十八条―第四十

一条)

第四節 監査委員会(第四十二条―第四十

八条)

第五節 役員及び職員(第四十九条―第六

十三条)

第六節 受信料等(第六十四条―第六十七

条)

第七節 財務及び会計(第六十八条―第八

十条)

第八節 放送番組の編集等に関する特例

(第八十一条―第八十四条)

第九節 雑則(第八十五条―第八十七条)

第四章 放送大学学園(第八十八条―第九十

条)

第五章 基幹放送

第一節 通則(第九十一条―第九十二条)

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等(第九十三条―第一百五

条)

第二款 業務(第一百六条―第一百六条)

第三款 基幹放送局提供事業者(第一百七

条―第一百五条)

第六章 一般放送

第一節 登録等(第一百二十六条―第一百三十

五条)

第二節 業務(第一百三十六条―第一百四十六

条)

第七章 有料放送(第一百四十七条―第一百五

七条)

第八章 認定放送持株会社(第一百五十八条―

第一百六十六条)

第九章 放送番組センター(第一百六十七条―

第一百七十三条)

第十章 雑則(第一百七十四条―第一百八十三

条)

第十一章 罰則(第一百八十四条―第一百九十四

条)

附則

第五十九條中「第五十三條の八」を「第七十

五條(第八十一条第六項において準用する場合

を含む。)」に改め、同条を第百九十四條とす

る。

第五十八條の二を第百九十三條とする。

第五十八條第一項第二号中「第九條の五、第

四十八條第二項(同条第三項において準用する

場合を含む。又は第五十條の三第二項(同条第

三項において準用する場合を含む。)」を「第二十

一條第三項、第二十三條第三項、第二十五條、

第二十六條第四項、第八十六條第二項又は第八

十九條第二項に改め、同項第三号中「第二十

三條の二、第三十條の二又は第三十條の三」を

「第四十一條、第六十一條又は第六十二條」に改

め、同項第四号中「第二十三條の五第一項又は

第四十條の四第二項」を「第四十四條第一項又は

第七十七條第二項」に改め、同項第五号中「第三

十八條第三項又は第四十條第四項」を「第七十二

條第三項又は第七十四條第四項」に改め、同条

第二項中「第二十三條の五第二項又は第四十條

の四第二項」を「第四十四條第二項又は第七十

七條第二項」に改め、同条を第百九十二條とす

る。

第五十七條第一項中「前三條」を「第百八十五

條から前條まで(第百八十六條を除く。)」に改

め、同条第二項中「第五十六條第二項」を「第百

八十七條第二項」に改め、同条を第百九十九條と

し、同条の次に次の一條を加える。

第百九十一條 (略)

第五十六條の三を第百八十九條とする。

第五十六條の二を第百八十八條とする。

第五十六條第一項中「第四條第一項」を「第九

條第一項(第八十一条第六項において準用する

場合を含む。)」に改め、同条を第百八十七條と

する。

第五十五條を第百八十六條とし、第五十四條

を第百八十四條とし、同条の次に次の一條を加

える。

第百八十五條 (略)

第五章中第五十三條の十三を第百八十一條と

し、同条の次に次の二條を加える。

(総務省令への委任)

第百八十二條 (略)

(経過措置)

第百八十三條 (略)

第五十三條の十二の二を第百八十條とする。

第九條の二の見出しを「(外国人向け協会国際

衛星放送の業務の方法)」に改め、同条第一項中

「外国人向け委託協会国際放送業務」を「外国人

向け協会国際衛星放送の業務」に、「第五十八條

第二項」を「第百九十二條第二項」に改め、同項

第二号を次のように改める。

二 (略)

第四條 電波法の一部を次のように改正する。

第九十九條の十四第二項中「第五十三條の十

新放送法第二百十六條第一項の規定による登録
の申請

旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の規定による許可の申請(新放送法第百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。)	新放送法第百三十三条第一項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第七條第一項の規定による許可の申請(前項の規定により新放送法第百二十六条第一項の登録を受けたものとみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)	新放送法第百三十条第一項の規定による変更登録の申請
旧有線テレビジョン放送法第七條第一項の規定による許可の申請(前項の規定により新放送法第百三十三条第一項の届出をしたものとみなされる者(以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)	新放送法第百三十三条第二項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第十條の二第一項及び第二項並びに第十條の三第二項の規定による認可の申請	新放送法第百三十四條第二項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第十三條第三項の規定による裁定の申請	新放送法第百四十四條第一項の規定による裁定の申請
旧有線テレビジョン放送法第十四條第一項の規定による認可の申請(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第百四十條第二項の規定による届出

3 この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第九條の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営んでいる者は、施行日から起算して三年間(当該期間内に新電気通信事業法第九條の登録若しくは第十二條第一項の規定による登録の拒否の処分があり、又は新電気通信事業法第十六條第一項の届出をしたときは、その日までの間)は、新電気通信事業法第九條又は第十六條第一項の規定にかかわらず、従前の例により引き続き当該有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営むことができる。その者がその期間内に新電気通信事業法第九條の登録

の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 施行日前にみなし一般放送事業者(みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。)が得た旧有線テレビジョン放送法第十三條第二項に規定する同意は、新放送法第十一條に規定する同意とみなす。

5 施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。

旧有線テレビジョン放送法第十三條第四項の規定による通知又は意見書を提出する機会の付与	新放送法第百四十四條第二項の規定による通知又は意見書を提出する機会の付与
旧有線テレビジョン放送法第十三條第五項の規定による裁定	新放送法第百四十四條第三項の規定による裁定
旧有線テレビジョン放送法第二十四條第一項の規定による命令(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第百三十八條の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十四條第二項の規定による命令(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第百四十一條の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十五條第二項の規定による命令	新放送法第百七十四條の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十七條第一項の規定による有線テレビジョン放送施設の状況その他必要な事項の報告の求め(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第百三十九條第一項の規定による報告の求め
旧有線テレビジョン放送法第二十七條第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め(旧有線テレビジョン放送法第十二條の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものに限る。)	新放送法第百四十五條第四項の規定による報告の求め

旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め(旧有線テレビジョン放送法第十二条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものを除く。)

新放送法第七十五条の規定による資料の提出の求め

旧電気通信役務利用放送法第三条第一項の規定による登録の申請(新放送法第二百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。)

新放送法第二百二十六条第一項の規定による登録の申請

6 この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の許可を受けている者であつて、みなし登録一般放送事業者に該当するものは、施行日に新放送法第四百零一条第一項の指定を受けたものとみなす。

10 施行日前にみなし一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条の二第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第三百四十四条第二項の規定によりすべき届出とみなす。

旧電気通信役務利用放送法第三条第一項の規定による登録の申請(新放送法第二百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。)

新放送法第二百三十三条第一項の規定による届出

7 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第十四条第一項の認可を受けている契約約款に定める提供条件であつて、みなし登録一般放送事業者に係るものは、新放送法第四百零一条第二項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件とみなす。

11 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第二十八條において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第二百八十一条において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。

旧電気通信役務利用放送法第六條第一項の規定による変更登録の申請(前項の規定により新放送法第二百二十六條第一項の登録を受けたものとみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)

新放送法第二百三十條第一項の規定による変更登録の申請

8 施行日前にみなし一般放送事業者によつてされた有線テレビジョン放送(旧有線テレビジョン放送法第十七条に規定する放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送を除く。)についての同条において準用する旧放送法第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

(電気通信役務利用放送法の廃止に伴う経過措置)
第六條 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の電気通信役務利用放送法(以下この条において「旧電気通信役務利用放送法」という。)第三条第一項の規定により登録を受けている者であつて、新放送法第二百二十六條第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものと、新放送法第二百三十三條第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

旧電気通信役務利用放送法第六條第一項の規定による変更登録の申請(前項の規定により新放送法第二百三十三條第一項の届出をしたものとみなされる者(以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)

新放送法第二百三十三條第二項の規定による届出

9 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条において準用する旧放送法第三条の四第二項、第三項、第五項及び第六項の規定によりした又はすべき行為は、それぞれ新放送法第六條第二項、第三項、第五項及び第六項の規定によりした又はすべき行為とみなす。

2 施行日前に旧電気通信役務利用放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出とみなす。

3 施行日前にみなし一般放送事業者(みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。)が旧電気通信役務利用放送法第七條第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第二百三十四條第二項の規定によりすべき届出とみなす。

4 施行日前にみなし一般放送事業者が得た旧電気通信役務利用放送法第十二條に規定する同意は、新放送法第十一條に規定する同意とみなす。

5 施行日前にみなし一般放送事業者によつてされた電気通信役務利用放送(旧電気通信役務利用放送法第十五條に規定する他の電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信するものを除く。)についての同条において準用する旧放送法第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

6 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧電気通信役務利用放送法第十五条において準用する旧放送法第三条の四第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第五条の規定によりした又はすべき行為は、それぞれ新放送法第六条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第十条の規定によりした又はすべき行為とみなす。

7 施行日前に旧電気通信役務利用放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。

旧電気通信役務利用放送法第十五条において準用する旧放送法第五十二条の七第三項の規定による命令	新放送法第百五十六条第四項の規定による命令
旧電気通信役務利用放送法第十五条において準用する旧放送法第五十三条の八の規定による資料の提出の求め	新放送法第百七十五条の規定による資料の提出の求め
旧電気通信役務利用放送法第十六条第一項の規定による命令（みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。）	新放送法第百三十八条の規定による命令
旧電気通信役務利用放送法第十六条第三項の規定による命令	新放送法第百七十四条の規定による命令
旧電気通信役務利用放送法第十七条第一項の規定による電気通信役務利用放送設備の状況その他必要な事項の報告の求め（みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。）	新放送法第百三十九条第一項の規定による報告の求め
旧電気通信役務利用放送法第十七条第一項の規定による電気通信役務利用放送の業務の状況の報告の求め	新放送法第百七十五条の規定による資料の提出の求め

8 施行日前に旧電気通信役務利用放送法第二十一条において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第百八十一条において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の規定によりした又はすべきものとみなす。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限（平成二十二年十二月三十一日）を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 廃止期限の延長

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を、平成二十七年三月三十一日まで延長すること。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を延長しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

平成二十二年五月二十五日

総務委員長 近藤 昭一
衆議院議長 横路 孝弘殿

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月十四日

参議院議長 江田 五月
衆議院議長 横路 孝弘殿

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めの件

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定

日本国政府及びアイルランド政府は、社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアイルランドをいう。

(b) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

アイルランドについては、アイルランドの市民

(c) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則
アイルランドについては、次条1に掲げる法律及び規則

(d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関
アイルランドについては、社会・家族大臣

(e) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）
アイルランドについては、社会・家族省

(f) 「保険期間」とは、一方の締約国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間をいう。ただし、他の社会保障に関する協定であつてこの協定と同種のものにより、又は欧州連合の移民労働者のための社会保障に関する規則により、一方の締約国の法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間については、含まない。

(g) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

3 この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 アイルランドについては、

(a) 次の事項に関する社会福祉法及び社会福祉法に基づいて定めた規則について適用する。

(i) 国家年金（拠出制）

(ii) 国家年金（移行）

(iii) 寡婦・寡夫年金（拠出制）

(iv) 障害年金

(v) 保護者給付（拠出制）

(vi) 死別手当金

(vii) 雇用及び自営活動に関する保険料の納付義務

(b) (a)に掲げる法令を改正し、補足し、統合

し、又は代替する将来の法令について適用する。ただし、この協定は、他の種類の給付又は新たな部類の受給者を設ける将来の法令については、適用しない。

令の規定の適用を妨げるものではない。

2 日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

(a) 国民年金（国民年金基金を除く。）

(b) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(c) 国家公務員共済年金

(d) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(e) 私立学校教職員共済年金

(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含まない。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者による権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基いて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

2 一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であつた場合と同一の条件で支給する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から他方の締約国の領域内において当該雇用者のために就労しよう派

遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

3 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

4 3に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して3に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

1 一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者について、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる場合には、当該者について、当

該一方の締約国の法令のみを適用する。この規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用に雇用されている場合には、当該者が当該一方の締約国の居住者でない限り、当該者について、当該他方の締約国の法令のみを適用する。

2 国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇用の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十二年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条 随伴する配偶者及び子

日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりアイルランドの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。
(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従つて決定する。

第十二条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三章 給付に関する規定

第十三条 通算及び給付

1 アイルランドの法令に基づく保険の加入開始から少なくとも五十二週の保険料納付期間を満たしているが、給付を受ける権利の取得のための保険料納付要件を満たしていない場合には、アイルランドの実施機関は、この条の規定に基づき給付を受ける権利を確立するため、アイルランドの法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間をアイルランドの法令による保険期間として考慮するものとし、当該保険期間をアイルランドの法令による保険期間と通算する。アイルランドの実施機関は、アイルランドの法令の下での関係法令上の保険料納付要件に従い通算される期間を

基礎として、給付を受ける権利の取得について決定する。

2 アイルランドの実施機関は、次の方式に従い、支給するアイルランドの給付(死別手当金及び保護者給付(拠出制)を除く)の額を計算する。

(a) 両締約国の法令によるすべての保険期間がアイルランドの法令による保険期間であつたとした場合に支給される理論上の給付の額(成年有資格者に対する加算以外の追加額、補足又は加算を除く)を計算する。
(b) 当該理論上の給付の全額に乘ずる比率を計算する。この場合において、当該比率は、該当する者がアイルランドの法令により満たしている保険期間の合計を、当該者が両締約国の法令により満たしている保険期間の合計で除して得られる比率と同一とする。

このようにして計算される比率を乗じて得られる額に、成年有資格者に対する加算以外の追加額、補足又は加算を加えた額が、アイルランドの実施機関により当該者に対して支給される給付の額となる。

3 死別手当金及び保護者給付(拠出制)については、支給される給付の額は、アイルランドの法令の下での関係法令上の保険料納付要件に従つて決定する。

4 1の規定に基づき給付を受ける資格を決定するため、日本国の法令による一箇月の保険期間は、アイルランドの法令による四・三三週の保険料納付期間と同等のものとして扱う。このよう計算から生ずる端数は、整数に切り上げる。ただし、いずれの保険料納付年において

も保険料納付期間の週の総数が五十二を超えないことを条件とする。

第二章 日本国の給付に関する規定
第十四条 通算

1 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、アイルランドの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、

(a) 日本国の実施機関は、各暦年について、アイルランドの法令により当該暦年に付与された四・三三週の保険期間(アイルランドの実施機関により証明されたものに限り。)ごとに一箇月の保険期間を付与し、残余の端数は整数に切り上げる。日本国の実施機関により付与される保険期間は、一箇月を単位として、日本国の法令により保険期間として既に算入された月を除くほか、当該暦年において最初の月から始まる順序で割り当てる。ただし、日本国の法令による個々の給付を受ける権利の確立に必要な場合には、当該付与される保険期間の月は、当該暦年において最後の月から始まる逆の順序で割り当てる。この(a)の規定によって割り当てられる保険期間の月数及び日本国の法令により保険期間として既に算入された月数の総数は、一暦年について十二を超えない。

(b) アイルランドの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十五条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付(保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。)を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がアイルランドの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとも確立される場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

第十六条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付

を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにアイルランドの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付当該制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限り。に關しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びアイルランドの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

4 2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に關しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合においては、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれをを超える場合に一定額が支給されるものについては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十七条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

(a) この協定の実施のために必要な行政上の取決めに關して合意する。

(b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限り。)に關するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第十八条 情報の伝達及び秘密性は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に關する情報(この協定の実施のために必要なものに限り。)を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局

められた期間に等しい場合又はこれをを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれをを超える場合に一定額が支給されるものについては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請がある場合には、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該他方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であつて、1に規定する情報以外のもの（当該一方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該他方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができ。当該一方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、当該情報は、当該一方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

3 一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のため当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第十九条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合においては、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を

要しない。

第二十条 両締約国間の連絡

1 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定又はこの協定が適用される法令の適用上必要な場合には、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、直接に連絡することができ。その連絡は、両締約国の各々の言語のいずれによつても行うことができる。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国のいづれかの言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十一条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十二条 給付の支払

この協定に係る給付の支払は、いづれの締約国の通貨によつても行うことができる。

第二十三条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国の関係当局間の協議により解決する。

第五部 経過規定及び最終規定

第二十四条 経過規定

1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3 第七条1又は3の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日を開始したものとはみなす。

4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

6 給付の申請又はこの条の規定に従つて見直される決定に関する申請が、この協定の効力発生の日から二年以内に行われる場合には、この協定の適用により生ずる権利は、当該効力発生の日又はそれ以降の最も早い日において取得される。申請が、この協定の効力発生の日から二年を経過した後に行われる場合には、当該申請に係る決定の効力発生の日については、関係締約国の法令が適用される。

第二十五条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十六条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いづれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合に、終了の日の前に給付の申請を提出し、かつ、当該日の前に当該給付を受ける権利の取得のための要件を満たしていた者がこの協定の下で取得した当該給付を受ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九百九十九年十月二十九日にダブリンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

ト部敏直

アイルランド政府のために

メアリー・ハナフィン

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国とアイルランドとの間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度への強制加入に関する法令が二重に適用される問題及び短期間の派遣では就労地国の年金を受給する権利を取得するために必要な期間の要件を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となつていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図るべく、アイルランド政府との間で、平成二十一年三月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、同年十月二十九日にダブリンにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、日本・アイルランド両国間における年金制度への二重加入の問題の解決を図ること及び保険料掛け捨て問題の解消を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、また、アイルランドについては、国家年金(拠出制)、国家年金移行(寡婦・寡夫年金(拠出制)、障害年金、保護者給付(拠出制)、死別手当金並びに雇用及び自営活動に関する保険料の納付義務に関

する社会福祉法及び同法に基づいて定めた規則について適用すること。

2 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。

3 被用者又は自営業者が、派遣又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。

4 アイルランドの実施機関は、アイルランドの給付を受ける権利を確立するため、アイルランドの法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間を考慮すること。

5 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、アイルランドの法令による保険期間を考慮すること。

なお、本協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、二重適用の問題及び保険料掛け捨ての問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されることにより、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両

国間の関係がより一層緊密化されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十二年五月二十六日

外務委員長 鈴木 宗男

衆議院議長 横路 孝弘殿

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月十四日

参議院議長 江田 五月

衆議院議長 横路 孝弘殿

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めの件

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定

日本国及び中華人民共和国中央政府によつてこの協定を締結することについて正当に授權された中華人民共和国マカオ特別行政区(以下「マカオ特別行政区」という。)(以下「両締約者」という。)

は、

両締約者の協定地域の間の及び両締約者の協定地域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、マカオ特別行政区にあつてはマカオ特別行政区民航局及び同局が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第四条の規定に従い、一方の締約者が他方の締約者に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約者が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「協定地域」とは、日本国に関しては、条約第二条に定める領域の意味を有し、マカオ特別行政区に関しては、マカオ半島、タイパ島及びコロアナ島をいう。

(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」とは、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

- (f) 「付表」とは、この協定の付表(第十八条の規定により改正されるものを含む。)をいう。
- (g) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。
- (h) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。
- (i) 締約者の「法令」とは、当該締約者の協定地域において施行されている法令をいう。
- 2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

両締約者は、この協定の実施に当たっては、条約の規定(条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書及び条約第九十条又は第九十四条の規定に基づく条約又は附属書の改正条項であつて両締約者について適用されるものを含む。)が国際航空業務に適用される限度においてこれらの規定に従つて行動する。

第三条

一方の締約者は、特に、他方の締約者の指定航空企業が協定業務を開設し、かつ、運営することができるようにするため、当該他方の締約者に対しこの協定に定める権利を許与する。

第四条

1 一方の締約者は、他方の締約者に対し、協定業務を運営することを目的とする一又は二以上の航空企業を文書により指定し、及びその指定を取り消し、又は当該指定を変更する権利を有する。

2 いずれの特定路線における協定業務も、前条

の規定に基づいて権利を許与された締約者の選択により直ちに又は後日開始することができ。ただし、第十二条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

- (a) 権利を許与された締約者が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。
- (b) 権利を許与する締約者が自己の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約者は、3及び第八条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

3 一方の締約者が指定する各航空企業は、他方の締約者の航空当局の要求を満たすため、国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される当該他方の締約者の法令に定める要件を満たすことを示すことが求められる。

第五条

- 1 一方の締約者の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。
- (a) 他方の締約者の協定地域を無着陸で横断飛行する特権
- (b) 運輸以外の目的で他方の締約者の協定地域に着陸する特権

2 一方の締約者の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込むため、他方の締約者の協定地域内における付表に定める当該特定路線上の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約者の航空企業に対

し、有償又は貸切りで他方の締約者の協定地域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその協定地域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第六条

一方の締約者がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約者の指定航空企業に対して課し、又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、当該一方の締約者の航空企業又はその他の航空企業であつて、国際航空業務に従事するものが当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第七条

1 一方の締約者の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約者の協定地域の上空の飛行中に消費され、又は使用される場合を含め、当該協定地域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約者の指定航空企業の航空機に他方の締約者の協定地域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、相互主義に基づき、かつ、当該他方の締約者の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約者の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に

供するため他方の締約者の協定地域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、相互主義に基づき、かつ、当該他方の締約者の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第八条

1 一方の締約者は、他方の締約者の指定した航空企業が当該他方の協定地域において設立され、かつ、主たる営業所を有することを示すことができない場合には、当該航空企業につき第五条1及び2に定める特権を与えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2 一方の締約者は、他方の締約者の指定航空企業が第五条1及び2に定める特権を許与する当該一方の締約者の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つた運営をしなかつた場合には、当該指定航空企業によるこれらの特権の行使を停止し、又は当該指定航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

3 一方の締約者は、他方の締約者の指定した航空企業が当該他方の協定地域において設立され、かつ、主たる営業所を有することを示すことができない場合には、当該航空企業につき第五条1及び2に定める特権を与えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

6 若しくは第十五条3の規定に従つて必要である場合を除くほか、当該他方の締約者と協議した後でなければ行使することができない。

第九条

両締約者の指定航空企業は、両締約者の協定地域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第十条

一方の締約者の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約者の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約者の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十一条

1 両締約者の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業を指定した締約者の協定地域から出発し、又は当該締約者の協定地域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該指定航空企業を指定した締約者の協定地域内の地点以外の特定路線上の地点において積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

- (a) 航空企業を指定した締約者の協定地域への及び当該締約者の協定地域からの運輸需要
- (b) 直通航空路運営の要求
- (c) 航空企業の路線が経由する地域における地

元及び地域の業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3 両締約者の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、1及び2並びに前二条に定める原則に従い、両締約者の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十二条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従って確定するものとし、また、各締約者の航空当局は、指定航空企業が確定された運賃を遵守することを各締約者の手続の適用を通じて確保する。

- (a) いずれの締約者の航空当局も、両締約者の指定航空企業に対し、当該指定航空企業が協定業務に対して課し、又は課することを予定している運賃について他の航空企業と協議を行うよう要求してはならない。
- (b) 各締約者の航空当局は、特定路線上の各締約者の協定地域から出発する片道又は往復の運送のための運賃を認可し、又は認可しない権利を有する。いずれの締約者の航空当局も、特定路線上の他方の締約者の協定地域から出発する片道又は往復の運送のための運賃について、予定されている運賃の適用の開始又は有効な運賃の継続を妨げる一方的な措置をとってはならない。
- (c) 各締約者の航空当局は、両締約者の指定航

空企業に対し、各締約者の協定地域への又は当該協定地域からの運送についての許可のため、予定されている運賃を各締約者の関係手続に従って提出するよう要求することができ。ただし、この提出の期限は当該運賃の適用の開始が予定されている日の三十日より前であってはならない。

(d) 一方の締約者の航空当局は、両締約者の指定航空企業の協定業務に対する運賃に関し、他方の締約者の航空当局に対して協議を要請することができる。当該協議は、その要請を受領した後三十日以内に行う。両締約者は、問題の妥当な解決のために必要な情報の入手について協力する。両締約者の航空当局が合意に達した場合には、各締約者の航空当局は、当該合意が当該各締約者の指定航空企業が適用する運賃に反映されるよう最善の努力を払う。合意に達しない場合は、運送が出發する協定地域における締約者の航空当局の決定による。

第十三条

一方の締約者の航空当局は、他方の締約者の航空当局に対し、要請により、当該一方の締約者の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約者の協定地域へ向けて運送し、及び当該他方の締約者の協定地域から運送する貨客に関する情報及び統計(当該指定航空企業が通常公表のため作成して自己の締約者の航空当局に提出するもの)を提供する。一方の締約者の航空当局が他方の締約者の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約者の航空当局の間で討議する。

第十四条

1 両締約者は、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務を再確認する。両締約者は、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で署名された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にハーグで署名された航空機の不法な奪取の防止に関する条約、千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで署名された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約及び千九百八十八年二月二十四日にモントリオールで署名された千九百七十二年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の航空保安規定に従って行動する。

2 両締約者は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自己の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3 両締約者は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成され、かつ、条約の附属書とされる航空保安規定が両締約者に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動すべきである。各締約者は、自己の航空企業及び自己の協定地域内の空港の運営者が当該航空保安規定に従って行動することを要求すべきである。

4 一方の締約者は、他方の締約者の協定地域への入域、当該協定地域からの出域又は当該協定地域内における滞在について、自己の航空企業が当該他方の締約者により3の航空保安規定の遵守を要求されることに同意する。各締約者は、航空機を保護し、並びに旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自己の協定地域内において適当な措置をとるべきである。一方の締約者は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約者からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、その旅客若しくは乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約者は、これらの行為又はそのおそれ迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

6 一方の締約者が、他方の締約者がこの条の規定から逸脱したと信ずるに足りる合理的な理由を有する場合においては、当該一方の締約者は、当該他方の締約者に対して協議を要請することができる。当該協議は、要請の受領の日から十五日以内に行う。協議の開始から十五日以内に満足する合意に達することができなかったことは、当該他方の締約者の指定航空企業に対して運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又

はこれに条件を付するための根拠となる。緊急事態により、航空の安全を保護し、又はこの条の規定の更なる違反を防止することが正当化される場合には、当該一方の締約者は、いつでも、暫定的に運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付することができる。

第十五条

1 一方の締約者は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約者が維持する航空の安全に係る規制又は方式が条約の附属書とされる国際標準（以下「国際標準」という。）に適合していないおそれがあると認める場合には、当該他方の締約者に対し協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から三十日以内に開始する。当該他方の締約者は、この協議の結果、当該他方の締約者の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合においては、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約者は、当該他方の締約者が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかつたと認める場合には、国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することができる。

2 一方の締約者の権限のある当局は、他方の締約者の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機について、当該一方の締約者の協定地域内（飛行中である場合を除く。）において、

かつ、当該航空機の運航を不当に遅延させることなく、当該航空機の関連書類が有効であること、当該航空機の乗組員に免許が与えられていること並びに当該航空機の装備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査することができる。

3 航行の安全を確保するために必要である場合には、一方の締約者は、他方の締約者の指定航空企業に対する運営許可を直ちに停止し、又は変更することができる。

第十六条

両締約者の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約者の意図するところである。

第十七条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約者の間に紛争が生じた場合には、両締約者は、まず、両締約者間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約者が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約者の要請により、各締約者が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（その国籍又は居所により紛争に関し中立とは認められない者でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。各締約者は、紛争の仲裁を要請する公文を一方の締約者が他方の締約者から受領

した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約者が六十日の期間内に自己の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約者も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

第十八条

1 いずれの一方の締約者も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約者との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定付表を除く。この規定について行われる場合には、当該改正は、各締約者によりその法的手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する公文が両締約者の政府の間で交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約者の航空当局の間で行う。両締約者の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、両締約者の政府の間の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十九条

一方の締約者は、他方の締約者に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告があつたときは、この協定は、当該他

方の締約者が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約者の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。

第二十条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十一条

この協定は、各締約者によりその法的手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する両締約者の政府の間の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十年二月十日にマカオで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

佐藤重和

中華人民共和国マカオ特別行政区のために

劉仕堯

付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
日本国内の地点—マカオ—後に特定される地点

日本国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の協定地域内の一地点をその起点とするものとし、路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によつて省略することができる。

2 マカオ特別行政区の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
マカオ—日本国内の地点

マカオ特別行政区の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、マカオをその起点とするものとする。

3 中間地点又は以遠の地点として、中国本土、台湾及び香港における地点に寄航することはできない。

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

本件の目的及び要旨

我が国政府は、中華人民共和国マカオ特別行政区(以下「マカオ特別行政区」という。)から提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とマカオ特別行政区との間の人的交流の拡大を踏まえ、平成二十一年五月にマカオ特別行政区との間で航空協定を締結するための交渉を行い、協定案文について実質的な合意に達した。これを踏まえ、平成二十二年二月十日にマカオにおいて、本協定の署名が行われた。
本協定は、我が国とマカオ特別行政区との間

及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一方の締約者の航空企業は、他方の締約者の協定地域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約者の協定地域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができること。

2 一方の締約者の指定航空企業は、付表に定める路線(以下「特定路線」という。)において、他方の締約者の協定地域内の地点に着陸して定期的に両締約者間の貨客を運送することができることともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約者の協定地域内の地点との間の貨客を運送することができること。

3 一方の締約者の指定航空企業は、他方の締約者の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられることともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約者の関税等を免除されること。

4 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約者の協定地域発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給すること。

5 各締約者の航空当局は、自らの協定地域から出発する協定業務のための運賃を認可する権利を有するが、他方の締約者の協定地域か

ら出発する協定業務のための運賃について一方的な措置をとってはならないこと。

6 両締約者は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法行為等を防止するため、適当な措置をとること。

7 一方の締約者は、他方の締約者に対し、航空の安全に関する協議を要請することができるほか、自らの協定地域内において当該他方の締約者の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができること。

なお、協定の不可分の一部を成す付表は、両締約者の指定航空企業が運営することのできる路線を具体的に定めている。

本協定は、各締約者によりその法的手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する両締約者の政府の間の公文が交換された日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とマカオ特別行政区との間の人的及び経済的な交流が更に促進されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十二年五月二十六日

外務委員長 鈴木 宗男
衆議院議長 横路 孝弘殿

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二十二年四月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成二十二年四月九日閣議決定）に基づき、平成二十二年四月十四日から平成二十三年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産

業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
内閣提出に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成二十二年四月九日閣議決定）に基づき、平成二十二年四月十四日から平成二十三年四月十三日までの間、同法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての

貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置並びに同法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十二年五月二十六日

経済産業委員長 東 祥三

衆議院議長 横路 孝弘殿

口蹄疫対策特別措置法案

右の議案を提出する。

平成二十二年五月二十六日

提出者

農林水産委員長 筒井 信隆

口蹄疫対策特別措置法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 口蹄疫のまん延を防止するための措置（第四条—第十七条）

第三章 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等（第十八条—第二十一条）

条

第四章 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置（第二十二条—第二十三条）

第五章 雑則（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「患畜」とは、口蹄疫にかかっている家畜をいう。

2 この法律において「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び口蹄疫の病原体（空气中に飛散した病原体を含む。）に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、口蹄疫の発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合には、速やかに、口蹄疫のまん延を防止する等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第二章 口蹄疫のまん延を防止するための措置

（車両等の消毒の義務）

第四条 農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止す

るために車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として指定する地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用して、当該者の使用する車両その他の農林水産省令で定める物品を消毒しなければならない。	7 農林水産大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。 8 前項の規定は、第一項の指定の解除をしたときに準用する。 (患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援) 第五条 農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援を行う必要がある地域として指定する地域内に存する患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。第二十一条第一項の規定にかかわらず、当該死体を焼却し、又は埋却することが困難な場合には、家畜防疫員に對し、これらの死体の焼却又は埋却を求めることができる。	5 第一項の指定については、前条第五項から第八項までの規定を準用する。 (患畜等以外の家畜の殺処分等) 第六条 都道府県知事は、法第三章に規定する措置だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患畜等以外の家畜の殺処分を行う必要がある地域として指定する地域内において都道府県知事が指定する家畜(患畜及び疑似患畜を除く。)を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができる。	5 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するため必要があるときは、第一項の規定による勧告に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指示することができる。 6 第一項の勧告に従つてその所有する家畜を自ら殺した者又は第二項の規定により殺された家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。 7 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、前項の規定による指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。 8 第六項に規定する焼却又は埋却については前条第一項から第四項までの規定を、前項に規定する焼却又は埋却については同条第三項及び第四項の規定を準用する。 9 都道府県知事は、第一項の勧告に従つてその所有する家畜を自ら殺したため損失を受けた当該家畜の所有者に對し、その生産に要する費用その他の通常生すべき損失として政令で定める損失を補てんしなければならない。 10 都道府県知事は、第二項の規定によりその所有する家畜を殺されたため損失を受けた当該家畜の所有者に對し、その生産に要する費用その他の通常生すべき損失として政令で定める損失を補償しなければならない。
2 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するため特に必要があるときは、前項に規定する設備を設置している場所を通行しようとする者の使用による消毒に代えて、当該都道府県の職員にこれを消毒させることができる。 3 第一項の地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用して、自らその身体を消毒しなければならない。	2 家畜防疫員は、前項の規定による求めがあつたときは、当該求めのあつた死体を焼却し、又は埋却するものとする。 3 国は、前項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行う患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずるものとする。 4 第一項の指定に係る地域をその区域に含む地方公共団体は、第二項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行う患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の確保その他の必要	3 都道府県知事は、第一項の勧告をし、又は前項に規定する措置を実施する場合には、同時に、農林水産省令で定めるところにより、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の農林水産省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない当該勧告をし、又は当該措置を実施すべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。 4 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該勧告又は措置の後相当の期間内に、	9 都道府県知事は、第一項の勧告に従つてその所有する家畜を自ら殺したため損失を受けた当該家畜の所有者に對し、その生産に要する費用その他の通常生すべき損失として政令で定める損失を補てんしなければならない。 10 都道府県知事は、第二項の規定によりその所有する家畜を殺されたため損失を受けた当該家畜の所有者に對し、その生産に要する費用その他の通常生すべき損失として政令で定める損失を補償しなければならない。
4 都道府県知事は、第一項又は前項に規定する設備を設置している場所ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める表示をしなければならぬ。 5 第一項の指定は、都道府県知事の申請に基づき、行うものとする。 6 農林水産大臣は、前項の規定にかかわらず、口蹄疫のまん延が二以上の都道府県の区域にわたる場合その他必要があると認める場合には、関係都道府県知事の意見を聴いて、第一項の指定を行うことができる。	3 国は、前項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行う患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずるものとする。 4 第一項の指定に係る地域をその区域に含む地方公共団体は、第二項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行う患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の確保その他の必要	3 都道府県知事は、第一項の勧告をし、又は前項に規定する措置を実施する場合には、同時に、農林水産省令で定めるところにより、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の農林水産省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない当該勧告をし、又は当該措置を実施すべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。 4 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該勧告又は措置の後相当の期間内に、	9 都道府県知事は、第一項の勧告に従つてその所有する家畜を自ら殺したため損失を受けた当該家畜の所有者に對し、その生産に要する費用その他の通常生すべき損失として政令で定める損失を補てんしなければならない。 10 都道府県知事は、第二項の規定によりその所有する家畜を殺されたため損失を受けた当該家畜の所有者に對し、その生産に要する費用その他の通常生すべき損失として政令で定める損失を補償しなければならない。

11 前二項の規定による補てん金又は補償金については、家畜の所有者が迅速にその交付を受けることができるよう、家畜の所有者からの請求を待たずに仮払をする方法その他の政令で定める方法により交付するものとする。

12 都道府県知事は、第六項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却した者に対し、焼却又は埋却に要した費用を交付する。

13 第九項から前項までに定めるもののほか、第九項、第十項又は前項に定める措置に関し必要な事項は、政令で定める。

14 第一項の指定については、第四条第五項から第八項までの規定を準用する。

(化製場等に関する法律の特例)

第七条 第五条第二項(前条第八項において準用する場合を含む。)又は前条第六項若しくは第七項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却する場合には、化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)第二条第二項の規定は、適用しない。

(農林水産大臣の都道府県知事に対する指示等)

第八条 農林水産大臣は、法第四十七条に定めるもののほか、口蹄疫のまん延により畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に第四条第二項若しくは第四項の規定による消毒に係る措置(当該措置に係る地域の指定が同条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。)、第五条第二項(第六条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による焼却若しくは埋却に係る措置(当該措置に係る地域の指定が第五条

第五項において準用される第四条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。又は第六条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による措置(当該勧告又は措置に係る地域の指定が同条第十四項において準用される第四条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。)を実施すべき旨を指示することができる。

2 農林水産大臣は、都道府県知事が前項の指示に従わないときその他特に必要があると認めるときは、第四条第二項若しくは第四項の規定による消毒に係る措置、第五条第二項の規定による焼却若しくは埋却に係る措置又は第六条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による措置を自ら実施することができる。

3 農林水産大臣は、法第三十一条の規定による動物用生物学的製剤等の注射について法第四十七条の規定による指示をした場合において都道府県知事が当該指示に従わないときであつて、動物用生物学的製剤等の注射を用いない措置では口蹄疫のまん延を防止することができないと認めるときは、家畜防疫官に当該注射を行わせることができる。

4 法第四十八条の規定は、第一項の指示をした場合に準用する。この場合において、「第二章又は第三章」とあるのは、「口蹄疫対策特別措置法第五条又は第六条」と読み替えるものとする。

(焼却又は埋却に関する留意事項)

第九条 法第二十一条第一項の規定による患者又は

は疑似患者の焼却又は埋却については、できる限り当該患者又は疑似患者がと殺された場所に近い場所で行われなければならない。

(家畜防疫員の確保)

第十条 都道府県知事は、当該地域内における家畜伝染病に関する知識経験を有する人材の活用を図ることににより、口蹄疫のまん延を防止するための施策を実施するために必要な家畜防疫員を確保するよう努めるものとする。

(簡易畜舎の建設等を促進するための農地法に係る措置)

第十一条 国は、口蹄疫のまん延を防止するための法第三十二条の規定による禁止又は制限に係る区域内に畜舎を有する者が、当該畜舎に隣接する農地を当該禁止又は制限に起因して建設することが必要となる一時的に使用する畜舎の敷地の用等に供することが可能となるよう、農地に関する制度等について、必要な措置を講ずるものとする。

(催物の開催の停止の要請等)

第十二条 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するため必要があるときは、法第三十三条に定めるもののほか、催物の開催者に対して、当該催物の開催の停止又は制限を要請することができる。

(患者の判定の迅速化のための措置)

第十三条 国は、患者の判定の迅速化に資するよう、家畜が所在する地域における専門家による患者の判定の迅速な実施、口蹄疫の病原体の有無に係る検査の円滑かつ迅速な実施その他の必

要な措置を講ずるものとする。

(口蹄疫のまん延を防止するための措置についての適切な配慮)

第十四条 国及び地方公共団体は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するための措置を講ずるに当たっては、できる限り関係者の意向を十分尊重するなど、当該措置が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(口蹄疫のまん延の防止に関する調査研究等)

第十五条 国及び都道府県は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫の感染経路及びそのまん延の原因の究明、口蹄疫の予防及びまん延の防止のための研究開発の推進及びその成果の普及並びに調査研究の体制の整備、口蹄疫に係る検査体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(偶蹄類に属する野生動物の監視等)

第十六条 都道府県知事は、偶蹄類に属する野生動物に係る口蹄疫の発生の状況の監視その他の当該野生動物に係る口蹄疫の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(ねずみ等の駆除等の実施)

第十七条 家畜の所有者は、口蹄疫のまん延を防止するために、農林水産省令で定めるところにより、畜舎及びその周辺において、適切な消毒を実施するほか、その病原体を媒介するおそれがあるねずみ、昆虫等の駆除を実施するよう努めるものとする。

第三章 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等

(法に基づく口蹄疫に対処するための費用の国による負担)

第十八条 国は、法第十六条の規定による患者又は疑似患者であつて平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に係るものと殺の適切かつ確実な実施に資するとともに、当該患者又は疑似患者の所有者の経済的な支援に資するため、法第五十八条の規定による手当金の交付のほか、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の手当金の交付については、家畜共済の共済金の交付との整合性が図られるよう、必要な措置が講ぜられるものとする。

3 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、法第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定により焼却し、又は埋却した家畜の死体又は物品の所有者が当該焼却又は埋却に要する費用について、当該所有者が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、都道府県が支弁する法第六十条第一項の費用について、当該都道府県が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、法第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第二十八条又は第三十条の規定に基

づき消毒を行った者が当該消毒に要する費用について、当該所有者が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等)

第十九条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員が第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用、第五条第二項(第六条第八項において準用する場合を含む。)又は第六条第七項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用並びに同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用並びに同条第十二項の規定による焼却又は埋却を行った者に交付する費用の全部又は一部を負担する。

(家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん)

第二十条 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するために行われた法第三十二条から第三十四条までの規定による家畜等の移動等の禁止、停止若しくは制限又は家畜市場の自主的な開催の停止等であつて農林水産省令で定める基準を満たすものにより、家畜の所有者に、家畜に係る売上げの減少、飼料費その他の保管、輸送又は処分に要する費用の増加等が生じたときは、当該家畜の所有者の当該損失を補てんすることができるよう、法第六十条第二項の規定による措置の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業者年金の保険料の免除等の特例)

第二十一条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により重大な被害を受けた農業者年金の被保険者等については、農業者年金に係る保険料の免除、当該免除を受けた保険料の追納等に関し、政令で定めるところにより、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)の特例を設けることができる。

第四章 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置

(牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置)

第二十二条 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になっている牛、豚等の家畜の生産者、食肉、牛乳又は乳製品、畜産用資材等に係る製造、加工、流通、販売、運送等の事業を行う者等の事業の再建その他の経営の安定及びその生活の安定を図るため、当該者に対し事業の再建等に必要資金の無利子の貸付け、当該事業に係る施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域再生のための支援)

第二十三条 国及び地方公共団体は、前条に定める措置のほか、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施

することができるよう、これらの措置に必要な費用に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

(証券の携帯等)

第二十四条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証券を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(管理者に対する適用)

第二十五条 この法律中家畜又は物品の所有者に関する規定は、当該家畜又は物品を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜又は物品の運送の委託を受けた者を除く。)があるときは、その者に対して適用する。

(処分の承継人に対する効力)

第二十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指示その他の処分は、当該処分の目的である家畜その他の物の所有者又は管理者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該家畜その他の物の管理者となつた者に対しても、またその効力を有する。

2 前項の家畜その他の物の所有者又は管理者は、当該家畜その他の物を他人に譲渡し、又は管理させる場合には、その処分のあつたこと及びその処分の内容をその者に知らせなければならない。

(税制上の措置)

第二十七条 国及び地方公共団体は、平成二十二

年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が牛、豚等の家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(事務の区分)

第二十八条 第四条から第六条までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第二十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

第三条 この法律の失効前にされた第六条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による措置については、同条、第八条第一項、第二項及び第四項並びに第十九条の規定は、前条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行前に、国又は都道府県の要請に従い、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するため、その所有する家畜患者及び疑似患者を除く。を自ら殺した者に対しては、都道府県知事は、これにより通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てんするものとする。

2 第十九条の規定は前項の規定により支払われる費用について準用する。

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、最近における畜産及び酪農の経営の実態、この法律及び法の施行の状況等を踏まえ、平成二十四年三月三十一日までの間に、効果的な家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止の在り方、家畜伝染病にかかっている家畜等が大量に発生した場合における適切な埋却場所の確保に必要な法制度の整備等について検討を行い、その結果に基づき、法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第 号)

第四条から第六条までの規定により都道府県が処理することとされている事務

理 由

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一千億円の見込みである。

明治二十五年三月十一日
第一種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 三四五円 三三〇円